

---

# 千 環 協 案 内

---

平成 21 年 度 版



千葉県知事登録事業者団体  
千葉県環境計量協会

<http://www.senkankyō.jp/>

## 千環協案内（平成21年度版）刊行に当たって

千葉県環境計量協会（略称：千環協）は、千葉県内に登録の環境計量事業者の団体として、昭和51年6月に会員数7社で創立されました。以来本年で33年目を迎え、会員数は、現在正会員59社、賛助会員6社の合計65社となっております。また、今年度は7月に開催された第21回日環協関東支部環境セミナー in Makuhari の担当県としてその準備にあたり、会員の皆様に絶大なるご協力をいただき、成功裏に進められたことをあらためて御礼申し上げる次第であります。

当協会は、「環境計量に関する技術の向上と適正な環境計量の実施を確保すること」を目的として、環境計量に関する技術講演会・各種研修会の開催、全会員参加によるクロスチェックの実施、分析技術事例発表会の開催など分析精度管理の向上に努めるとともに、各委員会活動、ワーキンググループ活動更には関係団体との交流を通じて環境計量のプロとして不断の努力と研鑽を積み重ねております。

本年度の「千環協案内」では、当協会会員事業所の最新の業務案内を掲載すると共に、参考資料として土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案の概要を併せて掲載いたしました。各方面でご活用頂ければ幸いと存知、ご案内申し上げます。

平成21年10月

千葉県環境計量協会  
会長 武藤 敏夫

1. 業 務 内 容 .....	1~8
2. 会 員 名 簿 .....	9~18
3. 会 員 ガ イ ド .....	19~143
4. 土 壌 汚 染 対 策 法 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 省 令 案 の 概 要 .....	145~172

# 1. 業 務 内 容



## I 設立趣旨

本会は、環境計量に関する技術の向上と、適正な環境計量の実施を確保することを目的として各種事業を実施し、併せて関係諸機関との連携を密にしつつ、千葉県の公害対策ならびに環境保全に寄与することを目的として設立された団体であります。

## II 設立及び構成

昭和51年6月25日に設立され、千葉県知事に環境計量証明事業の登録した7事業所により発足、構成会員は平成19年10月現在、正会員59事業所、賛助会員5事業所となっております。

## III 事業内容

当協会は、主として次の事業を実施しておりますが、その活動方法は全会員が五つの委員会のいずれかに所属し、全員参加ですすめております。

### 1. 総務委員会

- (1) 会員従業員を含むレクレーション行事の開催

### 2. 経営・業務委員会

- (1) 会員ガイドの発行（会員事業所ごとの人員、設備、証明分野、業務実績の紹介）
- (2) 会員の事業実態の把握とまとめ
- (3) 人材育成、組織の活性化等、経営に関する諸問題の検討
- (4) 先端研究所等、事業所訪問による紹介

### 3. 技術委員会

- (1) クロスチェック分析の実施
- (2) 定量限界地の統一等の研究
- (3) 計量機器管理の検討
- (4) 技術研究発表会の開催

### 4. 企画委員会

- (1) 研修見学会、講演会の開催
- (2) 実務者パネルディスカッションの開催

### 5. 広報情報委員会

- (1) 会報の発行
- (2) 各種情報の提供

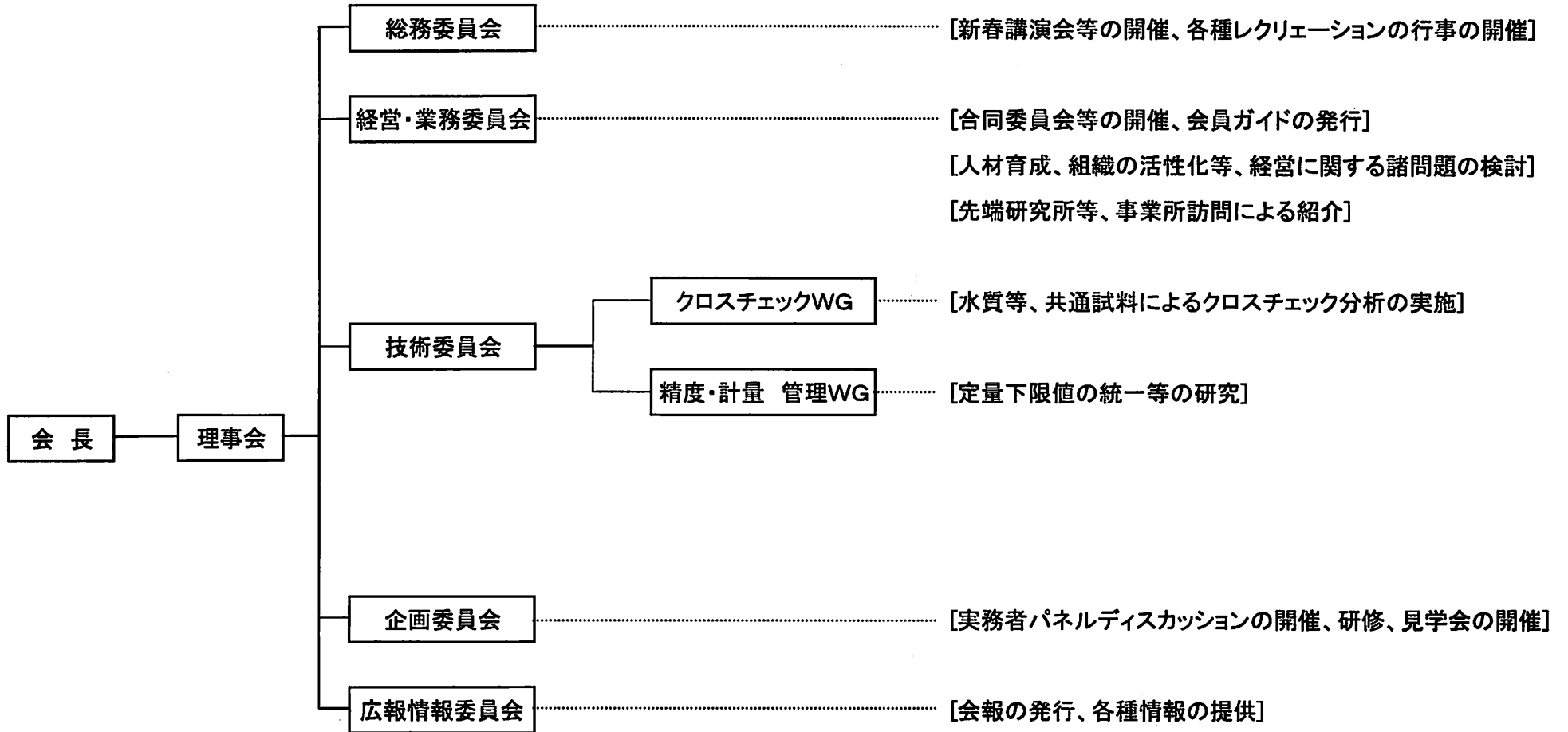
## IV 中央団体との関係

社団法人 日本環境測定分析協会及び千葉県計量協会に加入、共済事業を実施するほか、各種事業に参加及び新技術の情報提供を受けております。

また、近隣協議会（東京・神奈川・埼玉）とは、首都圏環境計量協議会連絡会を組織し、各種事業に参画しております。

# 千葉県環境計量協会の組織及び事業活動

(略称：千環協)



## 千葉県環境計量協会規約

### 第 1 章 総 則

#### (目的及び基本理念)

第 1 条 本会は環境計量に関する技術の向上と、会員相互の親和と親睦に努め、かつ関係諸機関との連絡を密にし、環境計量証明事業の正しい発展を図ることを目的とする。また、別途定める倫理綱領に基づき、環境計量証明事業者として継続的に信頼性を確保し、社会的責任を果たすことを基本理念とする。

#### (名 称)

第 2 条 本会は千葉県環境計量協会と称する。

#### (事務所)

第 3 条 本会は事務所を千葉県内におき、所要の職員をおくことが出来る。

#### (事 業)

第 4 条 本会は第 1 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 環境計量証明事業の進歩改善に関すること
- (2) 環境計量技術の向上に関すること
- (3) 環境計量に関する教育・訓練・指導に関すること
- (4) 環境計量に関する情報、資料を収集し提供すること
- (5) 官公庁及び関連団体との連絡協調をはかること
- (6) その他目的を達成するために必要な事項

#### (会 員)

第 5 条 本会の会員は、正会員、賛助会員により構成する。

2. 正会員は千葉県に登録した濃度、特定濃度、音圧レベル、振動加速度レベルに係る計量証明事業者で、本会の趣旨に賛同する法人とする。
3. 賛助会員は、前項以外で本会の目的、事業に賛同する法人とする。

#### (入 会)

第 6 条 入会を希望するものは、所定の申込書を本会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

#### (退会及び休会)

第 7 条 会員が本会を退会しようとするときは、事前に文書をもって本会に届出なければならない。

2. 会員が次の事由のいずれかに該当する場合は、理事会の決定により本会を退会または休会とするものとする。なお、理事会の退会または休会決定について、会員より疑義の申し出があった場合は、総会議事にて決定する。

また、休会後の会員の再入会については、理事会にて決定する。

- (1) 本会の目的及び基本理念に反する行為をしたとき
- (2) 本会の名誉を毀損したとき
- (3) 会費を滞納したとき
- (4) 会員である法人等が解散したとき

#### (入会金及び会費)

第 8 条 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。なお、すでに納入した入会金

及び会費については、退会等の理由にかかわらず、返還しない。

## 第 2 章 役員

(役員)

第 9 条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選出)

第 10 条 理事及び監事は総会において正会員中より選出する。ただし、任期途中にて同一会員事業所内での役員交代については、理事会にて承認する。

(役員職務)

第 11 条 会長は会を代表して会の業務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事は業務の円滑な選管にあたる。
4. 監事は会計を監査する。

(役員任期)

第 12 条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 役員に欠員が生じたときはこれを補充するものとし、補充によって選出された役員任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第 13 条 本会に顧問をおくことができる。顧問は理事会において推薦した者を会長が委嘱する。

2. 顧問は本会の運営又は事業会務につき、会長の諮問に応ずる。
3. 顧問の任期は、役員任期に準ずる。

## 第 3 章 会議

(会議)

第 14 条 会議は総会及び理事会とする。また必要に応じて専門委員会を設けることができる。

(総会開催)

第 15 条 総会は通常総会と臨時総会とし、通常総会は毎年1回以上開催する。

臨時総会は会長が必要と認めるとき開催する。ただし会員の3分の1以上から要請があった場合は総会を開催しなければならない。

(総会成立)

第 16 条 総会は正会員の2分の1以上の出席により成立する。ただし委任状を提出したものは出席者とみなす。

第 17 条 総会の議事は出席正会員の過半数で決する。可否同数のときは議長が決するところによる。

(議長)

第 18 条 総会の議長は会長がこれにあたる。

(総会議決事項)



- 第 19 条 総会は次の事項を議決する
- (1) 事業計画及び収支予算
  - (2) 事業報告及び収支決算
  - (3) 規約の変更
  - (4) その他理事会において必要と認めた事項  
(理事会の開催と議事)
- 第 20 条 理事会は会長が必要と認めたとときに開催し、規約に定めてある事項の他、次の事項を議決する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事
  - (2) 総会に付議すべき事
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事
2. 理事会の構成員は、会長、副会長、理事とし 2 分の 1 以上の出席により成立する。
  3. 理事会の議事は出席理事の過半数で決する。
  4. 理事会の議長は会長がこれにあたる。
- 第 4 章 資産会計等  
(経 費)
- 第 21 条 本会の経費は会費その他の収入をもって充当する。
2. 入会金、会費については理事会の議を経て総会で決定する。また必要ある場合は臨時会費を徴収することができる。既納の入会金、会費は返還しない。  
(資産の管理)
- 第 22 条 本会の資産の管理及び運用に関して必要な事項は理事会において別に定める。  
(事業年度)
- 第 23 条 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。  
(予算及び決算)
- 第 24 条 本会の収支予算及び決算は理事会の同意を得て会長が作成し、決算については監事の監査を受けた後、ともに総会の議決を得なければならない。
- 第 5 章 雑 則  
(解 散)
- 第 25 条 本会は理事の 3 分の 2 以上の同意を得、総会において正会員の 3 分の 2 以上の賛成により議決した場合は解散する。  
(施行細則)
- 第 26 条 この規約の施行についての細則は理事会において別に定める。

附 則

この規約の改正は平成 6 年 4 月 28 日から施行する。  
この規約の改正は平成 19 年 4 月 21 日から施行する。

## 千葉県環境計量協会倫理綱領

2007.4.20 制定

千葉県環境計量協会の会員事業所は、環境計量証明事業者として業務の信頼性を継続的に確保し、社会的責任を果たすことを基本理念として、以下の倫理綱領に基づき事業活動を行う。

### 1) 法令等の順守

計量法その他全ての関係法令の目的を十分に理解し、法令等で定められた基準、要求事項及び社会的規範を常に順守する。

### 2) 公明・正大な活動

会員は事実を尊重し、公明・正大な活動を基本として常に中立的かつ客観的な立場で対応すると共に、自らの行動に責任を持つ。

### 3) 技術の向上

適正な計量管理の実施を常に心がけると共に、環境分析に関する専門機関として自らの技術の研鑽、専門能力の維持・向上に努める。

### 4) 機密の保持

会員は業務上知りえた個人情報、顧客情報等を、厳重かつ適正に管理する。

### 5) 環境問題への対応

会員は環境保全に関連する事業者として、持続可能な循環型社会の実現に向けて、環境保全活動に自主的かつ積極的に取り組む。

### 6) 外部との連携

常に会員、関係機関との連携を図り、協会の発展に寄与すると共に、社会との調和と共存を図るため、情報発信を積極的に実施し、社会とのコミュニケーションを深め信頼関係を構築する。

## 2. 会 員 名 簿

(正 会 員 59事業所)

(賛助会員 6事業所)

# 会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分					注)	
			濃 度				音 圧		振 動・ 加 速 度
			大 気	水 質	土 壌	特・計			
アエスト環境(株) 代表取締役 三澤 剛	〒270-2221 松戸市紙敷1丁目30番地の2 Tel 047-389-6111 Fax 047-389-3366	三澤 剛	○	○	○				上
旭硝子(株) 千葉工場 工場長 田中 憲一 (ホームページアドレス) http://www.agc.co.jp/	〒290-8566 市原市五井海岸10番地 Tel 0436-23-3150 Fax 0436-23-3187	渋谷 英世 (E.メールアドレス) hideyo-sibuya@agc.co.jp	○	○	○				産
イカリ消毒(株) LC環境検査センター 代表取締役 黒澤 聰樹 (ホームページアドレス) http://www.ikari.co.jp	〒275-0024 習志野市茜浜1-5-10 Tel 047-452-6718 Fax 047-452-6720	環境分析グループ 高垣博志 (E.メールアドレス) takagaki@ikari.co.jp	○	○	○				産・上 試・環
(株)出光プランテック千葉 代表取締役社長 徹 正信	〒299-0192 市原市姉崎海岸2番地の1 Tel 0436-60-1734 Fax 0436-60-1915	飯田 信 (E.メールアドレス) makoto.iida01@si.idemitsu.co.jp	○	○	○				
荏原エンジニアリングサービス(株) 袖ヶ浦薬品事業所 所 長 榎田 則夫 (ホームページアドレス) http://www.ees.ebara.com	〒299-0267 袖ヶ浦市中袖35 Tel 0438-63-8700 Fax 0438-60-1171	佐藤 克昭 (E.メールアドレス) sato.katsuaki@ees.ebara.com		○	○				産・悪 上・試
(株)上総環境調査センター 代表取締役 浜田 康雄 (ホームページアドレス) http://www.kazusakankyo.co.jp	〒292-0834 木更津市潮見4-16-2 Tel 0438-36-5001 Fax 0438-36-5073	業務部次長 中山 徹 (E.メールアドレス) gyoumu@kazusakankyo.co.jp	○	○	○	○	○	○	産・上 悪・試 作
(株)加藤建設 環境技術部長 中嶋 正人 (ホームページアドレス) http://www.kato-kensetu.co.jp	〒284-0001 千葉県四街道市大日字大作岡 1097-7 Tel 043-304-2399 Fax 043-304-2665	環境技術部主任 平山 千恵子 (E.メールアドレス) chi.hirayama@kato-kensetu.co.jp		○	○				
(株)環境管理センター 東関東支社 取締役常務執行役員支社長 青木鉄雄 (ホームページアドレス) http://www.kankyo-kanri.co.jp/	〒266-0031 千葉市緑区おゆみ野5-44-3 Tel 043-300-3300 Fax 043-300-3312	技術営業部長 山本 重俊 (E.メールアドレス) syamamoto@kankyo-kanri.co.jp	○	○	○	※	○	○	産・上 悪・試 環・作 産・上
(株)環境コントロールセンター 代表取締役社長 松尾 博之 (ホームページアドレス) http://www.e-c-c.co.jp/ e-mail:info@e-c-c.co.jp	〒260-0806 千葉市中央区宮崎1-22-10 Tel 043-265-2261 Fax 043-261-0402	飛田 誠 (E.メールアドレス) mtobita@e-c-c.co.jp 永友 康浩 (E.メールアドレス) ynagatomo@e-c-c.co.jp	○	○					産・上

注) 特・計：特定計量証明事業 ※：県外事業所登録

産：産業廃棄物分析、環：環境アセスメント、上：上水分析、悪：悪臭、作：作業環境、試：試験・研究・開発



# 会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分					注)	
			濃 度				音 圧		振 動・ 加 速 度
			大 気	水 質	土 壌	特・計			
(株)環境測定センター 代表取締役社長 小野 博利 (ホームページアドレス) http://kansoku.jp	〒262-0023 千葉市花見川区検見川町 3-316-25 Tel 043-274-1031 Fax 043-274-1032	鈴木 健一 (E.メールアドレス) taiki@kansoku.jp	○	○					
基礎地盤コンサルタンツ(株) 代表取締役社長 小林 精二 (ホームページアドレス) http://www.kiso.co.jp	〒263-0001 千葉市稲毛区長沼原町 51 Tel 043-298-6310 Fax 043-250-5129	東京都江東区東陽3-22-6 基礎地盤コンサルタンツ(株) 環境技術センター 野田 典広 (E.メールアドレス) noda.norihiko@kiso.co.jp		○	○				試
キッコマン(株) 環境・安全分析センター 環境・安全分析センター長 増田 力 (ホームページアドレス) http://www.kikkoman.co.jp	〒278-0037 野田市野田350 Tel 04-7123-5063 Fax 04-7123-5904	業務担当者 古矢 光男 (E.メールアドレス) mfuruya@mail.kikkoman.co.jp	○	○	○		○	○	産・上 悪
(有)君津清掃設備工業 濃度計量証明事業所 取締役社長 松尾 昭憲 (ホームページアドレス) http://www.homepage2.nifty-com/k-s-s/	〒299-0236 袖ヶ浦市横田3954 Tel 0438-75-3194 Fax 0438-75-7029	松尾昭憲 (E.メールアドレス) e-mail:kss3194@nifty.com		○					
京葉ガス(株) 技術研修センター 技術研修センター部長 石上 隆	〒272-8580 市川市市川南2-8-8 Tel 047-325-4500 Fax 047-323-0692	技術開発グループ 永塚 孝幸 (E.メールアドレス) t-nagatsuka@keiyogas.co.jp		○	○				試
(株)ケーオーエンジニアリング 代表取締役社長 小栗 勝	〒277-0827 柏市松葉町2-11-11 Tel 04-7133-0142 Fax 04-7133-0131	小栗 勝 (E.メールアドレス) koe@bb.wakwak.com	○	○			○	○	
(株)ケミコート 代表取締役社長 中川 完司 (ホームページアドレス) http://www.chemicoat.co.jp	〒279-0002 浦安市北栄4-15-10 Tel 047-352-1131 Fax 047-352-1139	開発部 代田 和宏 (E.メールアドレス) k-sirota@chemicoat.co.jp		○					
(株)建設技術研究所 東京本社 河川部 水質試験室室長 込山 美光 (ホームページアドレス) http://www.ctie.co.jp e-mail:ys-komym@ctie.co.jp	〒278-0022 野田市山崎728-6 Tel 04-7121-2021 Fax 04-7121-2022	平田 治 (E.メールアドレス) o-hirata@ctie.co.jp		○	○				上・試 環
公害計器サービス(株) 代表取締役社長 佐藤 政敏 (ホームページアドレス) http://www.h2.dion.ne.jp/~kks-home/	〒290-0042 市原市出津7-8 Tel 0436-21-4871 Fax 0436-22-1617	佐藤 政敏 (E.メールアドレス) kks-sato@w6.dion.ne.jp	○	○	○				環・試

注) 特・計：特定計量証明事業 ※：県外事業所登録

産：産業廃棄物分析、環：環境アセスメント、上：上水分析、悪：悪臭、作：作業環境、試：試験・研究・開発

# 会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分						注)	
			濃 度				音 圧	振 動・ 加 速 度		其 他
			大 気	水 質	土 壌	特・計				
<b>合同資源産業(株)</b> 千葉事業所 常務取締役所長 遠藤 宣哉 (ホームページアドレス) <a href="http://www.godoshigen.co.jp/">http://www.godoshigen.co.jp/</a>	〒299-4333 長生郡長生村七井土1365 Tel 0475-32-1111 Fax 0475-32-1115	大谷 康彦 (E.メールアドレス) y.ootani@godoshigen.co.jp	○	○	○					
<b>(株)三造試験センター</b> 東部事業所 取締役所長 伊藤 秀伸	〒290-8601 市原市八幡海岸通1 Tel 0436-43-8931 Fax 0436-41-1256	佐久間信行 (E.メールアドレス) sakumtrc@mes.co.jp	○	○	○	○			産・試 上・作	
<b>JFEテクノロジー(株)</b> 千葉分析・材料事業部 取締役事業部長 坂田 敬 (ホームページアドレス) <a href="http://www.jfe-tec.co.jp">http://www.jfe-tec.co.jp</a>	〒260-0835 千葉市中央区川崎町1 Tel 043-262-2313 Fax 043-262-2199	分析部 望月 正 (E.メールアドレス) mochizuki@jfe-tec.co.jp	○	○	○	○	○	○	産・作 試・環 悪	
<b>(株)ジオソフト</b> 代表取締役社長 鈴木 民夫	〒261-0012 千葉市美浜区磯辺1-2-11 Tel 043-270-1261 Fax 043-270-1815	鈴木 民夫 (E.メールアドレス) geosoft@mti.biglobe.ne.jp						○	○	環・試
<b>習和産業(株)</b> 取締役社長 川瀬 全市郎 (ホームページアドレス) <a href="http://www.e-shuwa.jp">http://www.e-shuwa.jp</a>	〒275-0001 習志野市東習志野3-15-11 Tel 047-477-5098(代) Fax 047-477-5324	環境管理センタ 吉野 昭仁 (E.メールアドレス) yoshino-akihito@hitachi-ies.co.jp 安田 喜孝 (E.メールアドレス) yasuda-yoshitaka@hitachi-ies.co.jp	○	○	○			○	○	産・上 悪・試 作・環
<b>(株)杉田製線</b> 市川工場 代表取締役社長 杉田 光一 (ホームページアドレス) <a href="http://www.sugitawire.co.jp/">http://www.sugitawire.co.jp/</a>	〒272-0002 市川市二俣新町17 Tel 047-327-4517 Fax 047-328-6260	化成品グループ 木村 成夫 (E.メールアドレス) s-kimura@sugitawire.co.jp			○	○				産
<b>(株)住化分析センター</b> 千葉事業所 理事所長 菊地亮一 (ホームページアドレス) <a href="http://www.scas.co.jp">http://www.scas.co.jp</a>	〒299-0266 袖ヶ浦市北袖2-1 Tel 0438-63-6920 Fax 0438-63-6921	千葉営業部 保坂 典男 (E.メールアドレス) hchibaei@scas.co.jp	○	○	○	※	※	※		産・上 悪・試 環・作
<b>住鋳テクノロジー(株)</b> 東京事業所 所 長 佐々木 公司 (ホームページアドレス) <a href="http://www.sumikou-techno.jp/">http://www.sumikou-techno.jp/</a>	〒270-2214 松戸市松飛台439-2 Tel 047-394-5233 Fax 047-387-8713	所 長 佐々木 公司 (E.メールアドレス) str-tokyo@galaxy.ocn.ne.jp	○	○	○	※	※	※		産・悪 環・作 試・上
<b>住友大阪セメント(株)</b> セメント・コンクリート研究所 環境技術センター 所 長 井ノ川 尚 (ホームページアドレス) <a href="http://www.soc.co.jp">http://www.soc.co.jp</a>	〒274-8601 船橋市豊富町585 Tel 047-457-0751 Fax 047-457-7871	金井 謙介 (E.メールアドレス) kkanai@soc.co.jp		○	○			○		

注) 特・計：特定計量証明事業 ※：県外事業所登録

産：産業廃棄物分析、環：環境アセスメント、上：上水分析、悪：悪臭、作：作業環境、試：試験・研究・開発

# 会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分					音 圧	振 動 ・ 加 速 度	注) 其 他
			濃 度				特・計			
			大 気	水 質	土 壌	特・計				
セイコーアイ・テクノロジー (株) 代表取締役社長 安田 和久 (ホームページアドレス) http://www.sii.co.jp/sitr/	〒270-2222 松戸市高塚新田563 Tel 047-391-2298 Fax 047-392-3238	荒木 徹 (E.メールアドレス) techno.chem@sii.co.jp	○	○	○				産・上 作・試	
(株)総合環境分析研究所 代表取締役 高野 俊之	〒271-0067 松戸市樋野口616 Tel 047-363-4985 Fax 047-363-4985	代表取締役 高野 俊之	○							
(株)太平洋コンサルタント 常務取締役 研究センター長 曾根 徳明 (ホームページアドレス) http://www.taiheiyo-c.co.jp/ e-mail:Tokuaki_Sone@grp.Taiheiyo-cement.co.jp	〒285-0802 佐倉市大作2-4-2 Tel 043-498-3856 Fax 043-498-3919	分析技術部 綾田 隆史 (E.メールアドレス) Takashi_Ayata@grp.Taiheiyo-cement.co.jp	○	○	○	○			試	
(株)ダイワ 千葉支店 取締役千葉支店長 勝木 重信 (ホームページアドレス) http://www.daiwa-eco.com	〒283-0062 東金市家徳238-3 Tel 0475-58-5221 Fax 0475-58-5415	営業部 伊藤 裕一 (E.メールアドレス) ito@daiwa-eco.com	○	○	○	※	※	※	産・上 悪・試 環・作	
妙中鉱業(株) 総合分析センター 代表取締役社長 妙中 寛治 (ホームページアドレス) http://www.taenaka.co.jp/	〒297-0033 茂原市大芝452 Tel 0475-24-0140 Fax 0475-23-6405	金井 弘和 (E.メールアドレス) kanai@taenaka.co.jp	○	○	○					
(財)千葉県環境財団 理事長 小久保 英二 (ホームページアドレス) http://www.ckz.jp/	〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1 Tel 043-246-2078 Fax 043-246-6969	営業チーム 小笠原千幸 (E.メールアドレス) gyoumu@ckz.jp	○	○	○	○	○	○	産・上 悪・試 環・作	
財団法人 千葉県薬剤師会検査センター 理事長 櫻井 顯 (ホームページアドレス) http://www.chiba-kensacenter.or.jp/	〒260-0024 千葉市中央区中央港1-12-11 Tel 043-242-5828 Fax 043-242-5866	藤井 則昭 (E.メールアドレス) fujii-noriaki@chiba-kensacenter.or.jp	○	○	○	○	○	○	産・上 悪・試 作	
中外テクノス(株) 関東環境技術センター 所 長 鈴木 信久 (ホームページアドレス) http://www.chugai-tec.co.jp	〒267-0056 千葉市緑区大野台2-2-16 Tel 043-295-1101 Fax 043-295-1110	甘崎 恭徳 (E.メールアドレス) y.amasaki@chugai-tec.co.jp 川口 弘樹 (E.メールアドレス) h.kawaguchi@chugai-tec.co.jp	○	○	○	※	○	○	産・上 悪・試 作・環	
(株)中研コンサルタント 関東支店 技術部 技術部長 神田 彰久 http://www.chuken.co.jp/	〒274-0053 船橋市豊富町585 Tel 047-457-3628 Fax 047-457-6284	技術部長 神田 彰久 (E.メールアドレス) kanda@chuken.co.jp		○	○					

注) 特・計：特定計量証明事業 ※：県外事業所登録

産：産業廃棄物分析、環：環境アセスメント、上：上水分析、悪：悪臭、作：作業環境、試：試験・研究・開発

## 会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分					注) その他	
			濃 度				音 圧		振 動・ 加 速 度
			大 気	水 質	土 壌	特・計			
月島テクノソリューション(株) 代表取締役社長 西田 克範	〒272-0127 市川市塩浜1-12 Tel 047-359-1653 Fax 047-359-1663	技術検証部 河野 吏志 (E.メールアドレス) s_kono@tsk-g.co.jp	○	○	○				産・上 試
(株)東京化学分析センター 代表取締役社長 森本 薫子 (ホームページアドレス) http://www.tcac.co.jp	〒290-0044 市原市玉前西2-1-52 Tel 0436-21-1441 Fax 0436-21-5999	営業事務 鈴木 典子 (E.メールアドレス) suzuki123x@tcac.co.jp	○	○	○				産・上 悪・試
東京公害防止(株) 代表取締役社長 小野 次男	〒277-0863 柏市豊四季508-53 Tel 04-7174-6446 Fax 04-7174-4625	環境技術部部長 小野 真一 (E.メールアドレス) shinichi-ono@tk-b.co.jp	○	○	○				産・上 環・作 悪・試
東電環境エンジニアリング(株) 環境技術センター 所長 武藤 敏夫 (ホームページアドレス) http://www.tee-kk.co.jp e-mail:muto-toshio@mail.tee-kk.co.jp	〒267-0056 千葉市緑区大野台2-3-6 Tel 043-295-8405 Fax 043-295-8407	松本 崇 (E.メールアドレス) matsumoto-takasi@mail.tee-kk.co.jp	○	○	○	○	○	○	産・上 悪・試 環・作
東洋テクノ(株) 環境分析センター 代表取締役社長 久保田 隆	〒289-1516 山武市松尾町田越328-1 Tel 0479-86-6636 Fax 0479-86-6624 Fax 020-4623-6772	代表取締役社長 久保田 隆 (E.メールアドレス) long-kubota@nifty.com	○	○	○				産・環 上・試
(株)永山環境科学研究所 代表取締役社長 永山 瑞男 (ホームページアドレス) http://www.ngym.co.jp	〒273-0123 鎌ヶ谷市南初富1-8-36 Tel 047-445-7277 Fax 047-445-7280	永山 貴生 (E.メールアドレス) info@ngym.co.jp	○	○	○	○	○	○	産・上 悪・試 環・作
(財)成田国際空港振興協会 会 長 松井 和治 (ホームページアドレス) http://www.npf-airport.jp	〒289-1601 山武郡芝山町香山新田 字雨堤76番地 Tel 0479-78-2462 Fax 0479-78-2472	環境部 篠原 直明 (E.メールアドレス) shino@napf.or.jp		○			○	○	
ニッカウキスキー(株) 環境分析センター 所長 本田 栄一 (ホームページアドレス) http://www.nikka.com/	〒277-0033 柏市増尾字松山967 Tel 04-7172-5472 Fax 04-7175-0290	所 長 本田 栄一 (E.メールアドレス) e-honda@nikkawhisky.co.jp			○	○			産・上
日鉄環境エンジニアリング(株) 環境テクノ事業本部 取締役事業本部長 三輪 成 (ホームページアドレス) http://www.nske.co.jp e-mail:nske-techno@nske.co.jp	〒292-0825 木更津市畑沢1-1-51 君津センター Tel 0438-36-5911 Fax 0438-36-5914	板倉 勝見 (E.メールアドレス) k_itakura@nske.co.jp	○	○	○	※	○	○	産 悪・試 環・作

注) 特・計：特定計量証明事業 ※：県外事業所登録

産：産業廃棄物分析、環：環境アセスメント、上：上水分析、悪：悪臭、作：作業環境、試：試験・研究・開発



# 会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分						音 圧	振 動・ 加 速 度	注) その他		
			濃 度				大 気	水 質				土 壌	特・計
			○	○	○	※							
日鉄環境エンジニアリング(株) 君津センター 化学分析 部長 堀 豊文 (ホームページアドレス) http://www.nske.co.jp e-mail:general@nske.co.jp	〒292-0836 木更津市新港15-7  Tel 0438-37-5872 Fax 0438-37-5867	営業部 榑崎 武美 Tel 0439-52-1723 (E.メールアドレス) h_narasaki@nske.co.jp		○	○	○	※	※	※	産・悪 環・作 上・試			
日本建鐵環境エンジニアリング(株)  代表取締役社長 辻 達郎 (ホームページアドレス) http://www.kentetsu.co.jp	〒273-0045 船橋市山手1-1-1  Tel 047-435-5244 Fax 047-435-5062	常務取締役 丸山 孝彦 (E.メールアドレス) maruyama.t@cmail.kentetsu.co.jp			○								
日 廣 産 業 (株) 環境技術センター 代表取締役 野々山 剛史	〒260-0826 千葉市中央区新浜町1番地  Tel 043-266-1221 Fax 043-266-1220	杉本 剛士 (E.メールアドレス) sugimoto0418nikko@train.ocn.ne.jp			○	○							
(株)日曹分析センター 千葉事業所 所長 柳田 光広 (ホームページアドレス) http://www.ncas.co.jp e-mail:info@ncas.co.jp	〒290-0045 市原市五井南海岸12-54  Tel 0436-23-2149 Fax 0436-23-4982	高嶋 一英 (E.メールアドレス) k.takashima@nippon-soda.co.jp	※	○	○					産・作 試			
(株)日鐵テクノリサーチ かずさ事業所 所長 中西 滯 (ホームページアドレス) http://www.nstr.co.jp	〒293-0011 富津市新富20-1 新日本製鐵(株)総合技術センター内 Tel 0439-80-2654 Fax 0439-80-2731	山本 満治 (E.メールアドレス) mi-yamamoto@nstr.co.jp	○	○	○	※	※	※		産・悪 試			
日 本 環 境 (株) 千葉支店 支店長 鈴木 広美 (ホームページアドレス) http://www.n-kankyo.com	〒272-0014 市川市田尻3-4-1  Tel 047-370-2561 Fax 047-370-3050	粕川 博之 (E.メールアドレス) h_kasukawa@n-kankyo.com	○	○	○	※	※	※		産・上 悪・試 環・作			
日本軽金属(株) 船橋分析センター センター長 石澤 善博	〒274-0071 船橋市習志野4-12-2  Tel 047-477-7646 Fax 047-478-2437	石澤 善博 (E.メールアドレス) Yoshihiro_Ishizawa@shinnikkei.co.jp	○	○	○					産・上 試			
(株)日本公害管理センター 千葉支店 支店長 松倉 達夫 (ホームページアドレス) http://www14.ocn.ne.jp/~nkcc/	〒286-0134 成田市東和田348-1  Tel 0476-24-3438 Fax 0476-24-2096	角田 幸喜 (E.メールアドレス) nkcc-chiba@nctv.co.jp	※	※	※			○	○	産・上 試			
日立プラント建設サービス(株) 分析技術センタ センタ長 内富 康成 (ホームページアドレス) http://www.hitachi-hps.co.jp	〒271-0064 松戸市上本郷537  Tel 047-365-3840 Fax 047-367-6921	分析測定グループ 堤 兼資郎 (E.メールアドレス) k_tutumi@hitachi-hps.co.jp	○	○	○			○	○	悪・上 産・作 試			

注) 特・計：特定計量証明事業 ※：県外事業所登録

産：産業廃棄物分析、環：環境アセスメント、上：上水分析、悪：悪臭、作：作業環境、試：試験・研究・開発

## 会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分					注)	
			濃 度				音 圧		振 動 ・ 加 速 度
			大 気	水 質	土 壌	特 ・ 計			
<b>㈱古河電工アドバンスエンジニアリング</b> 代表取締役社長 工藤 誠 環境技術部長 長谷川 英兒 (ホームページアドレス) <a href="http://www.feae.co.jp/index.htm">http://www.feae.co.jp/index.htm</a>	〒290-8555 市原市八幡海岸通り6 Tel 0436-42-1608 Fax 0436-42-1796	環境技術部 中嶋 陽一 (E.メールアドレス) nakajima@feae.co.jp	○	○	○				作
<b>(株)三井化学分析センター</b> 市原分析部長 須藤 和冬 (ホームページアドレス) <a href="http://www.mcanac.co.jp">http://www.mcanac.co.jp</a>	〒299-0108 市原市千種海岸3番地 Tel 0436-62-9490 Fax 0436-62-8294	市原分析部 大浦 剛 (E.メールアドレス) takeshi.ooura@mitsui-chem.co.jp	○	○	○				試
<b>(株)ユーベック</b> 代表取締役社長 飯塚 嘉久 (ホームページアドレス) <a href="http://www.ubec.co.jp/">http://www.ubec.co.jp/</a> e-mail:info@ubec.co.jp	〒292-0004 木更津市久津間613 Tel 0438-41-7878 Fax 0438-41-7876	業務部 川岸 決男 (E.メールアドレス) info@ubec.co.jp	○	○	○		○	○	産・上 悪・作 試
<b>ヨシザワ(株)</b> 柏研究所 代表取締役社長 原 功 (ホームページアドレス) <a href="http://www.yoshizawa-la.co.jp">http://www.yoshizawa-la.co.jp</a>	〒277-0804 柏市新十倉二17-1 Tel 04-7131-4122 Fax 04-7131-4124	結城 清崇 (E.メールアドレス) yuuki@yoshizawa-la.co.jp			○	○			
<b>ライト工業(株)</b> 技術研究所 所 長 飯尾 正俊 (ホームページアドレス) <a href="http://www.raito.co.jp">http://www.raito.co.jp</a>	〒274-0071 船橋市習志野4-15-6 Tel 047-464-3611 Fax 047-464-3613	飯尾 正俊 (E.メールアドレス) iimasa@raito.co.jp			○	○			

注) 特・計：特定計量証明事業 ※：県外事業所登録

産：産業廃棄物分析、環：環境アセスメント、上：上水分析、悪：悪臭、作：作業環境、試：試験・研究・開発

[賛助会員]

## 会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分						注)	
			濃 度				音 圧	振 動・ 加 速 度		其 他
			大 気	水 質	土 壌	特・計				
(株)エイビス 代表取締役 吉武 俊一 (ホームページアドレス) http://www.aivs.co.jp e-mail:info@aivs.co.jp	〒105-0014 東京都港区芝3-3-14 ニットクビル5F Tel 03-5232-3678 Fax 03-5232-3679	渡邊 浩二 (E.メールアドレス) kwatanabe@aivs.co.jp								
(株)環境技術研究所 千葉営業所 所長 青柳 幹夫 (ホームページアドレス) http://www.etlabo.co.jp	〒270-1132 我孫子市湖北台2-12-15 Tel 04-7110-0359 Fax 04-7110-0360	青柳 幹夫 (E.メールアドレス) aoyagi.mikio@etlabo.co.jp	※	※	※		※	※	産・上 悪・試 環・作	
(株)コスモス テクノアソシエイト事業部 事業部長 柴田 美保子 (ホームページアドレス) http://www.cosmos-flw.co.jp	〒260-0028 千葉市中央区新町18-14 千葉新町ビル7F Tel 043-248-2391 Fax 043-248-2071	柴田 美保子 (E.メールアドレス) shibata@cosmos-flw.co.jp								
(株)東海地質 代表取締役 初瀬川 重雄	〒286-0135 成田市山ノ作134 Tel 0476-24-7120 Fax 0476-24-7121	専務取締役 初瀬川ひろ美 (E.メールアドレス) green.leaf@io.ocn.ne.jp								
東京テクニカル・サービス(株) 代表取締役 吉池 南 (ホームページアドレス) http://www.tts-4u.co.jp	〒279-0022 浦安市今川4-12-38-1 Tel 03-3688-3284 Fax 03-5667-1084	増子 勉 (E.メールアドレス) tokyo@tts-4u.co.jp	※	※	※	※	※	※	産・上 悪・試 環	
(有)ケースオフィス 代表取締役 川添 公貴 (ホームページアドレス) http://www.kz-office.co.jp	〒264-0023 千葉市若葉区貝塚町1210-15 Tel 043-233-8967 Fax 043-233-8960	川添 公貴 (E.メールアドレス) mail@kz-office.co.jp								

注) 特・計：特定計量証明事業 ※：県外事業所登録

産：産業廃棄物分析、環：環境アセスメント、上：上水分析、悪：悪臭、作：作業環境、試：試験・研究・開発

### 3. 会 員 ガ イ ド



**会員ガイド掲載社・60事業所**

**(正会員 54事業所)**

**(賛助会員 6事業所)**

1. アエスト環境株式会社	24
2. 旭硝子株式会社 千葉工場	26
3. イカリ消毒株式会社 LC環境検査センター	28
4. 株式会社出光プランテック千葉	30
5. 荏原エンジニアリングサービス株式会社 袖ヶ浦薬品事業部	32
6. 株式会社上総環境調査センター	34
7. 株式会社加藤建設 計量証明事業所	36
8. 株式会社環境管理センター 東関東支社	38
9. 株式会社環境コントロールセンター	40
10. 株式会社環境測定センター	42
11. 基礎地盤コンサルタンツ株式会社	44
12. キッコーマン株式会社 環境・安全分析センター	46
13. 京葉ガス株式会社 技術研修センター	48
14. 株式会社ケーオーエンジニアリング	50
15. 株式会社ケミコート	52
16. 合同資源産業株式会社 千葉事業所	54
17. 株式会社三造試験センター 東部事業所	56
18. JFEテクノリサーチ株式会社 千葉分析・材料事業部	58
19. 株式会社ジオソフト	60
20. 習和産業株式会社	62
21. 株式会社杉田製線 市川工場	64
22. 株式会社住化分析センター 千葉事業所	66
23. 住鋳テクノリサーチ株式会社 東京事業所	68
24. 住友大阪セメント株式会社 セメント・コンクリート研究所環境技術センター	70
25. セイコーアイ・テクノリサーチ株式会社	72
26. 株式会社太平洋コンサルタント 研究センター	74
27. 株式会社ダイワ 千葉支店	76
28. 妙中鋳業株式会社 総合分析センター	78
29. 財団法人千葉県環境財団	80
30. 財団法人千葉県薬剤師会検査センター	82
31. 中外テクノス株式会社 関東環境技術センター	84
32. 株式会社中研コンサルタント 関東支店	86

33. 月島テクノソリューション株式会社	88
34. 株式会社東京化学分析センター	90
35. 東京公害防止株式会社	92
36. 東電環境エンジニアリング株式会社 環境技術センター	94
37. 東洋テクノ株式会社	96
38. 株式会社永山環境科学研究所	98
39. 財団法人成田国際空港振興協会 環境部	100
40. ニッカウキスキー株式会社 環境分析センター	102
41. 日鉄環境エンジニアリング株式会社 環境テクノ事業本部	104
42. 日本建鐵環境エンジニアリング株式会社	106
43. 日廣産業株式会社 環境技術センター	108
44. 株式会社日曹分析センター 千葉事業所	110
45. 株式会社日鐵テクノリサーチ かずさ事業所	112
46. 日本環境株式会社 千葉支店	114
47. 日本軽金属株式会社 船橋分析センター	116
48. 株式会社日本公害管理センター 千葉支店	118
49. 日立ブランド建設サービス株式会社 分析技術センタ	120
50. 株式会社古河電工アドバンストエンジニアリング	122
51. 株式会社三井化学分析センター	124
52. 株式会社ユーベック	126
53. ヨシザワ株式会社 柏研究所	128
54. ライト工業株式会社 技術研究所	130
55. 株式会社エイビス	132
56. 株式会社環境技術研究所 千葉営業所	134
57. 株式会社コスモス テクノアソシエイト事業部	136
58. 株式会社東海地質	138
59. 東京テクニカル・サービス株式会社	140
60. 有限会社ケースオフィス	142

# アエスト環境株式会社

創立年月日 平成 5 年 7 月 2 日

資本金 1, 500 万円

従業員数 6 名

---

〒270-2221  
所在地 千葉県松戸市紙敷一丁目30番地の2

代表者 代表取締役 三澤 剛

T E L 047-389-6111

F A X 047-389-3366

---

業 務 内 容 水質分析試験業務

ばい煙測定分析業務

ボイラー排ガス測定業務

その他環境測定業務一切

飲料水検査業務

## 許 認 可 登 録

・ 計 量 証 明 事 業      濃 度      第 6 0 6 号

・ 建 築 物 飲 料 水 水 質 検 査 業      千 葉 県 松 保 1 7 水 第 2 号

---

## 加 入 団 体

- ・ 千 葉 県 環 境 計 量 協 会
- ・ 法 人 会

- ・ 千 葉 県 環 境 計 量 協 会 の ク ロ ス チェック には、い つ も 参 加 さ せ て 頂 いて お り ます。

# AGC

会社名 旭硝子株式会社千葉工場

創立年月 明治40年9月8日  
千葉開設 昭和53年4月7日 (計量証明事業)  
資本金 90,873百万円 (平成20年12月末現在)  
従業員数 環境計量関連業務従事者 9名  
千葉工場従業員 967名 (平成21年4月20日現在)  
(全社 6,110名) (平成20年12月31日現在)

所在地 千葉県市原市五井海岸10番地  
電話 0436-23-3150 (直通)  
連絡先 環境安全部 渋谷英世

県外事業所 北九州工場 (計量証明事業)  
北九州市戸畑区牧山5-1-1  
(電話) 093-871-1551

業務内容 測定分析業務  
水質・産業廃棄物・土壌・底質・化学品原材料分析  
大気 (ばいじん・NO<sub>x</sub>・SO<sub>x</sub>等)

許認可登録 計量証明事業  
濃度 (千葉) 526

## 資格者数

環境計量士	1名	作業環境測定士	2名
放射線取り扱い主任者	1名	公害防止管理者	5名

## 主要設備

元素分析	走査型蛍光X線装置，原子吸光光度計 高周波プラズマ発光分光分析装置（ICP） 高周波プラズマ発光分光質量分析装置（ICP-MS） 走査電子顕微鏡－エネルギー分散型X線分析装置（SEM-EDS）
分離分析	パックド及びキャピラリーガスクロマトグラフ （TCD，FID，ECD，他） GC－四重極型質量分析計 （他に排水中の揮発性有機化合物測定専用機） イオンクロマトグラフ，高速液体クロマトグラフ，他
構造分析	分散型赤外分光分析装置 顕微・フーリエ変換型赤外分光分析装置 核磁気共鳴装置，自記X線解析装置
物性測定	ムーニービスコメーター，キュラストレーター オートグラフ，メルトインデクサー，熱分析装置 融点測定装置，表面及び界面張力測定装置
その他	電解式水分計，カールフィッシャー自動滴定装置 気体及び液体微粒子計，自動滴定ロボット、ウィックボルト燃焼装置 煙道排ガス自動等速吸引装置 露点計，紫外・可視分光光度計，他

会 社 設 立 昭和34年6月  
資 本 金 1億4,448万円  
従 業 員 数 726名  
HP ア ド レ ス <http://www.ikari.co.jp/>

---

センター所在地 習志野市茜浜 1-5-10  
T E L 047-452-6718  
F A X 047-452-6720  
連絡担当者 環境分析グループ 高垣博志

---

許 認 可 登 録 計量証明事業（濃度） 千葉県506号  
建築物飲料水水質検査業 千葉県習保17水第1号

業 務 内 容

1. 水質分析  
排水・環境水・プール水・浴場水・飲料水 他
2. 土壌分析
3. 食品分析  
汚染物質（重金属、残留農薬）、栄養成分  
食品クレーム原因分析 他
4. 食品微生物検査
5. 異物検査（食品・医薬品・包装資材など）

主 要 設 備

ガスクロマトグラフ、ガスクロマトグラフ質量分析計  
誘導結合プラズマ発光分光分析装置  
高速液体クロマトグラフ、イオンクロマトグラフ  
分光光度計、TOC計  
エネルギー分散エックス線分析装置（EDX）  
フーリエ変換赤外分光装置（FT-IR） 他

---

---



有資格者（全社）  
会社概要

環境計量士、公害防止管理者、薬剤師、臨床検査技師、  
業務内容 「総合的衛生管理サポートシステム」のご提供

コンサルティング、エンジニアリング、そしてメンテナンスの  
トータルサポートによって、お客さまの事業に最適な環境保障  
システムを構築し、有害生物防除、異物混入対策、HACCP サ  
ポート、食品・環境検査・分析等に成果をあげているイカリ  
独自のプログラムです。

具体的な業務内容の一部は以下の通りです。

有害生物防除及びコンサルティング

食品衛生コンサルティング

文化財保護

保健衛生資材販売

メディア作成販売

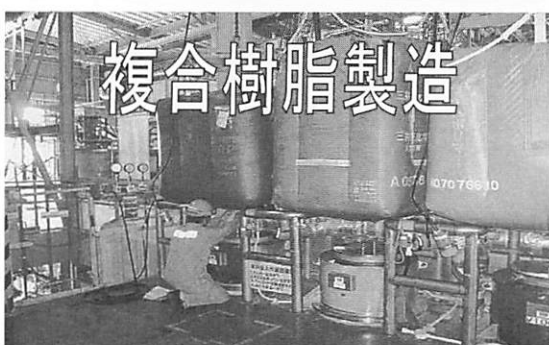
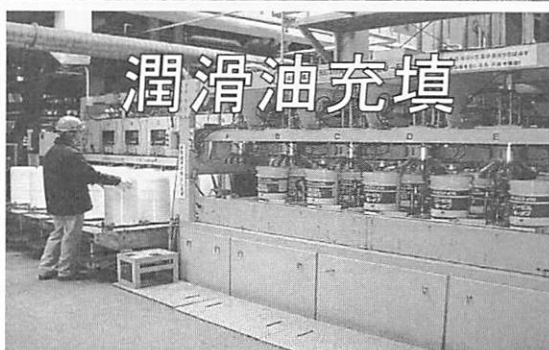
その他

事業所数 全国ネットワーク 91箇所（北海道～沖縄）  
海外ネットワーク 4箇所（シンガポール 他）  
本社 東京都新宿区

---

会員名 株式会社 出光プラントック千葉

設立	1963年1月10日
所在地	千葉県市原市姉崎海岸2-1 TEL:0436-60-1760 FAX:0436-60-1965
資本金	1,500万円(出光興産株式会社100%出資)
売上高	34億7千4百万円(2008年度)
従業員	471人(2009年7月1日現在)
主な事業内容	石油製品・石油化学製品の入出荷業務 石油製品・石油化学製品の製造・加工業務 石油精製・石油化学装置の点検業務 石油製品・石油化学製品の試験・検査業務 製油所・工場の警備・防災業務 タンク清掃および簡易保全工事





(詳しくはホームページをご覧ください) <http://www.idemitsu.co.jp/factory/chiba/profile/ip.html>

#### 【業務内容と特徴】

上記業務の他、試験・検査業務として出光興産（株）千葉製油所、千葉工場で生産されている燃料油、潤滑油、化学品の製品および製造工程の品質試験、並びに製油所、工場内の大気・水質等の環境試験（計量証明事業）を行っています。

今後、測定技術の向上に努め、皆様方から信頼いただける会社として、“出光グループの合言葉”である。「ほっと安心、もっと活力、きっと満足、を出光の約束」として、満足いただける会社をめざしています。



[会員名] 荏原エンジニアリングサービス株式会社 袖ヶ浦薬品事業所

---

設立年月日 : 昭和52年4月  
千葉開設 : 平成15年4月  
資本金 : 6億5000万円  
従業員数 : 21名 (全社 約2,500名)

---

所在地 : 〒299-0267 袖ヶ浦市中袖35  
連絡先 : 榎田則夫 (所長) 佐藤克昭 (担当者)  
TEL : 0438-63-8700 (代表)  
0438-63-4764 (担当者)  
FAX : 0438-60-1171  
許認可登録 : 計量証明事業 (濃度) 千葉 第571号

---

県外事業所 : (本社)  
〒108-8480 東京都大田区羽田旭町11-1  
TEL…03-6275-9111 (大代表)  
:(計量証明事業所)  
〒251-8502 神奈川県藤沢市本藤沢4-2-1  
TEL…0466-83-7474  
(濃度) 神奈川 第104号

---

業務内容 : 環境分析 (上水、下水、工場用水、工場排水、  
産業廃棄物、土壌、底質、悪臭)  
水処理試験

---

資格者数	技術士	(上下水道)	3名
		(衛生工学)	1名
	環境計量士	(濃度関係)	9名
	作業環境測定士	(第1種)	2名
	衛生管理者	(第1種・衛生工学)	4名
	臭気判定士		3名
	公害防止管理者	(大気1種)	1名
		(水質1種)	10名
		(ダイオキシン類)	2名
	放射線取扱主任者	(第1種)	1名
	危険物取扱主任者	(甲種)	4名
	毒劇物取扱主任者		2名
	その他有資格者多数		

---

主要機器 : 誘導結合プラズマ発光分光分析装置  
 原子吸光分析装置  
 紫外・可視分光光度計  
 イオンクロマトグラフ  
 ガスクロマトグラフ (検出器FID、FPD、TCD、ECD)  
 積分球式濁度計  
 分光光度計  
 ディスクリートタイプ自動水質分析装置  
 全りん自動分析装置  
 蛍光X線分析装置  
 示差熱重量分析装置  
 比表面積細孔分布測定装置

---

業務実績 : 分析検体数  
 水質 … 約 3,500 検体/月  
 廃棄物・土壌 … 約 250 検体/月  
 悪臭 … 約 20 検体/月

名 称 株式会社 上総環境調査センター

設立年月日 昭和53年 5月23日

資本金 1000万円  
 代表者 代表取締役 浜田 康雄  
 従業員数 76人  
 売上額 78,000万円 (平成20年度)

本 社 千葉県木更津市潮見4丁目16番2号  
 TEL 0438-36-5001(代) FAX 0438-36-5073  
 (東京営業所) 東京都中央区京橋3丁目3-4 森ビル3階  
 TEL 03-5203-8180 FAX 03-5203-8181  
 (中部事業所) 静岡県静岡市清水区草薙杉道3丁目2番15号  
 TEL 0543-49-2231 FAX 0543-49-2251  
 (東日本事業所) 埼玉県さいたま市緑区原山4-13-17  
 TEL 048-793-7789 FAX 048-886-2111

会社沿革

昭和53年5月	設立 濃度計量証明事業登録	平成16年3月	水道法第20条水質検査機関
昭和54年6月	東京営業所 開設	平成17年4月	臭気測定認定事業所登録
昭和55年7月	騒音レベル計量証明事業登録	平成17年6月	東京営業所を千代田区に移転
昭和59年5月	本社分析センター完成 移転	平成17年8月	温泉成分分析機関登録
昭和60年2月	振動加速度レベル計量証明事業登録	平成18年4月	中部事業所を開設
昭和62年9月	環境大気モニタリング調査参入	平成18年7月	毒物劇物一般販売業登録
平成2年8月	ガスクロマト質量分析計導入	平成18年7月	毒物劇物製造業登録
平成10年4月	ダイオキシン類分析業務開始	平成19年5月	東京営業所を中央区京橋に移転
平成14年6月	本社新館 完成	平成19年10月	東日本事業所をさいたま市緑区に開設
平成15年1月	土壤汚染対策法指定調査機関	平成20年4月	関連会社 上総パレス株式会社を設立
平成15年3月	特定計量証明事業登録(MLAP認定)	平成21年3月	試験所認定登録 ISO/IEC17025取得

業務内容

- ① 測定分析業務 (計量証明業務含む)
  - ・工場排水、河川水、地下水、浄化槽放流水等の分析
  - ・飲料水検査、浴槽水検査、プール水検査
  - ・底質、土壌、産業廃棄物等の含有及び溶出試験
  - ・大気有害ガス測定 (バイジン、NO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub>、HCl 等)
  - ・悪臭22物質、臭気濃度の測定
  - ・騒音、振動の測定及び周波数分析・低周波数分析・空気遮音性能測定
  - ・作業環境測定 (粉塵、有機溶剤、金属、特定化学物質等)
  - ・ダイオキシン類測定、PCB分析・環境ホルモン分析
  - ・シックハウス (室内空気汚染) のVOC測定
  - ・アスベスト定性・定量分析
  - ・温泉分析
- ② 環境調査、環境アセスメント
  - ・大気質 (NO<sub>x</sub>、SO<sub>2</sub>、CO、浮遊粉塵、NMHC、オゾン)
  - ・気象 (風向、風速、日射量、放射収支、気温湿度)
  - ・水質汚染、悪臭、騒音・振動、交通量等の現況調査
  - ・環境影響評価、各種予測、生活環境影響調査と調査書の作成
  - ・土壌汚染調査
- ③ 上層気象観測 (パイロットバルーン、ソリフトバルーン、カイゾン、拡散実験)
- ④ 環境計測機器の保守点検
- ⑤ 地下タンク、埋設配管等の定期点検業務
- ⑥ 重油分析、食品分析、食品添加物分析、原材料分析 等
- ⑦ 公害 (排水、排ガス、悪臭、騒音) 処理施設の設計及びコンサルティング
- ⑧ 防災調査 (土砂災害調査、警戒区域設定、地震被害想定調査、河床材料調査等)
- ⑨ 毒物・劇物製造、販売

認定登録等

計量証明事業所

濃度 千葉県知事登録 第527号  
 騒音 千葉県知事登録 第541号  
 振動 千葉県知事登録 第599号  
 特定計量証明事業所 ダイオキシン類濃度 千葉県知事登録 特第012号  
 作業環境測定機関 千葉県労働基準局 第12-6号  
 水質検査登録機関(水道法第20条第3項) 厚生労働省登録番号第142号  
 土壤汚染対策法 指定調査機関 環2003-1-763  
 建築物 飲料水水質検査業(登録) 千葉県木保12水 第2号  
 建築物 空気環境測定業(登録) 千葉県木保12空 第2号  
 地下タンク等 定期点検事業者 認定 第12011号  
 臭気測定認定事業所登録 第287(01)号  
 温泉成分分析機関登録 千葉県登録 第2号  
 毒物劇物一般販売業登録 君保 第437号  
 毒物劇物製造業登録 千葉県 第176号  
 試験所認定登録ISO/IEC17025取得 JCLA 80

資格者数

環境計量士	6名	臭気判定士	3名
作業環境測定士	10名	放射線取扱主任者(1, 2種)	10名
公害防止管理者(水質、大気)	13名	小型船舶操縦士(4級)	5名
公害防止管理者(ダイオキシン類)	13名	危険物取扱主任者	5名
建築物環境衛生管理技術者	2名	特定毒物研究者	1名

主要設備

高分解能二重収束型質量分析計(MAT95S)、高速液体クロマトグラフ  
 X線回折装置、原子吸光光度計、ガスクロマトグラフ(FID, FPD, ECD)  
 パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ 質量分析装置、イオンクロマトグラフ  
 デジタル・ダブル・ビーム 分光光度計、 高圧滅菌器、ICP-MS、LC-MS-MS  
 ICP発光分析装置(超音波初ライザ付)、インテグ-分散型蛍光X線分析装置  
 赤外油分濃度計、 燃研式熱量計、 大気有害ガス測定装置4式  
 煙道用排ガス分析計(CO, CO<sub>2</sub>, NO<sub>x</sub>, SO<sub>2</sub>, O<sub>2</sub>)  
 環境大気自動測定器(NO<sub>x</sub>, CO, SO<sub>2</sub>, HC, β線浮遊粉塵計)  
 全天候ハイブリウムサンプラー、 風向風速計、 放射収支計、 日射計  
 温湿度計、 セオドライト、 ラジオゾンデ観測機器  
 悪臭分析機器一式、 作業環境測定機器一式、 公害用振動計  
 騒音計(普通、精密)、 周波数分析器(1/1, 1/3 オクターブ)、 低周波分析計  
 リアルタイムアナライザー、 データーレコーダー、 レベル処理器

業務実績

(平成20年度)

分野	件数	処理能力
水質分析	7936	50件/日
飲料水検査	3773	20件/日
土壌・底質・産廃分析	8900	40件/日
ダイオキシン類	757	80件/月
環境大気・気象調査	141	8地点
大気汚染排ガス測定	1125	6班/日
アスベスト分析	2639	20件/日
作業環境測定	1237	7班/日
騒音・振動・交通量調査	604	10班/日
その他 分析	2301	-

# 株式会社 加藤建設

## 計量証明事業所

---

商 号： 株式会社加藤建設

創 業： 明治45年1月4日

開 設： 平成18年2月10日（計量証明事業所開設）

資本金： 180,000,000 円

売上高： 130 億円/年

従業員数： 3名（全社260名）

許認可登録：計量証明事業 濃度（千葉県 第655号）

所在地：〒284-0001 千葉県四街道市大日字大作岡1097番7

電話：043-304-2399 FAX：043-304-2665

本 社：〒497-8501 愛知県海部郡蟹江町下市場19-1

名古屋支店：〒453-0837 名古屋市中村区二瀬町154 松栄ビル3F

東京支店：〒136-0072 東京都江東区大島3-19-2

営 業 所：北海道、東北、北陸、北関東、茨城、長野、神奈川

静岡、知多、常滑、岐阜、大阪、三重、広島、九州

---



## 業務内容：・ 土壌関係

汚染土壌対策法対応の重金属類溶出量分析

## ・ 水質分析

水質汚濁防止法に基づく水質分析

---

### 【基本姿勢】

設計・施工から結果の分析まで自社で徹底管理を行い確実に、経済的に施工することで、お客様の信頼が十二分に得られるような精度の高い施工が可能になると考えております。

### 【事業内容】

創業時から行っていた一般土木業、道路舗装業、建築業さらにはその後事業を開始した地盤改良、圧入ケーソン、近年では水環境事業、汚染土壌処理事業などにも事業展開し、お客様の要求に幅広く対応できるよう、事業幅を広げる方向で事業展開を図っております。

特にセメントを使った地盤改良において、土壌の「六価クロム」溶出量を環境基準以下とすることが法律で定められており、その施工後の分析は全て自社で管理が出来るよう「六価クロム」の溶出量分析を始めたのが、当計量事業所の発足の経緯です。

現在当社は、汚染土壌処理関係は重金属汚染土壌の原位置不溶化処理を中心に施工しておりますが、汚染土壌処理は需要が拡大する方向にあり、現在は「砒素」「ふっ素」の分析が対応可能ですが、今後も順次、重金属汚染に対応するため、分析項目の拡大をしていきます。

一方水環境事業もバブル崩壊後、水質浄化の公共需要が激減致しました。

しかし、人間を中心とする動植物の生存に欠かすことの出来ない「水」は、近い将来現在の水質汚染状況が、好むと好まざるに関らず社会的問題として大きく脚光を浴びることになると予測され、再び水質浄化の公共事業投資が盛んになる時代がくると考えています。

弊社は現在、生活環境項目中心の対応ですが、今後分析項目の拡大をしていく所存です。

---

当社では、施工後の分析を精確に行って自らの手で品質を確認することが、お客様の信頼を得る近道であると信じています。

環境計量士 平山 千恵子

創 立 年 月：昭和46年7月  
東 関 東 支 社 開 設：昭和50年4月  
資 本 金：759百万円  
従 業 員 数：東関東支社84名（全社435名）  
売 上 高（平成20年度）：4,302百万円（全社）

ISO9001, ISO14001 認証取得  
ISO/IEC17025 試験所認定（範囲限定）  
株式会社店頭公開

所 在 地：〒266-0031 千葉市緑区おゆみ野 5-44-3  
連 絡 先： TEL 043-300-3300(代) FAX 043-300-3312  
支社長 青木 鉄雄 技術営業部長 山本 重俊

### 一 県外事業所 一

#### 【本 社】

〒191-0014 東京都日野市上田129  
(TEL 042-586-6500(代) FAX 042-586-6516)

#### 【北関東支社】

〒338-0003 埼玉県さいたま市中央区本町東3-15-12  
(TEL 048-840-1100(代) FAX 048-840-1101)

#### 【事業所・研究所等】

山梨事業所（山梨県甲府市）、北海道支店（札幌市東区）、東北営業所（仙台市青葉区）、神奈川営業所（川崎市川崎区）、名古屋営業所（名古屋市中区）、調査センター（東京都日野市）、環境コンサルタント事業部（東京都日野市）、環境基礎研究所（東京都八王子市）、分析センター（東京都八王子市）、総合サービスセンター（東京都八王子市）

#### 【東京支社】

〒193-0832 東京都八王子市散田町3-7-23  
(TEL 0426-68-3960(代) FAX 0426-68-3929)

#### 【環境事業部】

〒193-0832 東京都八王子市散田町3-7-23  
(TEL 0426-68-3900(代) FAX 0426-68-3939)

### 業務内容

創業39年の専門環境総合コンサルタントとして、環境調査・分析、環境アセスメントをはじめとしたあらゆる環境問題について、現況把握（測定・分析）から問題解決までをサポート致します。

#### 1. 環境モニタリング

水質（海域、河川、湖沼、地下水、上水、工業用水、農業用水、工場排水、処理水、工程水、ゴルフ場等）、大気（一般環境、ばい煙、VOC、有害ガス、アスベスト等）、土壌（土壌、残土、底質等）、臭気（施設・事業所、脱臭施設等）、廃棄物（ごみ質、焼却灰、埋立処分場安定化、低濃度PCB等）、騒音・振動（環境、事業場、建設作業、交通、航空機等）、作業環境（有機溶剤、特定化学物質、粉塵、重金属、アスベスト等）

#### 2. 環境微量化学物質調査

ダイキシン類、環境ホルモン、POPs、シックハウス等

#### 3. 環境コンサルティング

環境アセスメント、生活環境アセスメント、環境保全協定締結支線、自然環境調査、自然保護協定締結支援、基本計画（環境基本計画、ごみ処理基本計画、地球温暖化対策推進計画、生活排水処理対策等）、廃棄物コンサルティング、大店立地法対応、環境PFIコンサルティング、環境情報提供支援、環境経営コンサルティング等

#### 4. 環境エンジニアリング

土壌及び地下水汚染対策・修復設計及び工事、排水処理対策、悪臭対策、アスベスト除去対策・除去工事等

#### 5. 化学物質管理コンサルティング

PRTR管理システムコンサルティング、リスク管理コンサルティング、グリーン調達、アスベスト、PFOS・PFOA等

#### 6. 国際規格取得コンサルティング

ISO9001, ISO14001, ISO17025 認証取得コンサルティング、環境コンプライアンス監査等

#### 7. 環境コミュニケーション

環境(CSR)レポート作成、環境会計システム構築支援、リスクコミュニケーション支援、住民合意形成支援、遵法支援等

#### 8. 委託研究・開発試験

特殊実験、製品検証試験等

最高の技術力、豊富な実績、最新鋭の設備により、あらゆる環境問題を解決までサポートします。

許認可登録

- ・計量証明事業
  - 千葉県第 504 号 (濃度)
  - 千葉県第 562 号 (騒音)
  - 千葉県第 597 号 (振動加速度レベル)
  - 千葉県第 12-2 号
  - 千葉県衛 17 水第 4 号
  - 東京都 57 水第 43 号
  - (社) においかおり環境協会第 111(03)
  - (社) においかおり環境協会第 221(03)
  - 厚生省指定番号 111 番
  - 登録番号 建 14 第 7594 号
  - 東京都第 1192 号
  - 環 2003-1-474
  - 東京都知事許可(特-19)第 127979 号
- ・作業環境測定
- ・建設物飲料水水質検査業
- ・建設物空気環境測定
- ・第 1 種臭気測定認定事業所
- ・第 2 種臭気測定認定事業所
- ・水道法第 20 条第 3 項に基づく水質検査業
- ・建設コンサルタント登録
- ・特定計量証明事業 (MLAP 認定 JCLAM16)
- ・指定調査機関 (土壌汚染対策法)
- ・特定建設業

主な資格者数

- |              |     |                           |     |
|--------------|-----|---------------------------|-----|
| ・技術士         | 16名 | ・臨床検査技師                   | 1名  |
| ・博士号取得者      | 7名  | ・衛生検査技師                   | 4名  |
| ・環境計量士       | 30名 | ・薬剤師                      | 5名  |
| ・土壌環境管理士     | 5名  | ・バイオ技術者                   | 3名  |
| ・作業環境測定士     | 28名 | ・測量士                      | 1名  |
| ・ピオトープ計画管理士  | 4名  | ・測量士補                     | 14名 |
| ・環境カウンセラー    | 16名 | ・公害防止管理者                  |     |
|              |     | (水・大気・騒音・振動・<br>ダクト等) 89名 |     |
| ・品質審査員補      | 1名  | ・アスベスト診断士                 | 7名  |
| ・臭気判定士       | 24名 | ・環境アセスメント士                | 7名  |
| ・放射線取扱主任者    | 7名  | ・環境審査員                    | 2名  |
| ・エックス線作業主任者  | 4名  | ・環境審査員補                   | 3名  |
| ・特定化学物質作業主任者 | 53名 | ・試験所認定審査員                 | 1名  |
| ・有機溶剤作業主任者   | 47名 | ・第 1 種情報処理技術者             | 2名  |
| ・労働衛生コンサルタント | 1名  | ・潜水士                      | 6名  |

主要設備・機材

- ・原子吸光光度計 (フレイム・フレイムレス)
- ・分光光度計
- ・X線回折装置
- ・高速液体クロマトグラフ (HPLC)
- ・偏光顕微鏡
- ・GC/MS分析計 (高分解能二重極収束型)
- ・CHNコーダー
- ・煙道用自動測定器 (Nox 等)
- ・騒音計, 振動計, 周波数分析器等
- ・イオンクロマトグラフ (IC)
- ・ICP (MS, AES)
- ・蛍光 X 線回折装置
- ・走査型電子顕微鏡
- ・位相差顕微鏡
- ・ガスクロマトグラフ (ECD, FID, FPD 等)
- ・臭気官能試験室
- ・環境用自動測定器 (Nox, Sox, CO 等)
- ・その他各種設備, 機材

主要技術スタッフ

- ・朝来野 國彦 / 大気関係 (大気環境学会監事・元東京都環境科学研究所参事研究員)
- ・橋場 常雄 / 環境測定分析・環境マネジメント関係 ((社) 日本環境測定分析協会会長・環境測定分析士試験管理委員長・(社) 日本技術士会環境部会顧問)
- ・尹 順子 / 水質関係 (日本環境化学会評議員・日本内分泌攪乱物質学会評議員)
- ・深澤 榮造 / 建設関係 (技術士 (総合技術監理部門・建設部門))
- ・豊口 敏之 / 廃棄物関係 (廃棄物資源循環学会 廃棄物試験検査法研究部会部会長 (社) 日本環境測定分析協会 アスベスト分析法に関する研究委員会委員)
- ・王 寧 / 土壌関係 (ISO/TC190 地盤環境国内委員会委員・(社) 分析化学会土壌分析セミナー実行委員)

加入団体 (社) 日本環境測定分析協会, (社) 海外環境協力センター, (社) 日本廃棄物コンサルタント協会, (社) 日本環境アセスメント協会, (社) においかおり環境協会, (社) 全国都市清掃会議, (社) 土壌環境センター, (社) 日本作業環境測定協会, (社) 全国産業廃棄物連合会 他

会員名 株式会社 環境コントロールセンター

創立年月日 昭和48年7月25日

資本金 1,000万円

従業員数 環境部 9名 全社 63名 (関連会社含む)

売上高 (平成20年6月~21年5月) 1億4千万円 全社 7億1千万円

所在地 (本社及び計量証明事業所) 千葉市中央区宮崎1-22-10

連絡先 TEL 043-265-2261 (代) FAX 043-261-0402

環境部 飛田 誠 E-mail mtobita@e-c-c.co.jp  
永友 康浩 .....ynagatomo@e-c-c.co.jp

県内営業所 千葉・船橋・成田・南総 (袖ヶ浦)

県外営業所 東京・茨城

関連会社 (株) コントロールセンター ・ (有) 市原環境サービス  
(有) 木更津環境サービス ・ (有) 船橋環境サービス

許認可登録	計量証明事業	濃度	千葉	第508号
	建築物飲料水水質検査業	千葉県	衛17水第	3号
	建築物空気環境測定業	千葉県	衛17空第	1号
	建築物飲料水貯水槽清掃業	千葉県	衛17貯第1	2号
	建築物ねずみ昆虫等防除業	千葉県	衛17ね第	2号

業務内容 環境部 水質分析（排水・環境水・プール水・飲料水等）  
 ばい煙測定（ボイラー・焼却炉等）  
 産業廃棄物等分析（汚泥・焼却灰）  
 建築物空気環境測定  
 建築物飲料水貯水槽清掃  
 排水処理設備維持管理

その他 有害生物防除  
 （衛生害虫・不快こん虫・貯穀害虫・ねずみ・どぼと）  
 緑化保全  
 薰蒸（文化財等の保全）  
 殺菌（病院内衛生区域・食品製造工場等）  
 効力・毒性試験（殺鼠剤・殺虫剤・殺菌剤等）  
 機器販売（APC システム・害虫防除装置・手指衛生乾燥器等）

主要設備（環境部） ガスクロマトグラフ（ECD・FPD）  
 原子吸光光度計  
 光電分光光度計  
 イオンクロマトグラフ  
 全有機体炭素計  
 ばい煙測定機器  
 建築物空気環境測定機器  
 貯水槽清掃器材

資格者数	医学博士 1名	農学博士 1名
	環境計量士 2名	放射線取扱主任者 1名
	建築物衛生管理技術者 4名	空気環境測定実施者 3名
	大気一種公害防止管理者 1名	水質一種公害防止管理者 1名
	浄化槽管理士 1名	

業務実績（平成20年度 環境部測定関係）

ばい煙測定	281基
水質分析（計量証明）	789件
飲料水等水質検査	470検体
建築物空気環境測定	72箇所

# 株式会社環境測定センター

---

創立年月日 昭和51年7月  
資本金 1千万円  
従業員数 8名

---

所在地 〒262-0023  
千葉県千葉市花見川区検見川町 3-316-25  
TEL 043-274-1031  
FAX 043-274-1032  
HP <http://kansoku.jp>

連絡先 大気課 鈴木

---

## 許認可登録

計量証明事業 濃度 千葉県登録515号

## 業務内容

1. 工場排水 水質分析及び各種計器相関分析
  2. ばい煙・排ガス測定(ボイラー、各種炉、焼却炉等)
  3. 排水処理施設改修改善付随工事
  4. HACCP AJVC 認定 蛍光灯飛散防止システム「バンガード」販売
- 

## 資格者

環境計量士 2名  
公害防止管理者 1名  
浄化槽管理士 1名

---

## 主要設備

1. 原子吸光分析装置
  2. 大気測定装置 2セット
  3. 河川流速計
  4. 分光光度計 2台
  5. 溶存酸素計 2台
  6. 化学天秤
  7. 電子天秤
  8. pH計 2台
  9. ローボリュームエアサンプラー
- その他
- 

## 業務提携先

三井金属鉱業株式会社・産業公害医学研究所

適正な環境ソリューションをお客様に提供し

微力ながら地球環境保全に尽力し発展する未来を創造し続けます。

会員名



# 基礎地盤コンサルタンツ株式会社

## ■会社概要

所在地：（本社） 〒136-8577 東京都江東区亀戸 1-5-7-12 階 TEL:03-6861-8800 (代)  
（環境技術センター） 〒135-0016 東京都江東区東陽 3-22-6 TEL:03-5632-6827 (代)  
（計量証明事業所） 〒263-0001 千葉県稲毛区長沼原町 51 TEL:043-298-6310 (直)

代表者 : 代表取締役 小林 精二  
創立年月日 : 昭和 28 年 8 月 28 日  
計量証明事業所開設 : 平成 11 年 2 月 5 日  
資本金 : 1 億円  
従業員 : 537 名  
売上高 : 105 億円

## ■許認可登録

地質調査業登録 : 質 18 第 2293 号  
建設コンサルタント登録 : 建 18 第 8587 号  
建設業許可 : 国土交通大臣許可 (特-17) 第 21638 号  
測量業登録 : 第(1)-30316 号  
計量証明事業登録 : 千葉県第 619 号 濃度  
土壌汚染対策法指定調査機関 : 環 2006-8-4

## ■業務分野

### ●地盤・地質調査

地表地質調査／物理探査・検層／試錐／地下水調査／岩石・土質試験／原位置試験／計測／測量

### ●土質・地質解析

計画立案（調査・試験）／数値解析／安定解析（静的・動的）

### ●設計

土木構造物（橋梁・道路・河川・港湾・上下水道・トンネル等）の設計

### ●施工管理

土木構造物・土構造物等の施工管理／動態観測・技術管理

### ●防災

トンネル・道路・河川・パイプライン等の防災点検／広域地震防災関連業務／土構造物等災害復旧調査・設計／地すべり斜面安定性点検・解析・対策／防災関連の機器販売

### ●保全

コンクリート構造物点検・調査／老朽化調査／維持管理システム開発／老朽化対策工の設計

### ●環境

環境調査（地質・土壌・地下水・河川・湖沼・騒音・振動）／汚染調査と対策の設計／環境影響評価

### ●ソフト販売

数値解析ソフト／柱状図・断面図等図化ソフト／データベース／GIS／計測機器制御ソフト



●研究・開発

調査・試験・計測に関する研究開発／岩盤・地盤・地下水・基礎に関する研究開発／防災・保全・環境に関する研究開発

■有資格者数

工学・理学・学術博士	20名	環境計量士	5名	放射線取扱主任者	2名
技術士(建設部門)	97名	土壤環境監理士	2名	電気発破士	1名
技術士(応用理学部門)	49名	一級土木施工管理技士	73名	下水道技術検定	5名
技術士(水道部門)	4名	地質調査技士	119名	一級管工事施工管理技士	2名
技術士(環境部門)	2名	地すべり防止工事士	32名	一級建築施工管理技士	1名
技術士(情報工学部門)	2名	測量士	45名	第一種情報処理技術者	1名
技術士(総合技術管理部門)	31名	コンクリート主任技士	2名	第二種情報処理技術者	3名
RCCM	150名	監理技術者	35名	港湾海洋調査士	9名

■事業所

●関東地区の支社・支店・事務所

(関東支社) 〒135-0016 東京都江東区東陽 3-22-6 東陽町 AXIS ビル

TEL:03-5632-6800(代) FAX:03-5632-6816

(横浜支店) 〒231-0014 神奈川県横浜市中区常盤町 1-1 宮下ビル 6F

TEL: 045-212-0422 FAX: 045-212-0433

(北関東支店) 〒330-0811 埼玉県さいたま市北区吉野町 1-399-20 桜田ビル 2F

TEL:048-653-7291 FAX:048-653-7293

(千葉支店) 〒263-0001 千葉県千葉市稲毛区長沼原町 51

TEL:043-298-5230 FAX:043-250-4542

(水戸支店) 〒310-0022 茨城県水戸市梅香 2-2-45 朝日ビル 3F

TEL:029-227-3423 FAX:029-227-3422

●全国の主要な支社

(北海道支社) 〒003-0807 北海道札幌市白石区菊水 7条 2-7-1 S・E ビル

TEL:011-822-4171 FAX:011-822-4727

(東北支社) 〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪 2-9-23

TEL:022-291-4191 FAX:022-291-4195

(中部支社) 〒451-0044 愛知県名古屋市西区菊井 2-14-24

TEL:052-589-1051 FAX:052-589-1275

(関西支社) 〒550-0011 大阪府大阪市西区阿波座 1-11-14

TEL:06-6536-1591 FAX:06-6536-1503

(中国支社) 〒731-0135 広島県広島市安佐南区長東 4-13-25

TEL:082-238-7227 FAX:082-238-7949

(九州支社) 〒814-0022 福岡県福岡市早良区原 2-16-7

TEL:092-831-2511 FAX:092-822-2393

会員名 キックマン株式会社 環境・安全分析センター



明日のために、できることから  
*Doing what we can for the future*

キックマン株式会社 環境・安全分析センターは、1976年、キックマンが永年におたり自社内で蓄えてきた環境測定技術を基に、計量証明事業の資格を取得して設立されました。以来、官民各方面の環境保全活動の「環境分析領域」を中心にお手伝いを進め、多くの実績を重ねてきています。

さらに、2004年からは、社会的にも高い関心がよせられている「食の安全と安心」の領域においても、ポジティブリスト制に対応できる「食品中の残留農薬」の分析を開始し、生活と深く結びつく、「食品分析領域」にも力を入れています。

今後も「信頼性の高い技術」と「スピーディな対応」をサービスの両輪とし、より一層皆様のお役に立ちたいと願っています。

是非、ご利用、ご用命のほど、お願い申し上げます。

開設 昭和51年(1976年)10月1日  
所在地 〒278-0037 千葉県野田市野田350  
Tel. 04(7123)5063 Fax. 04(7123)5904  
ホームページ <http://www.kikkoman.co.jp/>  
加入団体 千葉県環境計量協会、(社)日本環境測定分析協会

#### 許認可登録

##### 計量証明事業

千葉県知事第520号(濃度)

大気中の物質の濃度に係る事業

水中及び土壌中の物質の濃度に係る事業

千葉県知事第522号(音圧レベル)

千葉県知事第585号(振動加速度レベル)

##### 建築物飲料水水質検査業

千葉県野保16水第1号

#### ISO関連

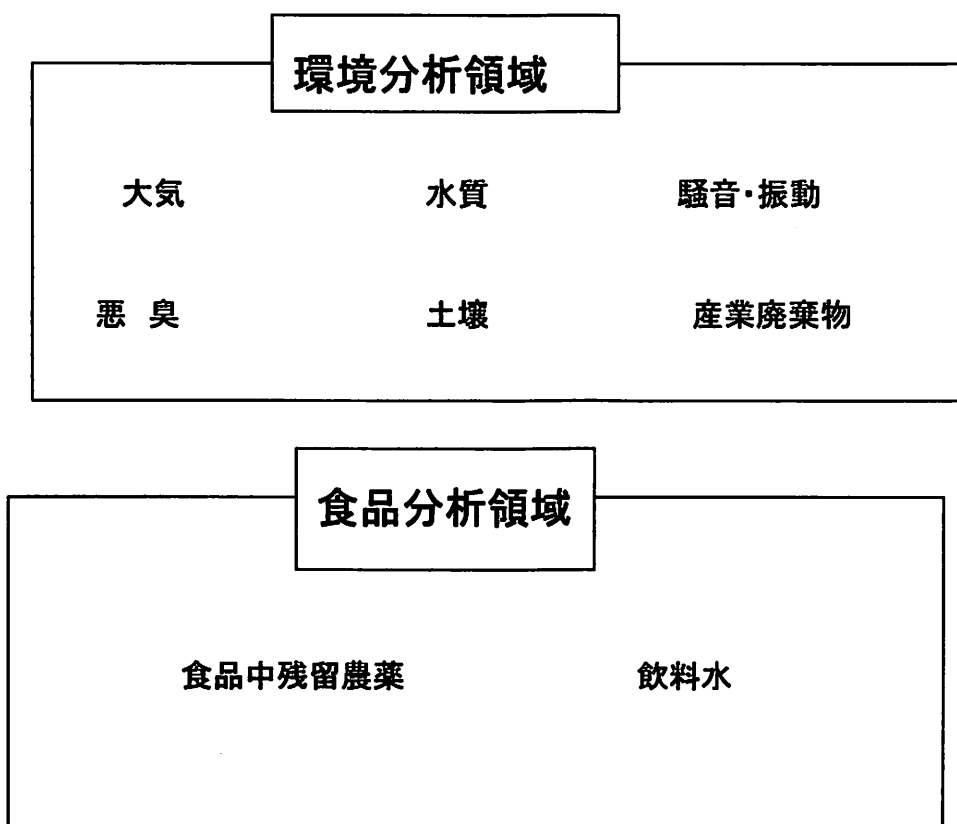
ISO9001(2007年取得)、ISO14001(2004年取得)

#### 主要設備

ポータブルガス分析計、非分散型赤外線式 SO<sub>2</sub> 濃度計、  
 燃焼排ガス用 NO<sub>x</sub>/O<sub>2</sub> 測定装置、二酸化炭素測定器、大気中エタノール測定装置、  
 ガスクロマトグラフ (FID、FPD、FTD)、普通騒音計、精密騒音計、震動レベル計、  
 低周波音測定器、周波数分析器、高速液体クロマトグラフ、水銀分析計、  
 イオンクロマトグラフ、ガスクロマトグラフ質量分析計 (GC/MS)、  
 誘導プラズマ発光分光分析装置 (ICP)、分光光度計、臭素酸分析計、シアン分析計、  
 TOC 全有機炭素分析計、ガスクロマトグラフ質量分析装置 (GC/MS/MS)、  
 高速液体クロマトグラフ質量分析装置 (LC/MS/MS)、原子吸光分光光度計

**資格者**

薬学博士：2名、  
 環境計量士：2名、環境計量士（濃度関係）：1名、作業環境測定士：1名、  
 臭気判定技士：2名、放射線取扱主任者：1名、公害防止管理者：9名



会 員 名

# 京葉ガス株式会社 技術研修センター

---

創 立 年 月 昭和 2 年 1 月  
開 設 年 月 昭和 6 3 年 1 1 月  
資 本 金 2 7 億 5 , 4 7 6 千 円  
従 業 員 2 8 名 ( 全 社 8 7 1 名 )

---

所 在 地 〒 2 7 2 - 8 5 8 0 千 葉 県 市 川 市 市 川 南 2 丁 目 8 番 8 号

電 話 0 4 7 - 3 2 5 - 4 5 0 0

F A X 0 4 7 - 3 2 3 - 0 6 9 2

連 絡 先 技 術 研 修 セ ン タ ー 部 長 石 上 隆 分 析 永 塚 孝 幸

業 務 内 容 分 析 ・ 測 定 :

水 質 ( 用 水 、 排 水 ) 、 土 壌 ( 各 種 分 析 )

研 究 開 発 、 新 技 術 動 向 調 査 ・ 導 入 検 討 :

環 境 問 題 対 策 技 術 、 公 害 防 止 技 術 、 腐 食 防 止 技 術 、  
ガ ス 事 業 関 連 技 術

有 機 生 産 品 モ ニ タ リ ン グ シ ス テ ム ( バ イ オ ・ ト レ ー ス )

農 畜 産 ・ 水 産 分 野 に お け る 複 合 微 生 物 及 び 発 酵 物 解 析 を 行 い ま す 。 農 畜 産 ・ 水 産 分 野 の 環 境 分 析 も 含 め る こ と に よ り 、 総 合 的 な 農 産 品 の 品 質 ・ 環 境 分 析 を 行 い ま す 。 た い 肥 、 腸 内 細 菌 の 動 態 分 析 、 発 酵 食 品 、 発 酵 飼 料 な ど の 品 質 分 析 な ど オ ー ダ ー メ ー ド で 承 り ま す 。

※ 本 技 術 は 、 農 林 水 産 省 が 平 成 1 4 年 度 に 実 施 し た 「 食 品 産 業 技 術 対 策 推 進 事 業 」 の う ち の 「 産 業 基 盤 強 化 技 術 開 発 費 ・ 食 品 リ サ イ ク ル 促 進 技 術 開 発 事 業 」 に 基 づ く 委 託 開 発 研 究 ( 京 葉 プ ラ ン ト エ ン ジ ー ニ ア リ ン グ 株 式 有 限 公 司 / 千 葉 大 学 / 京 葉 ガ ス 株 式 有 限 公 司 ) の 成 果 で す 。

平成2年12月登録

---

資格者数

環境計量士	2名	公害防止管理者	4名
放射線取扱主任者	2名	第1種衛生管理者	20名
甲種ガス主任技術者	24名		
甲種危険物取扱者	6名		

---

主要設備

原子吸光光度計

分光光度計

溶存酸素計

伝導度計

pH計

イオンクロマトグラフ

---

会員名 株式会社 ケーオーエンジニアリング

創立年月日 平成2年9月  
資本金 1,000万円  
従業員 8名  
代表者 代表取締役 小栗 勝  
所在地 〒277-0827 千葉県柏市松葉町2-11-11  
電話 04-7133-0142  
FAX 04-7133-0131  
連絡先 小栗 勝、栗山 巖

---

業務内容 大気 ばい煙測定、各種有害物質分析  
排ガス中のダイオキシン類サンプリング  
有害物除去装置の性能試験  
騒音、振動測定  
水質 河川、工業排水、工場排水

許認可、登録	計量証明事業	濃度(千葉県579号) 音圧レベル(千葉県638号) 振動加速度レベル(千葉県639号)
資格者数	環境計量士	1名
	作業環境測定士	1名
	公害防止管理者	1名
	危険物取扱主任者	1名

---

主要設備	原子吸光光度計、分光光度計 ガスクロマトグラフ 大気有害ガス測定装置 8式 煙道排ガス分析装置(NO <sub>x</sub> , O <sub>2</sub> , CO) 騒音計、振動計
------	--

会員名



---

創立年月 昭和32年4月

資本金 9,600万円

従業員 45人

---

所在地 千葉県浦安市北栄 4丁目15番10号

電話 047-352-1131 (代表)

FAX 047-352-1139

連絡先 開発部 代田和宏

電話 0475-86-6512

FAX 0475-50-7800

---

業務内容

◎測定・分析業務

水質：用水、排水

◎節水式プラントの設計・製作

排水処理設備不要の表面処理設備

◎表面処理薬品の製造販売

---

許認可登録

計量証明事業

濃度 (千葉 第559号)



資格者数	環境計量士	1名
	作業環境測定士	1名
	公害防止主任管理者	1名
	公害防止管理者（水質）	1名

---

主要設備	I C P 発光分光分析装置
	原子吸光光度計
	ガスクロマトグラフ
	赤外分光光度計
	イオンクロマトグラフ
	高速液体クロマトグラフ
	走査型電子顕微鏡
	分光光度計
	恒温乾燥機
	インキュベータ
	純水製造装置
	透視度計
	p Hメーター
	電気伝導度計

---

業務実績	（平成20年度）	
	分析	検体数
	水質	24件

会 員 名

合同資源産業株式会社 千葉事業所

---

創業年月日 昭和9年7月25日  
設立年月日 昭和23年11月15日  
資本金 6億3千万円  
従業員数 分析従事者8名(全社164名)

---

所在地 〒299-4333 千葉県長生郡長生村七井土1365  
電話 0475-32-1111  
FAX 0475-32-1115  
連絡先 技術研究所開発研究グループ 大谷康彦  
E-mail : y.ootani@godoshigen.co.jp

---

本社所在地 〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目12番6号  
TEL : 03-3566-0341 FAX : 03-3566-0340  
<http://www.godoshigen.co.jp/>

---

業 務 内 容

- 1)天然ガスの開発、生産および販売
- 2)ヨウ素・ヨウ素化合物の製造および販売
- 3)環境分析業務……a)工場排水、工業用水、鉱山水、その他の水質試験  
b)排ガス、その他の大気試験  
c)土壌、岩石、産業廃棄物の含有試験  
d)土壌、産業廃棄物の溶出試験

当社の事業は天然ガスとヨウ素の2本柱で構成されています。昭和9年の創業以来、ヨウ素のパイオニアとして高品質かつコスト競争力のある製品を世界に供給してきました。ヨウ素は昇華しやすい特性を利用したブローアウト法を採用し、「GODO IODINE」として高い評価を受けており、平成17年5月にはヨウ化カリウムとヨウ化ナトリウムについて生産能力1000トンの工場を建設し、高純度で安心して御利用いただける供給体制を構築致しました。更に平成18年7月にはお客様の御要望に応えるべくヨウ素有機化合物製造工場も立ち上げ、様々なヨウ素有機化合物の受託製造可能な体制も構築致しました。また天然ガスについては昭和30年代から天然ガスの開発を本格化し、効率的でクリーンな天然ガスの供給を通じて、年々増大するエネルギー需要に応えてきました。地球環境問題がクローズアップされる中、大気中の二酸化炭素の削減や資源としての天然ガスの利用、さらにヨウ素のリサイクルなど、地球環境に貢献する事業も展開しております。

分析業務に関しては長年にわたりヨウ素・ヨウ素化合物製品、ヨウ素リサイクル試料、ヨウ素含有溶液、天然ガス、天然ガス、土壌、岩石、鉱物等の分析に携わり、実績を積んで参りました。この経験で培った豊富な技術と蓄積したノウハウを生かし、迅速で正確な情報提供を心掛けております。とりわけヨウ素を含有する試料については製造メーカーとして数々の方法を保有しており必ずやお役に立てることと存じますので、お気軽に御相談下さいますようお願い致します。

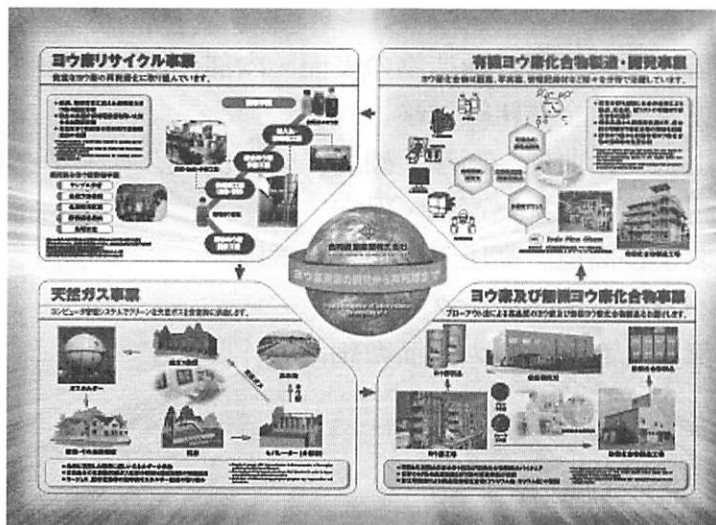
主な製品の 生産能力	1)天然ガス	12,000 万 m <sup>3</sup>	(年間)
	2)ヨウ素	2,200 ton	(年間)
	3)無機・有機ヨウ素化合物	1,000 ton	(年間)

許認可・登録	計量証明事業	濃度 (千葉県 第 637 号)
	ISO9001 認証登録	(財)日本規格協会 JSAQ 059

有資格者数	環境計量士	4 名	作業環境測定士	1 名
	公害防止管理者	30 名	放射線取扱主任者	1 名
	エネルギー管理士	1 名	危険物取扱主任者	20 名
	毒劇物取扱主任者	20 名	有機溶剤作業主任者	15 名
	高圧ガス製造保安責任者	25 名	一般計量士	2 名
	特定化学物質等作業主任者	10 名	特管廃棄物管理者	5 名

主要設備 ICP 発光分光分析計 (ICP-AES)、ICP 質量分析計 (ICP-MS)、原子吸光光度計 (フレイム、電気加熱式)、ガスクロマトグラフ質量分析計 (GC-MS)、ガスクロマトグラフ (FID、TCD)、高速液体クロマトグラフ、イオンクロマトグラフ、電子線マイクロアナライザー (EPMA)、核磁気共鳴装置 (NMR)、蛍光 X 線分析装置、X 線粉末回折装置、紫外可視分光光度計、TOC 計、pH 計、導電率計、赤外線式水分計、カールフイッシャー水分計 (電量・容量法)、濁度計

## 事業概要



---

創 立 年 月 日	昭 和 5 4 年 4 月 2 日
解 説 年 月 日	昭 和 5 4 年 1 1 月 1 日 (東部事業所)
資 本 金	1 億 5 千 万 円
従 業 員 数	1 0 0 名 (東部事業所 3 8 名)
売上 (平成 20 年度)	1 7 億 円

---

所在地 〒 2 9 0 - 0 0 6 7 千葉県市原市八幡海岸通 1 番地  
(三井造船㈱千葉事業所構内)

電 話 0 4 3 6 - 4 3 - 8 9 3 1 (営業部)

F A X 0 4 3 6 - 4 1 - 1 2 5 6

連絡先 (取締役所長) 伊 藤 秀 伸  
(営業) 佐久間 信 行  
(技術) 三 上 公 一

県外事業所 本社及び西部事業所 営業部 (Tel. 0863-23-2620)  
〒 7 0 6 - 8 6 5 1 岡山県玉野市玉 3 丁目 1 番 1 号

#### 業務内容

- ◇ 化学分析 (無機物、有機物、物性測定、表面分析)  
鉄鋼・非鉄材料、土壌等の分析、石灰・燃料油測定  
排水、排ガス、産廃、底質、土壌、焼却灰
- ◇ 環境分析 (ダイオキシン類分析：迅速簡易法・公定法)  
水質・排ガス・底質・産廃、焼却灰、アスベスト (建材・環境大気)
- ◇ 応力・歪み・振動計測  
構造物、橋梁、船舶、道路等の応力、振動、騒音、吊橋等  
高張ケーブルの張力計測、ダムゲートの寿命診断
- ◇ 非破壊検査  
塔槽類、配管、構造物の表面・内部の探傷
- ◇ 機械試験・金属組織試験  
引張り、曲げ、衝撃、硬度、腐食、マクロ・ミクロ観察
- ◇ 各種試験プラント運転・保守  
および高温、高圧下での材料試験
- ◇ スパッタコーティング  
無機・有機材料の表面微細薄膜作製加工

許認可登録	計量証明事業 作業環境測定 計量器修理事業登録 日本溶接協会〔CIW〕認定	濃度（千葉575、岡山6-26） （千葉12-28、岡山33-6） （通産大臣337 千葉第1号） （C種88C91）
-------	--	--

有資格者（化学関係）	環境計量士	3名
	作業環境測定士	5名
	公害防止管理者	6名
	甲種危険物取扱主任者	3名

#### 主要設備（化学関係）

高解像度ガスクロマトグラフ質量分析計（ダイオキシン類）  
 偏光ゼーマン原子吸光光度計（フレーム／グラフアイト炉）  
 紫外可視分光光度計、陰／陽イオンクロマトグラフ  
 炭素・硫黄分析装置（鉄鋼材料）  
 熱研式熱量計、振動式油密度計  
 ICP（誘導結合プラズマ発光分光分析装置）  
 X線回折装置、走査型電子顕微鏡  
 EPMA（X線マイクロアナライザー）、熱分析装置

#### 弊社の特徴

- ◇ 化学分析と共に非破壊検査、応力試験、機械試験、組織試験およびエンジニアリングを含めた分析・試験により、適切で総合的な対応と判定が可能。
- ◇ 三井造船(株)の試験・検査部門として活動。  
研究部門等の技術的支援が可能であり、化学的・物理的な事故の原因究明のトラブルシューティングに対応可能。
- ◇ 専属の営業部員が敏速・細かなサービスを徹底。

*For Your Technological Success*



# JFE テクノリサーチ 株式会社

千葉分析・材料事業部

国内最大級規模の総合技術サービス会社『JFE テクノリサーチ株式会社』が皆様のお役に立ちます。

- 高度な知識・経験を有した数多くのスペシャリストが、お客様の技術課題を解決します
- お客様の技術問題を ONE-STOP で解決する為、広範囲な技術メニューと商品を用意しております。
- 迅速・的確な対応と機密厳守で、お客様のあらゆるニーズにお応えします。

創立記念日 2004年10月1日  
資本金 1億円  
売上高 197億円(2008年度)  
所在地 〒260-0835 千葉県千葉市中央区川崎町1番地  
TEL 043-262-2313  
FAX 043-262-2199  
URL <http://www.jfe-tec.co.jp>  
E-mail [chiba-com@jfe-tec.co.jp](mailto:chiba-com@jfe-tec.co.jp)  
連絡先 分析部 望月 正  
本社 〒103-0027 東京都中央区日本橋2-1-10

## 県外事業部

(京浜分析・材料事業部) 〒210-0855 神奈川県川崎市川崎区南渡田町1番1号  
TEL:044-322-6208 FAX:044-322-6528  
(知多分析・材料事業部) 〒475-0832 愛知県半田市川崎町1丁目1番地  
TEL:0569-24-2880 FAX:0569-24-2990  
(倉敷分析・材料事業部) 〒712-8074 岡山県倉敷市水島川崎通1丁目  
TEL:086-447-4621 FAX:086-447-4618  
(福山分析・材料事業部) 〒721-0931 広島県福山市鋼管町1番地  
TEL:084-945-4137 FAX:084-945-3989  
営業所 名古屋、大阪、阪神

## 許認可登録

- ISOマネジメントシステム登録  
ISO9001 品質マネジメントシステム登録  
分析・材料事業部、環境技術事業部  
ISO14001 環境マネジメントシステム登録  
分析・材料事業部  
ISO17025 認定試験所登録  
知多(機械・物理試験)、倉敷(鉄鋼分析)  
福山(鉄鋼分析)、千葉(抗菌性試験)
- 環境計量証明事業所登録  
千葉県第553号(濃度)  
神奈川県第90号(濃度)、第22号(音圧)、第4号(振動加速度)  
愛知県第450号(濃度)、岡山県第6-32号(濃度)
- 特定計量証明事業所登録  
神奈川県第2号
- 作業環境測定機関登録  
千葉県労働基準登録 第12-29号(放射線を除く)  
神奈川県労働基準登録 第14-42号(放射線を除く)  
愛知県労働基準登録 第23-48号(放射線を除く)  
岡山県労働基準登録 第33-12号(放射線を除く)
- 土壌調査に係る指定調査機関  
環境省、大阪府
- 原因究明機関  
(独)製品評価技術基盤機構登録

## 特定建設業

神奈川県(特-13)第 54642 号 鋼構造物工事業  
神奈川県(特-16)第 54642 号 とび・土木工事業

### 資格取得者数

工学博士、理学博士 : 58 名、 技術士 : 18 名、 環境計量士 : 38 名  
第一種作業環境測定士 : 43 名、 臭気判定士 : 8 名、 公害防止管理者 : 128 名

### [事業内容]

#### 環境測定分析関係

大気、水質、土壌及び産業廃棄物中の汚染物質の測定分析  
ダイオキシン類、室内環境汚染及び環境ホルモンの測定分析  
土壌調査および対策事業  
RoHS、ELV など有害規制対応物質の分析 (Pb,Cd,Cr,Hg,臭素系難燃剤など)

全社では以下のようなあらゆるニーズに対応可能なサービスを提供しています。

#### 分析・材料事業部

ナノの世界から大型構造物まで幅広い領域において経験豊富なスタッフが最新の分析・試験機器を用いて信頼性の高い解析・評価の提供と様々な問題点解決をお手伝いします。

- 化学組成分析、環境分析
- 表面分析、微細構造解析
- 製品・部品等の不良解析

材料・製品・構造物の特性と利用技術に関する試験・調査・新製品・工法・製造技術等の「ものづくり」に関わる研究開発・実プロセス上の技術課題解決、材料・製品の特性調査及び構造物の健全性評価をお手伝いします。

- 材料試験、材料・製品の性能評価・診断
- 溶接継手性能評価、溶接技術コンサルティング
- 腐食試験、腐食・防食コンサルティング
- 建材・構造物の性能評価、現地計測・診断

#### 環境技術事業部

環境とエネルギーに関する測定分析、解析評価からコンサルティングまでのサービスをより正確かつ迅速にご提供します。

- 環境実態調査・診断
- 土壌調査・対策事業
- 環境アセスメント、実験プロジェクト
- 省エネルギー診断、コンサルティング

#### 計測システム事業部

当社オンリーワン商品である画像計測システム機器や導電性樹脂の製造販売、研究開発現場・生産現場での光・画像計測、音響・振動計測、電磁気計測などの課題を解決します。

- イメージング分光等の画像計測システム
- 光応用、画像処理等の計測システム開発
- 騒音・振動、電磁気・電磁波の計測評価

#### 知的財産事業部

新製品・新技術の開発、新規分野進出に不可欠な特許調査サービスをはじめとして、特許アイデアの国内外権利化支援、知財契約支援、さらには知財教育までのサービスをご提供します。

- 知的財産権の保護支援
- 特許情報、調査サービス
- 発明発掘から国内外出願支援
- 知財研修サービス

#### 技術情報事業部

的確な情報の収集、解析をはじめ、蓄積技術と各種調査を駆使することにより、経営戦略をサポートする多様なサービスを迅速に提供します。

- ITシステム構築支援
- Web、カタログなどのメディアサービス

会 員 名 **Geosoft 株式会社 ジオソフト**

---

創 立 年 月 平成元年10月  
資 本 金 1,000万円  
従 業 員 数 5 名

---

所 在 地 〒261-0012 千葉市美浜区磯辺1丁目2番11号  
電 話 043-270-1261  
F A X 043-270-1815  
連 絡 先 鈴木民夫

---

業 務 内 容 地質・土質調査 建築・土木構造物等の基礎地盤調査  
ボーリング調査、原位置試験、土質試験等  
地盤解析業務 地盤の支持力、沈下、液状化等の予測・検討  
騒音・振動調査 騒音・振動の測定、解析、影響予測・評価  
地下水調査 水理地質構造調査、帯水層試験・解析  
地下水観測井の設置、水位観測及び解析

---

許 認 可 登 録

計量証明事業 音 圧 レ ベ ル 千葉県 第580号  
振動加速度レベル 千葉県 第640号

---

資 格 者 数 技 術 士 (応用理学部門) 1 名  
環境計量士 (濃度、騒音・振動) 1 名  
公害防止管理者 2 名  
一級土木施工管理技士 1 名  
測 量 士 補 1 名  
地質調査技士 1 名



---

主要設備（環境関係）

普通騒音計

精密騒音計

振動レベル計

音圧レベル校正器

レベルレコーダー

オクターブ分析器

1/3オクターブ実時間分析器

テープレコーダー

データレコーダー

電導度計

PH 計

透視度計

電気式流速計

光波測量機

オートレベル

自記水位計

---

加盟団体

千葉県環境計量協会

社団法人 地盤工学学会

社団法人 物理探査学会

# 習和産業株式会社

会 員 名			
創 立 年 月	昭和49年	9月21日	
千 葉 開 設	昭和54年	2月14日	
資 本 金	50,000	千円	
従 業 員 数	環境管理センタ	72名	(全社498名)
売 上 高	(平成20年環境関係)	1,202	百万円 (平成20年度全社) 5,800 百万円

所 在 地	環境ビジネス事業部 千葉県習志野市東習志野3丁目15番11号		
電 話	TEL ; 047-477-5098	FAX ; 047-477-5324	
連 絡 先	環境管理センタ 津上 昌平、 吉野 昭仁		
HP・mail	<a href="http://www.e-shuwa.jp/">http://www.e-shuwa.jp/</a> ・ <a href="mailto:yoshino-akihito@hitachi-ies.co.jp">yoshino-akihito@hitachi-ies.co.jp</a>		

県外事業所	神奈川事業部	神奈川県秦野市堀山下1	(TEL ; 0463-88-8248)
		(株)日立製作所エンタープライズサーバー事業部内	
	神奈川支店	神奈川県海老名市上郷1-26-29	(TEL ; 046-232-1320)
	東京営業所	東京都千代田区内神田1-1-14	(TEL ; 03-3518-0355)

業 務 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇計量証明事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質、産業廃棄物、土壌、底質、原材料、材質の分析</li> <li>・大気、排ガス、ばい煙測定、騒音レベル、振動レベルの測定</li> </ul> </li> <li>◇作業環境測定           <ul style="list-style-type: none"> <li>・粉じん、有機溶剤、特定化学物質、金属類、等価騒音レベル</li> </ul> </li> <li>◇ビル管理関係           <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質検査(水道法20条)、飲料水水質検査、建築物空気環境測定</li> </ul> </li> <li>◇悪臭関係           <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界線及び発生源の臭気濃度測定、特定悪臭物質の分析</li> </ul> </li> <li>◇土壌調査関係           <ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染解明調査、土壌浄化、汚染土入替え工事</li> <li>・東京都、千葉県、神奈川県その他残土に係る条例関係分析調査</li> <li>・観測井戸設置工事、施工、モニタリング調査</li> </ul> </li> <li>◇石綿(アスベスト)測定・調査・分析(建材・浮遊繊維状粒子物質)</li> <li>◇労働安全衛生に係るコンサルティング等           <ul style="list-style-type: none"> <li>・局排装置、除塵装置の法定自主検査</li> </ul> </li> <li>◇環境改善設備の設計・製作・工事施工、点検・保守管理           <ul style="list-style-type: none"> <li>・局所排気装置、集塵装置、防音対策設備、空調工事 他</li> </ul> </li> <li>◇ビルメンテナンス、緑化・造園、フラワー&amp;グリーン関連業務</li> </ul>		
---------	---	--	--

◇許可登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計量証明事業登録(濃度) ; 千葉県第540号、神奈川県第115号</li> <li>・計量証明事業登録(音圧レベル) ; 千葉県第564号、神奈川県第54号</li> <li>・計量証明事業登録(振動加速度レベル) ; 千葉県第600号、神奈川県第30号</li> <li>・建築物飲料水水質検査業 ; 千葉県習保18水第1号、神奈川県10水第3号</li> <li>・建築物空気環境測定業 ; 千葉県習保20空第1号、神奈川県16空第5号</li> <li>・水質検査機関(水道法20条) ; 228号</li> <li>・作業環境測定機関(①③④⑤) ; 千葉県12-8号、神奈川県14-53号</li> <li>・土壌汚染対策法指定機関登録 ; 環2003-1-685</li> <li>・大阪府条例指定調査機関(土壌) ; 大阪府H20-2-1</li> <li>・第二種臭気測定認定事業所 ; 第273(02)号</li> </ul>		
-------	---	--	--

◇資格者数	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">環境計量士(濃度・騒音)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">11名</td> <td style="width: 30%;">公害防止管理者(水質・大気他)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">26名</td> </tr> <tr> <td>第一種作業環境測定士</td> <td style="text-align: center;">22名</td> <td>第二種作業環境測定士</td> <td style="text-align: center;">6名</td> </tr> <tr> <td>建築物環境衛生管理技術者</td> <td style="text-align: center;">5名</td> <td>建築物空気環境測定実施者</td> <td style="text-align: center;">3名</td> </tr> <tr> <td>衛生工学衛生管理者</td> <td style="text-align: center;">1名</td> <td>第一種衛生管理者</td> <td style="text-align: center;">14名</td> </tr> <tr> <td>臨床検査技師</td> <td style="text-align: center;">1名</td> <td>第二種放射線取扱主任者</td> <td style="text-align: center;">5名</td> </tr> <tr> <td>技術士(環境部門)</td> <td style="text-align: center;">1名</td> <td>技術士補(環境部門)</td> <td style="text-align: center;">3名</td> </tr> <tr> <td>環境カウンセラー</td> <td style="text-align: center;">2名</td> <td>臭気判定士</td> <td style="text-align: center;">8名</td> </tr> </table>			環境計量士(濃度・騒音)	11名	公害防止管理者(水質・大気他)	26名	第一種作業環境測定士	22名	第二種作業環境測定士	6名	建築物環境衛生管理技術者	5名	建築物空気環境測定実施者	3名	衛生工学衛生管理者	1名	第一種衛生管理者	14名	臨床検査技師	1名	第二種放射線取扱主任者	5名	技術士(環境部門)	1名	技術士補(環境部門)	3名	環境カウンセラー	2名	臭気判定士	8名
環境計量士(濃度・騒音)	11名	公害防止管理者(水質・大気他)	26名																												
第一種作業環境測定士	22名	第二種作業環境測定士	6名																												
建築物環境衛生管理技術者	5名	建築物空気環境測定実施者	3名																												
衛生工学衛生管理者	1名	第一種衛生管理者	14名																												
臨床検査技師	1名	第二種放射線取扱主任者	5名																												
技術士(環境部門)	1名	技術士補(環境部門)	3名																												
環境カウンセラー	2名	臭気判定士	8名																												

主要設備

設 備 名	台 数	設 備 名	台 数
ガスクロマトグラフ質量分析装置 (ヘッドスペース、加熱脱着、パーティック)	6	ガスクロマトグラフ質量分析装置 (高分解能二重収束型)	1
ガスクロマトグラフ (検出器 FID)	8	位相差顕微鏡	4
ガスクロマトグラフ (検出器 ECD)	4	デジタル (レーザー) 粉じん計	10
ガスクロマトグラフ (検出器 FPD)	2	普通騒音計	6
ガスクロマトグラフ (検出器 FTD)	2	積分型普通騒音計	7
ガスクロマトグラフ (特殊ガス用)	1	等価騒音レベル計	12
ポータブルガスクロマトグラフ (PID)	4	精密騒音計	2
ICP質量分析装置	1	周波数分析器	3
ICP発光分光分析装置	3	振動レベル計	6
フレイム原子吸光分析装置	3	レベルレコーダー	10
フレイムレス原子吸光分析装置	3	河川用流速計	1
原子吸光式水銀濃度計	3	風向風速計	1
イオンクロマトグラフ	5	蛍光X線分析装置	1
ポストカラムイオンクロマトグラフ	3	SEM-EDX分析装置	1
高速液体クロマトグラフ	6	X線回折装置	1
紫外・可視分光光度計	5	VOC分析計	1
全有機炭素分析装置 (TOC計)	2	ポータブル型ニオイセンサー	1
空気環境測定用CO・CO <sub>2</sub> 計	2	セミマイクロ電子天秤	6
加熱脱着装置	1	固相抽出ポンプシステム	2
BOD孵卵器	3	自動BOD希釈装置	2
携帯型実音モニター装置	1	排ガス用SO <sub>x</sub> 計	1
アンダーセンエアサンプラー	2	低周波音レベル計	1
排ガス用NO <sub>x</sub> 計	2	排ガス用CO、O <sub>2</sub> 、CO <sub>2</sub> 、NO <sub>x</sub> 計	1

業務実績 (平成20年度) 及び処理能力

分 野	受託件数/年	処理能力/年	処理能力/月
大気	439	600	50
水質	2,081	3,600	300
底質・土壌・産廃等	2,262	3,600	300
騒音・振動	52	180	15
作業環境測定	344	840	70
その他・分析	120	360	30
計	5,298	9,180	765

当社では、昭和49年に㈱日立製作所習志野工場の環境整備部門を母体に発足致しました。当社では、「環境サービス」を総合的にとらえ、高い技術と豊富な経験で、より快適な環境づくりを目指して、皆様のお役に立ちたいと考えております。

会 員 名 株式会社 杉 田 製 線 市 川 工 場

---

創 立 年 月 大 正 4 年 1 0 月 (市川工場 昭和40年7月)  
資 本 金 2 2, 0 4 0 万 円  
従 業 員 分 析 セ ン タ ー 4 名 (全 社 3 4 7 名)

---

所 在 地 〒 272-0002 千 葉 県 市 川 市 二 俣 新 町 1 7 番 地  
電 話 (0 4 7) 3 2 7 - 4 5 1 7 (代 表)  
F A X (0 4 7) 3 2 8 - 6 2 6 0  
連 絡 先 化 成 品 グ ル ー プ 木 村 成 夫

---

県 外 事 業 所 (本 社 ・ 工 場)  
〒131-0042 東 京 都 墨 田 区 東 墨 田 3 丁 目 1 番 1 2 号  
(電 話) 0 3 - 3 6 1 7 - 0 6 0 1

---

業 務 内 容 (環 境 測 定 分 析)  
水 質、産 業 廃 棄 物、土 壤、底 質  
  
(そ の 他 の 分 析 ・ 試 験)  
鉄 鋼、非 鉄 の 地 金、合 金 の 分 析  
鉍 石 の 成 分 分 析  
鉄 鋼 そ の 他 材 料 の 物 性 試 験

---

認 可 登 録 計 量 証 明 事 業 濃 度 (千 葉 県 第 5 4 5 号)  
  
資 格 者 数 環 境 計 量 士 1 名  
公 害 防 止 管 理 者 3 名

---

## 主要 設備

原子吸光光度計  
I C P 発光分光分析装置  
分光光電光度計  
鉄鋼炭素定量装置、鉄鋼硫黄定量装置  
高温電気炉  
各種材料試験器

---

## 業務 実績 (平成 2 0 年度)

分 野	検 体 数	処 理 能 力
水 質	3 0 0	1 0 0 検体 / 月
底質・土壌	5	1 0 " "
産業廃棄物	5	1 0 " "
鉄 鋼	4 0	3 0 " "
そ の 他	1 1 0 0	1 0 0 " "

会員名

創立年月 1972年 7月 1日  
 千葉開設 1976年 7月 1日  
 資本金 250百万円  
 従業員数 1000名(全社)  
 URL <http://www.scas.co.jp>

所在地 〒299-0266 千葉県袖ヶ浦市北袖9-1  
 電話 TEL 0438-64-2281  
 FAX 0438-62-5089  
 連絡先 千葉営業部 保坂典男  
 E-mail [hchibaei@scas.co.jp](mailto:hchibaei@scas.co.jp)

県外事業所

大阪本社	〒541-0043 大阪市中央区高麗橋 4-6-17 TEL 06-6202-1810 FAX 06-6202-0115
東京本社	〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-4-3 TEL 03-3257-7206 FAX 03-3257-7220
大阪事業所	〒554-0022 大阪市此花区春日出中 3-1-135 TEL 06-6466-5247 FAX 06-6466-5493
愛媛事業所	〒792-0003 新居浜市新田町 3-1-39 TEL 0897-32-8977 FAX 0897-32-9644
大分事業所	〒870-0106 大分市大字鶴崎 2200 番地 TEL 097-523-1182 FAX 097-523-1185
岡山事業所	〒711-0903 倉敷市児島田の口 6 丁目 4 番 1 号 TEL 086-477-8103 FAX 086-477-5814
筑波事業所	〒300-3266 つくば市北原 6 番 TEL 029-864-4741 FAX 029-864-4085

会社業務内容

環境測定:

- ①大気関係/ボイラ、焼却炉、スクラバー等の排ガス測定  
有害汚染大気物質測定(未規制、規制物質)、作業環境測定
- ②水質関係/飲料水、地下水、工場排水、工業用水、河川水
- ③土壌関係/残土、底質調査、土壌汚染調査(地下水等も含む)、汚染土壌修復
- ④廃棄物 /産業廃棄物(PCBも含みます)、焼却灰、ごみ質分析
- ⑤悪臭関係/発生源、敷地境界の官能試験・臭気成分分析
- ⑥室内空気/アルデヒド類・揮発性有機化合物等の分析
- ⑦その他 /ダイオキシン類(各種環境試料)、内分泌攪乱化学物質分析  
環境アセスメント(大気、水質、土壌、騒音、振動等)

構造解析

:化合物の構造解析、結晶構造の解析

表面分析

:表面膜の断面の観察、元素分布の測定、異物の定性・定量分析

有機無機分析

:組成分析、元素分析、微量金属の定性・定量分析

製品・部材評価

:信頼性評価、放散試験、REACHコンサル、環境負荷物質評価

危険性評価試験

:熱分解試験、ガス及び粉塵爆発試験、消防法危険物試験

農薬分析

:残留・埋設農薬分析、農薬原体及び製剤の分析、農薬分析法の開発  
食品安全性分析

医薬品分析

:生体分析、原料製品の薬物濃度、原体及び製剤の安定性試験

その他

:安全性試験、標準品合成、カラム製造販売、科学機器販売

---

## 許認可・登録

濃度計量証明事業	千葉県登録第 518 号
作業環境測定機関	千葉労働基準局第 12-5 号
第2種臭気測定認定事業所	(社)におい・かおり環境協会 234(03)号
音圧レベル計量証明事業	愛媛県知事登録第環 11 号
振動加速度レベル計量証明事業	愛媛県知事登録第環 21 号
水道法 20 条に基づく水質検査業	指定番号 124 号
MLAP	認定番号 N-0014-01
ISO9001 認証登録	(財)日本品質保証機構 JQA-1105
試験所認定	日本化学試験所認定機構 JCLA 1
(ISO/IEC 17025 認定)	(範囲:VOC(建築材料・電子製品)、ホルムアルデヒド及びアセトアルデヒド(建築材料))
環境マネジメントシステム(ISO14001)	高圧ガス保安協会 登録番号 01ER・171R2-02A
土壌汚染対策法における指定調査機関	環 2003-1-464

---

## 資格取得者数(全社)

学位保有者	17 名	エックス線取扱主任者	46 名
技術士	9 名	衛生管理者	74 名
環境計量士	52 名	臨床検査技師	18 名
薬剤師	29 名	臭気判定士	27 名
情報処理技術者	4 名	衛生検査技師	10 名
分析技能士	20 名	放射線取扱主任者	22 名
作業環境測定士	鉱物性粉じん 47 名、放射性物質 2 名、特定化学物質 49 名、 金属類 45 名、有機溶剤 55 名、第2種 57 名		
公害防止管理者	主任 1 名、大気 27 名、水質 91 名、騒音 4 名、ダイオキシン類 49 名、 粉じん(一般)1 名、振動 3 名		

---

## 主要設備

原子吸光光度計(AAS,ETAAS)、プラズマ発光分析装置、プラズマ質量分析計、蛍光X線分析装置、イオンクロマトグラフ計、電子線マイクロ分析装置、二次イオン質量分析計、飛行時間型二次イオン質量分析計、X線光電子分光分析計、光学顕微鏡、電子顕微鏡(走査型、透過型)、核磁気共鳴分析計、フーリエ変換赤外分光計、顕微赤外分光計、X線回折計、ガスクロマトグラフ(FID,ECD,FPD,TCD等)、可搬型ガスクロマトグラフ、ガスクロマトグラフ質量分析計、高速液体クロマトグラフ、液体クロマトグラフ質量分析計(LC-MS、LC-MS/MS)、キャピラリー電気泳動分析装置

---

## 特徴

当社は、国内最大規模の総合分析・評価会社として、お客様のニーズにきめ細かくお答えし、様々な問題解決に取り組む頭脳集団です。広範な産業分野・研究分野で高く評価されています。また、地球環境に関わる問題にも、分析からアセスメントまで幅広い活動を展開し、イノベティブな姿勢、科学的な思考、データの品質保証、そして「お客様の満足」というビジネスコンセプトのもとに、全国 6 ヶ所の事業所(ラボ)の優れた機動力をフルに発揮して、社会の未来に貢献しています。

創 立	昭和 48 年 1 月	
開 設	平成 7 年 2 月	
資 本 金	1 億 円	
従 業 員 数	34 名 (全社 215 名)	
所 在 地		
東京事業所	〒270-2214	千葉県松戸市松飛台439番2 TEL (047) 394-5233 FAX (047) 387-8713 所 長 佐々木 公司
本 社	〒792-0002	愛媛県新居浜市磯浦町17番2号 TEL (0897) 34-3411 FAX (0897) 33-1864
関西営業所	〒675-0415	兵庫県加古郡播磨町宮西346-4 電話 079-435-3775 FAX 079-435-3808
市川営業所	〒272-0835	千葉県市川市中国分3丁目18番5号 電話 047-372-1361 FAX 047-372-1182

## 業務内容

## &lt;環境測定・分析&gt;

- |              |                               |
|--------------|-------------------------------|
| 1) 水質分析      | : 環境水、工業排水、地下水、温泉水、水道水、井戸水    |
| 2) 大気分析      | : 環境大気(連続測定)、排ガス、悪臭物質         |
| 3) 振動、騒音測定   | : 環境騒音・振動測定、交通騒音・振動測定         |
| 4) 廃棄物分析     | : ごみ質、焼却灰、含有量試験、溶出試験          |
| 5) 底質分析      | : 含有量試験、溶出試験                  |
| 6) 作業環境測定    | : 特定化学物質、有機溶剤、金属、粉じん、騒音、アスベスト |
| 7) ダイオキシン類分析 | : 大気、水、排ガス、焼却灰、土壌、生体          |

## &lt;調 査 ・ 解 析&gt;

- |            |  |
|------------|--|
| ・ 土壌・地下水汚染 | : 重金属等、有機塩素系化合物汚染調査等(調査計画立案、表層、深度方向調査、対策立案)                      |
| ・ 室内空気汚染   | : ホルムアルデヒド、VOC <sub>s</sub> 、殺虫剤、木材保存剤、可塑剤等の気中濃度測定、発生源調査、気中濃度の予測 |
| ・ 大気汚染     | : 排ガス拡散予測評価、排ガス処理施設性能評価等   |
| ・ 生物調査     | : 植物、動物、水生生物等の調査   |

## &lt;環境アセスメント&gt;

: 工場建設、道路建設事業等に伴う自然環境調査、環境影響評価等

## &lt;受 託 試 験 研 究&gt;

: 有害物質無害化技術の評価試験、評価技術開発試験等

## &lt;材 料 分 析&gt;

: 成分分析、形態分析、物性測定等



許認可登録

計量証明事業	濃度	千葉県第 605号
計量証明事業	濃度	愛媛県第環 2号
計量証明事業	濃度	兵庫県第濃 95号
計量証明事業	騒音	愛媛県第環 3号
計量証明事業	振動	愛媛県第環 22号
計量証明事業	特定濃度	愛媛県第環 43号
平成 21・22・23 年度に環境省が実施するダイオキシン類の請負調査の受注資格		
ISO14001 認証取得 E269		
ISO/IEC17025 認定試験所 (環境分析) RTL01060		
作業環境測定		千葉県 12-36
作業環境測定		愛媛県 38-4
土壌汚染調査		環 2003-1-406
建設業		愛媛県特 16 第 15667号
土木一式総合建設		愛媛県般 16 第 15667号

資格者数(東京事業所)

環境計量士	4名	公害防止管理者	6名	臭気判定士	1名
放射線取扱主任者	1名	X線作業主任者	3名	酸欠作業主任者	1名

主要設備

二重収束型ガスクロマトグラフ質量分析装置	ICP質量分析装置
四重極型ガスクロマトグラフ質量分析装置	ICP分析装置
ガスクロマトグラフ(TCD、ECD、FID、FPD、PID)	蛍光X線分析装置
FTIR	原子吸光分析装置
高速液体クロマトグラフ	イオンクロマトグラフ
大気環境自動測定車(各種自動測定装置搭載)	TOC計
排ガスNO <sub>x</sub> 、SO <sub>x</sub> 、O <sub>2</sub> 自動測定装置	自記分光光度計
騒音計	X線回折装置
公害振動レベル計	EPMA
実時間周波数分析計	SEM
炭素・硫黄分析装置	レーザー粒度測定装置
水銀専用測定装置	コールターカウンター
多項目水質計(8項目)	高感度位相差顕微鏡
グロー放電質量分析装置	偏光顕微鏡
	その他分析器具一式

会 員 名

住友大阪セメント株式会社  
セメント・コンクリート研究所  
環境技術センター

---

設立年月日 明治40年11月29日  
千葉県開設 昭和52年 1月 1日  
資 本 金 416億円  
従業員数 3名 (全社 1,328名)

所 在 地 〒274-8601  
千葉県船橋市豊富町585番地  
連 絡 先 所長 井ノ川 尚 連絡担当者 金井 謙介  
Phone. 047-457-0751 FAX. 047-457-7871

---

県外事業所

【本社】

〒102-0085  
東京都千代田区六番町6番地-28  
住友大阪セメント株式会社  
Phone. 03-5211-4805 FAX. 03-3221-5770

【大阪・研究所】

〒551-0021  
大阪市大正区南恩加島7-1-55  
住友大阪セメント株式会社 セメント・コンクリート研究所  
Phone. 06-6556-2260 FAX. 06-6556-2209

---

業務内容

(環境調査 測定 分析業務)  
水質、土壌、底質、産業廃棄物、鉱物、原材料、セラミックス 分析  
モルタル試験、コンクリート試験、コンクリート硬化体分析  
粒度分布測定、鉱物等のX線回折、原材料の物性試験  
電子顕微鏡撮影、EPMA分析  
騒音測定、汚泥のセメント固化試験

許 認 可

登 録

計量証明事業

濃度 (千葉県 第523号)

音圧レベル (千葉県 第524号)

---

資格者数

環境計量士

2名

公害防止管理者

2名

---

主要設備

原子吸光光度計

ICP発光分光分析装置

GC-MS

高速液体クロマトグラフ

イオンクロマトグラフ

光電分光光度計

X線回折装置 (含、微小領域)

蛍光X線分析装置

元素分析装置

走査型電子顕微鏡

EPMA

透過型電子顕微鏡

オージェ電子分光装置

熱分析装置

高温電気炉

粒度分布計

コンダクションカロリメーター

全自動ポロシメーター

全自動比表面積測定装置

粘度計

電気流速計

騒音計 (普通、精密)

インストロン万能試験機

1/3オクターブ周波数分析計および実時間分析計

各種分級装置

各種ミル

耐圧試験機

ジョークラッシャー

創立年月 : 昭和61年12月12日  
 千葉開設 : 昭和58年 5月18日 (セイコー電子工業(株)として開設)  
 資本金 : 5,000万円  
 従業員数 : 17名

所在地 : 〒270-2222 千葉県松戸市高塚新田563  
 TEL : 047-391-2298 (直通)  
 FAX : 047-392-3238  
 E-mail : techno.chem@sii.co.jp  
 URL : <http://www.sii.co.jp/sitr/>  
 連絡先 : 技術部 環境分析グループ 宛

## ■ 業務内容

### 環境分析

工場排水分析、土壌汚染調査並びに浄化支援、産業廃棄物分析、大気分析、作業環境測定、建築物空気環境測定、飲料水水質検査

### 機器分析

多層膜の組成分析、薄膜の組成分析、厚膜の組成分析、金属・合金の組成分析、腐食・変色解析等

### FIB加工

IC内配線変更・パッド作製、断面観察、微細加工、FIB/TEM観察

### EMI測定試験

電子機器（情報技術装置等）から放射される不要電磁波の測定（EMI）

## ■ 許認可登録

- ・ 計量証明事業 : 濃度（千葉県第550号）
- ・ 作業環境測定機関 : 12-17（1号、3号、4号、5号）
- ・ 建築物空気環境測定 : 千葉県松戸保17空第1号
- ・ 建築物飲料水水質検査 : 千葉県松戸保17水第1号
- ・ 土壌汚染対策法指定調査機関 : 環2003-1-805

---

## ■資格者数

環境計量士	2名	作業環境測定士	3名
公害防止管理者	2名	衛生工学衛生管理者	1名
危険物取扱者	4名	衛生管理者（1種）	1名
放射線取扱主任者	1名	X線作業主任者	4名
建築物環境衛生管理技術者	1名		
毒物劇物取扱者	3名		

---

## ■主要設備

オージェ電子分光分析装置（AES）  
X線マイクロアナライザー（EPMA）  
X線回折装置（XRD）  
エネルギー分散型蛍光X線分析装置（XRF）  
走査型プローブ顕微鏡システム（AFM・MFM・FFM……）  
走査型電子顕微鏡（SEM, SEM-EDX）  
透過型電子顕微鏡（TEM）  
赤外分光光度計（IR, 顕微 FT-IR）  
熱分析システム（DSC, TG/DTA, TMA）  
原子吸光分光光度計（AAS）  
プラズマ発光分光分析装置（ICP-AES）  
ガスクロマトグラフ（TCD, FID, ECD, FPD）  
ガスクロマトグラフ質量分析計（GC/MS）  
イオンクロマトグラフ（IC）  
高速液体クロマトグラフ（HPLC）  
I C 開発用 F I B 装置  
E M I 測定機器

---

人々の暮らしをもっと便利に、もっと豊かにする先端技術には、高度な分析・試験・評価技術が不可欠です。

厳密に分析・測定したデータが、確かな基盤技術開発や時代を先取りする商品開発を支えています。

セイコーアイ・テクノロジーは「迅速、正確、機密厳守」をモットーに、お客様のニーズに応えます。

時計からスタートした精密機器開発の知識とノウハウを駆使し、信頼性の高い総合分析・試験センターとしてお客様に役立つ技術をご提供いたします。

# 会員名 株式会社 太平洋コンサルタント 研究センター



創立年月日	昭和60年8月7日
千葉開設	平成3年11月27日
資本金	3,000万円
従業員数	86名(全社138名)

所在地	〒285-8655 千葉県佐倉市大作2丁目4番2号
TEL	043-498-3913、043-498-3890
FAX	043-498-3919
ホームページ	<a href="http://www.taiheiyo-cement.co.jp/thc/">http://www.taiheiyo-cement.co.jp/thc/</a>
連絡先	セメントコンクリート営業部 佐々木 彰、分析技術部 野口 康成

県外事業所	(本社) 〒101-0061 東京都千代田区三崎町3丁目8番5号
	TEL 03-3237-6901 FAX 03-3237-6903
	(西日本) 〒756-0817 山口県山陽小野田市大字小野田6276番地
	TEL 0836-83-3358 FAX 0836-83-7058

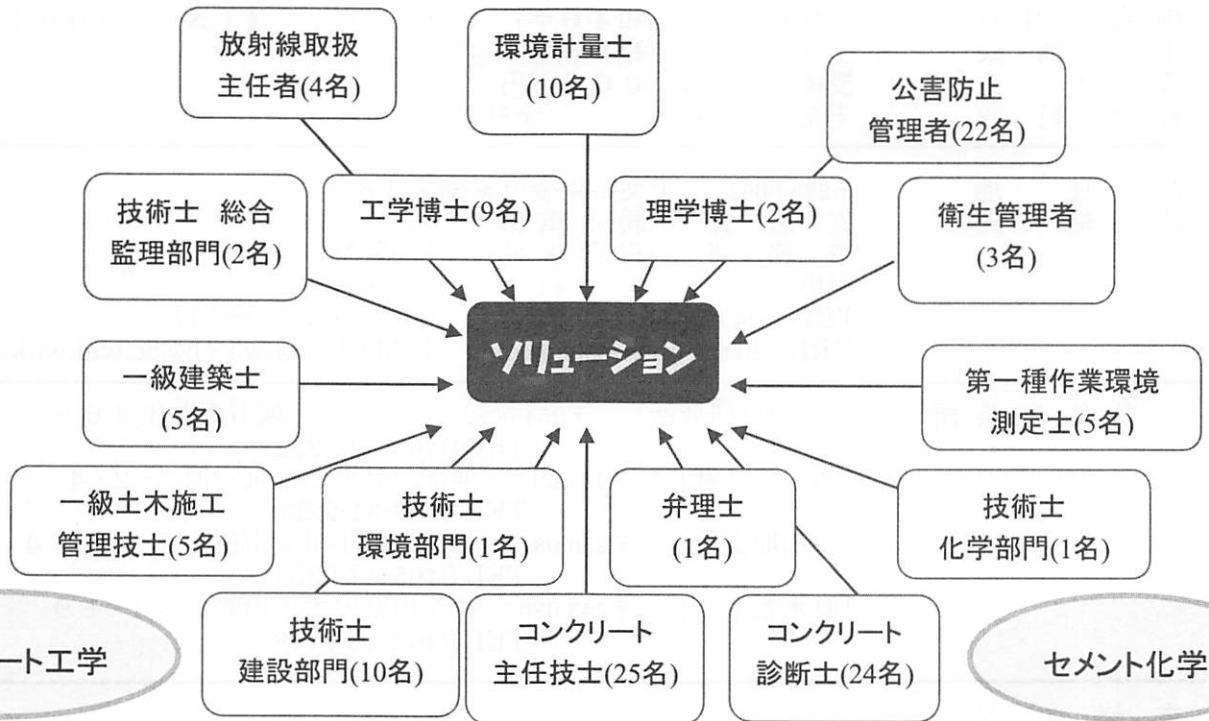
## 業務内容

分析・解析事業	各種原材料の分析・試験と解析、セメント、コンクリート関連材料の機器分析・解析、土壌調査 大気・水質・土壌に関する環境分析、労働衛生法令に関する環境分析・作業環境測定
コンクリート事業	コンクリートに関する試験・評価、構造物の劣化診断・耐久性評価 コンクリートの性能照査、生コン大臣認定等各種認証取得サポート
電力・原子力事業	電力関連構築物に関するセメント系材料の研究・開発・再利用 放射性廃棄物に関するセメント系材料の研究・開発と販売
品質試験事業	ISO/IEC 17025登録項目(骨材等建設材料)の試験 セメントの品質評価、DXNs環境分析、粉体物性試験、蛍光X線分析
材料加工事業	無機質材料の粉碎・混合・焼成などの受託加工及び開発支援

許認可登録	計量証明事業	濃度(千葉県 第576号)(山口県 第40号) 騒音(山口県第47号)
	認定特定計量証明事業者(MLAP)	N-0074-01 千葉県 特004号
	土壤汚染対策法指定調査機関	環2003-1-620
	ISO/IEC 17025 登録試験事業者	000149JP 050205JP
	国際MRA対応認定事業者	JNLA000149JP
	ISO9001:2000(JISQ9001:2000)	登録番号 RQ2036
	建設コンサルタント	鋼構造及びコンクリート部門(建13第7214号)
	一級建築士事務所	東京都知事登録
	作業環境測定機関	山口労働局
	建築物飲料水水質検査業登録	山口県

有資格者

分析化学



### 主要設備

化学分析装置：ガスクロマトグラフ、高速液体クロマトグラフ、高分解能ガスクロマトグラフ/質量分析装置、イオンクロマトグラフ、四重極ガスクロマトグラフ/質量分析装置、紫外・可視分光光度計、フーリエ変換赤外分光光度計、原子吸光分析装置、誘導結合プラズマ発光分光分析装置、誘導結合プラズマ/質量分析装置、酸素・窒素同時分析装置、全有機炭素計、硫黄分析計、水銀分析計、炭素分析計

表面分析装置：電子線マイクロアナライザー、電界放射型走査電子顕微鏡、透過型電子顕微鏡、光学顕微鏡、位相差顕微鏡、実体顕微鏡

X線分析装置：粉末X線回析装置、蛍光X線分析装置

熱分析装置：示差走査熱量計、示差熱天秤、微少熱量計、水和熱熱量計

粉体・多孔体解析装置：各種粒度分布解析装置(レーザー透過式、ふるい式)、比表面積測定装置(空気透過式、窒素吸着式)、粉体特性試験装置(パウダーテスト)、水銀圧入式ポロシメーター

量産試作装置：乾燥；外熱式乾燥設備、ロータリードライヤー 粉砕；ジョークラッシャー、ロールクラッシャー、チューブ型連続ボールミル、バッチ式ロールミル、バイマー、CSカッター 分級；O-SEPA、クラシール、回転篩、振動篩 混合・造粒；ナウターミキサ、ヘンシェルミキサ、レディーゲミキサ、パン型ペレタイザー、OPPロール 焼成；キルン焼成試験機

その他：非分散型赤外線式一酸化炭素計、ジルコニア式酸素濃度計、音圧レベル計、振動レベル計、大気測定装置一式、作業環境測定装置一式、電位差滴定装置、光度滴定装置、ゼータ電位測定装置、断熱温度上昇測定装置、他

会 員 名

# 株式会社 ダイワ 千葉支店

創立年月日 1965年 [昭和40年] 3月 【ISO-9001取得】  
千葉開設 1973年 [昭和48年] 3月  
資本金 授權資本 4,000万円  
従業員数 千葉支店26名 [全社95名]

所在地 〒283-0062 千葉県東金市家徳238-3  
支店長 勝木重信  
業務部 宮澤康弘 伊藤裕一  
環境技術部 宮木和夫 有田太郎  
TEL 0475-58-5221 (代) FAX 0475-58-5415  
URL <http://daiwa-eco.com> E-Mail [daiwa-ch@bc.wakwak.com](mailto:daiwa-ch@bc.wakwak.com)

県外事業所 [中央研究所] 〒254-0082 神奈川県平塚市東豊田369  
TEL 0463-53-2222  
[本社] 〒254-0077 神奈川県平塚市東中原2-2-4  
TEL 0463-31-2222  
[小田原支店] 〒256-0811 神奈川県小田原市田島734-14  
TEL 0465-42-2354  
[厚木営業所] 〒243-0803 神奈川県厚木市山際981-19  
TEL 046-245-7778

## 業 務 内 容

### 【環境調査・分析・測定】

ダイオキシン分析 一般環境大気、水質、土壌、底質、排出ガス、焼却灰等、作業環境。

水 質 環境基準、排水基準、下水道基準、地下水評価基準等に基づく分析。  
河川汚濁調査、地下水水質調査、農業用水調査。  
飲料水、地下水、海水、工場排水、河川等の委託分析。  
し尿処理場、下水処理場、水質汚濁防止法による特定施設の性能試験。

大 気 ばい煙測定、有害ガス測定、浮遊粉塵、重金属、アスベスト。

臭 気 三点比較式臭袋法による臭気官能試験、悪臭防止法に基づく臭気成分分析。

騒 音 環境、工場、建設工事、航空機、交通。  
振 動 環境、工場、建設工事、航空機、交通。

廃 棄 物 各種廃棄物の有害物分析、一般廃棄物のゴミの成分分析、焼却灰分析。

作業環境測定 有機溶剤、特定化学物質、粉塵、重金属、騒音。

そ の 他 環境調査(環境影響調査、工場管理環境実態調査、公害防止管理調査)  
農薬分析(一般水質、河川、排水、地下水、飲料水)  
土壌・底質・残土の組成並びに環境基準に基づく有害物質等成分分析。

### 【環境関連業務】

水処理施設の設計施工 工場廃水処理施設、最終処分場浸出水処理、合併浄化槽。  
プラント管理 工場廃水処理施設、最終処分場浸出水処理、合併浄化槽し尿処理場、  
ゴミ焼却場、下水処理場。

公共下水道維持管理 下水道等の高圧洗浄並びにテレビカメラによる漏水等の調査。

そ の 他 工業薬品の販売、環境計測機器の販売、建築物受水槽清掃。



許 認 可 登 録	計量証明事業	特 定 濃 度	神奈川第7号
		濃 度	神奈川第513号
		濃 度	神奈川第39号
		騒 音	神奈川第31号
		振動加速度	神奈川第6号
	水道法20条水質検査機関	厚生労働省第181号	
	土壤汚染指定調査機関	環2003-2-358	
	作業環境測定	千葉第12-20号	
	建築物飲料水水質検査	千葉県山保15水第1号	
	建築物飲料水貯水槽清掃業	千葉県山保18貯第1号	
	毒物劇物一般販売業	千葉県山保第192号	
	一般建設業	神奈川(販3)第11024号	
	排水設備工事業	千葉県第II-6号	
	浄化槽工事業	千葉県第636号	
	浄化槽保守点検業	千葉県知事(登8) 東県セ山第9号	
	産業廃棄物処理業	千葉県第1200010213号	
	品質マネジメントシステム	ISO9001JQA-QM5206	
	MLAP	N-0093-01(NITE)	

主 な 資 格 者 数	環境計量士	4名(8名)	技術士	(1名)
	作業環境測定士	5名(10名)	一級建築士	(1名)
	公害防止管理者	8名(22名)	浄化槽管理士	2名(7名)
	放射線取扱主任者	1名(3名)	浄化槽設備士	3名(5名)
	特定毒物研究者	1名(3名)	電気工事士	1名(2名)
	建築物管理技術者	2名(4名)	土木施工技術者	1名(2名)
	下水道管理技術者	1名(4名)	機械設備士	1名(2名)
	特別管理産業廃棄物管理責任者	1名(2名)	臭気判定士	1名(3名)
	第二種酸素欠乏危険作業主任者	4名(8名)		

主 要 設 備	GC/MS分析計(ガイキソノ類測定用含)	吸光光計
	原子吸光光度計(フレーム、フレームレス)	赤外油分濃度計
	ガスクロマトグラフ	騒音・振動計
	高速液体クロマトグラフ	周波数分析装置
	イオンクロマトグラフ	ばい煙測定器材
	TOC計	煙道自動測定器
	試料採取・流量測定器材	水処理試験装置
	悪臭採取・分析器材	気象観測用器材
	ICP分析計	

会員名 **妙中鋳業株式会社**  
**総合分析センター**

---

創立年月日 昭和 29 年 2 月 24 日  
開設年月日 昭和 40 年 5 月 10 日 (茂原精練工場開設)  
資本金 70,000 千円  
従業員数 センター 7 名 (工場従業員 160 名)  
売上金額 0 円 (社内業務のみ)

---

所在地 千葉県茂原市大芝 452 番地 (〒297-0033)  
電話番号 0475 (24) 0140 代表  
F A X 0475 (23) 6405  
連絡先 総合分析センター 室長 金井弘和  
分析責任者 藤 勝巳

---

関連事業所 鹿島事業所 (産業廃棄物の処理)  
〒314-0014 茨城県鹿嶋市大字光 3 番地  
住友金属工業株式会社構内

資格者数	環境計量士	1名	化学分析技能者	2名
	X線作業主任者	2名		
	作業環境測定士	1名		

主要設備	発光分光分析装置	窒素蛋白質定量装置
	分光光度計	イオンメーター
	アミノ酸自動定量装置	赤外分光光度計 (FT-IR)
	ガスクロマトグラフ	カールフィシャー
	液体クロマトグラフ	発熱量測定装置
	炭素定量装置	イオンクロマトグラフ
	硫黄定量装置	
	窒素定量装置	

業務内容	大気環境測定業務	合金鉄の製造販売
	排水濃度測定業務	医薬品の製造販売
	鉱物品位分析業務	精密鑄造品の製造販売
	金属分析業務	産業廃棄物の再利用処理
	アミノ酸類分析業務	含油排水の再利用処理
	鉄鋼一般分析業務	物性測定業務
	有機物一般分析	

上記事業の品質管理、品質確保の一貫として、分析、測定技術には多くの経験と優れた技術力を保有しております。

## 会員名

## 財団法人 千葉県環境財団

- 
- 設立： 昭和49年12月25日      ■基本金： 1億円  
■出捐団体： 千葉県・千葉市・市原市・君津市・袖ヶ浦市  
■所轄官庁： 千葉県環境生活部環境政策課  
■代表者： 理事長 小久保 英二      ■役員： 10名（うち常勤役員2名）  
■職員： 技術職員42名      事務職員13名
- 

■所在地                      〒260-0024 千葉県千葉市中央区中央港1-11-1  
TEL                              043-246-2078  
FAX                                043-246-6969  
ホームページ                <http://www.ckz.jp>  
連絡先                            総務チーム 重松智範

---

■県外事業所                なし

---

### ■業務内容

当財団では、環境活動推進事業として、環境保全に関する普及啓発事業や、環境省が策定したエコアクション21（環境活動評価プログラム）の普及活動と認証・登録に係る事務を行うエコアクション21地域事務局運営事業、地球温暖化防止に係る啓発・広報・支援業務を行なう地球温暖化防止活動推進センター事業を実施しています。平成20年度からは、住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金に係る千葉県受付窓口に指定されています。

また、ちば環境再生基金の募金・運營業務を実施する「ちば環境再生基金事業」と指定管理者として「手賀沼親水広場管理受託事業」及び「千葉県いすみ環境と文化のさとセンター」の管理運営を実施しています。

さらに、環境調査分析事業では、公益法人として業務の公正・正確・迅速を第一に考え、環境全般に関する調査・分析業務等を実施しています。

#### ● 環境活動推進事業

##### ①普及啓発事業

##### ②エコアクション21地域事務局運営事業

##### ③地球温暖化防止活動推進センター事業

##### ④住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金申請窓口事業

#### ● ちば環境再生基金事業

##### ①NPO環境活動助成事業

##### ②市町村による戦略的自然再生事業への助成事業

##### ③負の遺産対策事業

##### ④モデル事業（なのはな・ひまわりエコプロジェクト）

##### ⑤環境再生に係る普及啓発等事業への助成事業

#### ● 公共施設等管理受託事業

##### ①千葉県手賀沼親水広場管理受託事業

##### ②千葉県いすみ環境と文化のさとセンター管理受託事業

## ● 環境調査分析等受託事業

### ①調査・分析事業

出捐団体、その他公共団体及び民間からの受託による調査・分析業務を実施しています。

- ア. 水質(水道水、地下水・温泉水、表流水(河川・湖沼)、排水)
- イ. 底質・浚渫土(河川・港湾)、土壌分析、地質検査、産業廃棄物等の調査分析
- ウ. ダイオキシン類の調査分析(大気・排ガス、水質、底質、土壌、廃棄物等)
- エ. 煙道中の成分分析、大気環境、悪臭等の調査
- オ. 環境、事業場、道路の騒音、振動調査
- カ. 土壌汚染対策法に基づく調査・分析
- キ. 産業廃棄物不適正処理現場の環境調査
- ク. 作業環境測定(溶剤等使用作業場)
- ケ. アスベスト調査(環境大気、作業場)
- コ. シックハウス調査

### ②地質環境事業

地下水汚染等地質環境の調査、地盤沈下に関する情報処理業務、「土壌汚染対策法」に基づく調査、土地履歴調査及び地震関連調査

### ③環境システム事業

道路・工場・区画整理等の環境影響評価等総合的環境調査業務(方法書・予測評価・事後調査を含む)、焼却場等中間処理に係る生活環境アセスメントに関する業務及び自然環境調査(植物・動物・生態系)

### ④環境監視測定局保守管理事業

大気常時監視測定局、酸性雨計の保守管理業務及び大気測定機の試薬調整業務

### ⑤浄化槽関連事業

浄化槽法第7条及び第11条検査等に係る浄化槽排水の水質分析

### ⑥産業廃棄物処理業務

試験研究機関等から排出される実験廃液等の収集運搬及び中間処理

---

## ■許認可登録

- ◇ ISO14001及びISO9001認証取得
- ◇ 千葉県地球温暖化防止活動推進センター(千葉県知事指定:平成13年2月)
- ◇ エコアクション21地域事務局((財)地球環境戦略研究機関認定:平成17年4月)
- ◇ 計量証明事業登録(濃度・騒音・振動加速度レベル・特定濃度(ダイオキシン類))
- ◇ ダイオキシン類:認定特定計量証明事業者(MLAP)
- ◇ ISO/IEC17025試験所認定(化学試験:環境測定)
- ◇ 水道法第20条の4第2項に基づく厚生労働省登録水質検査機関
- ◇ 水道法第34条の2に基づく厚生労働省登録簡易専用水道検査機関
- ◇ 建築物飲料水水質検査業・空気環境測定業、作業環境測定機関
- ◇ 温泉成分分析機関登録
- ◇ 土壌汚染対策法に基づく環境省指定調査機関
- ◇ 測量業、建設コンサルタント(地質部門)、地質調査業者登録
- ◇ 産業廃棄物収集運搬業・処分業許可(千葉市)
- ◇ 特別管理産業廃棄物収集運搬業・処分業許可(千葉県・船橋市)
- ◇ 「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金」千葉県受付窓口(J-PEC(注))

(注)「J-PEC」は「一般社団法人太陽光発電協会/太陽光発電普及拡大センター」の略

会員名 財団法人千葉県薬剤師会検査センター



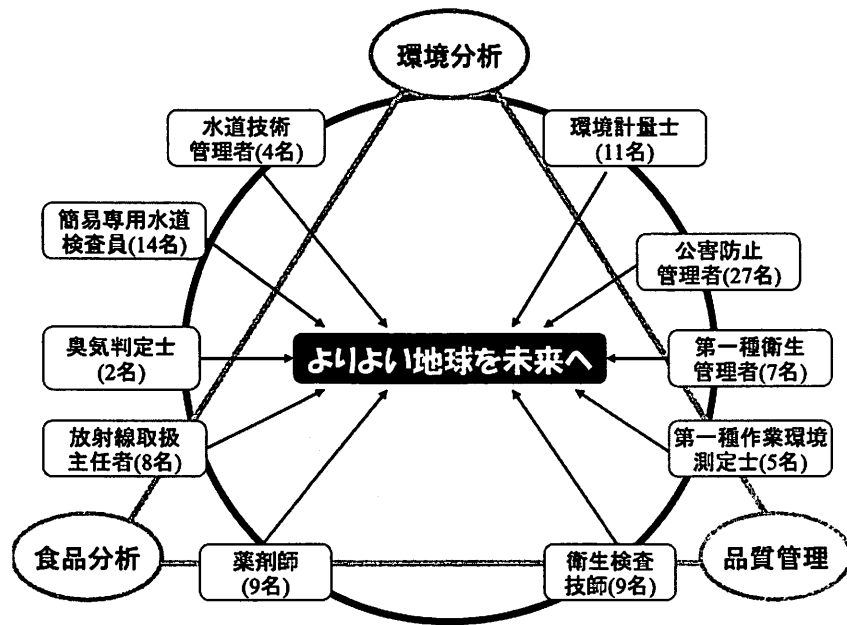
財団法人  
千葉県薬剤師会検査センター

創立年月日	昭和48年9月1日
千葉開設	昭和48年9月1日
従業員数	97名(全社206名)
所在地	〒260-0024 千葉県千葉市中央区中央港一丁目12番11号
TEL	043-242-3833
FAX	043-244-2594
ホームページ	<a href="http://www.chiba-kensacenter.or.jp/">http://www.chiba-kensacenter.or.jp/</a>
連絡先	業務部 藤井則昭

業務内容	技術検査部	水質・土壌・大気・その他環境測定・作業環境測定等の環境分析
	業務部	水質・土壌・大気・その他環境測定・作業環境測定等の営業・入札業務
	食品検査部	食品衛生法に基づく試験・検査
	簡易専用水道検査部	簡易専用水道の管理状況検査
	製品安全検査部	生活用品・玩具等の製品安全性試験・検査
	医薬品検査部	薬事法に基づく試験検査
	品質保証部	精度管理・品質保証関係

許認可登録	計量証明事業(濃度)	千葉県 第507号
	計量証明事業(特定濃度)	千葉県 特003号
	計量証明事業(音圧レベル)	千葉県 第566号
	計量証明事業(振動加速度レベル)	千葉県 第608号
	水道法20条 登録検査機関	第16号
	水道法34条 登録検査機関	第22号
	食品衛生法第26条 登録検査機関	厚生労働省発関厚第0122004号
	薬事法施行規則第12条 登録検査機関	第164号
	特定計量証明事業者(MLAP)	N-0036-01
	土壌汚染対策法指定調査機関	環2003-2-343
	ISO/IEC 17025 登録試験事業者	JCLA14
	工業標準化法第57条認定事業者	JNLA070236JP
	ISO9001:2000(JISQ9001:2000)	登録番号 JCQA-1365
	作業環境測定機関	千葉労働局
	建築物飲料水水質検査業登録	千葉県
建築物空気環境検査業登録	千葉県	

有資格者



主要設備

高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、四重極型ガスクロマトグラフ質量分析計  
 ガスクロマトグラフ (ECD, FPD, FID, TCD)、液体クロマトグラフ質量分析計  
 ポストカラム高速液体クロマトグラフ、高速液体クロマトグラフ  
 パージ・トラップ GC/MS システム、ヘッド・スペース GC/MS システム、  
 誘導結合プラズマ質量分析計、誘導結合プラズマ発光分析計、  
 フレーム原子吸光光度計、水素化物発生-原子吸光光度計、微量水銀測定装置  
 イオンクロマトグラフ、ポストカラム-イオンクロマトグラフ、全有機炭素測定装置  
 分光光度計、全窒素・全リン分析装置、超低温フリーザー、恒温恒湿器  
 赤外線式ガス濃度測定装置、有害大気汚染物質測定システム  
 自記録式風向風速計、精密騒音計・普通騒音計、レベルレコーダー  
 データレコーダー、音響校正器、1/3 オクターブ分析計、落射蛍光顕微鏡  
 位相差顕微鏡、X 線マイクロアナライザー付走査電子顕微鏡、蛍光 X 線分析装置  
 X 線回折分析装置、FT-IR 顕微鏡分析システム、全有機ハロゲン分析装置  
 分子量分画装置、超純水製造装置、ハイボリウムエアサンプラー  
 水中ダイオキシン類濃縮採取装置、二波長自記分光光度計、蛍光分光光度計、  
 赤外線分光光度計、原子吸光光度計、施光度計、FT-IR 顕微鏡分析システム、  
 フォトダイオードアレイ、アミノ酸分析計、揮発性有機溶剤処理装置、  
 超純水製造装置、恒温水槽、恒温乾燥機、恒温振とう器、振とう器  
 マイクロウェーブ試料前処理システム、水分測定装置、比重計、遠心分離機、  
 冷却遠心器、糖度計、電気炉、錠剤崩壊試験機、錠剤溶出試験機、恒温恒湿器  
 電位差自動滴定装置、融点測定器、アッペ屈折計、分光光度計、凝固点測定器  
 紫外線照射器、真空ポンプ、製油定量装置、窒素定量装置、化学天秤、  
 pH メーター、薄層クロマト用展開層 他

会社名  中外テクノス株式会社 関東環境技術センター

創立年月日 昭和28年9月19日 ISO 9001(JQA-2870) 認証取得  
 千葉開設 昭和51年5月11日 ISO 14001(JQA-EM1194) 認証取得  
 資本金 47,000千円 ISO/IC 17025(JCLA 52) 認定取得(認定範囲限定)  
 従業員数 132名(全社1001名)  
 売上高 1,578,258千円(全社10,551,771千円)

所在地 〒267-0056 千葉市緑区大野台2丁目2番16  
 連絡先 TEL 043-295-1101(代) FAX 043-295-1110  
 TEL 043-295-1102(営業部直通)  
 E-mail h.kawaguchi@chugai-tec.co.jp http://www.chugai-tec.co.jp  
 所長: 鈴木 信久  
 営業部: 川口 弘樹, 山下 紀夫, 斉藤 健, 尾羽 祐寿, 小林 香介, 羽根 司

県外事業所 (本社) 〒733-0013 広島市西区横川新町9番12号  
 TEL 082-295-2222(代) FAX 082-292-1129  
 (東京支社) 〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町15-10 小舟町ビル6F  
 TEL 03-5643-0111(代) FAX 03-3668-0003  
 (関西支社) 〒530-0015 大阪市北区中崎西 4-3-27 新日本ビル3F  
 TEL 06-6359-5111(代) FAX 06-6359-5115  
 (中部支社) 〒463-0808 名古屋市守山区花咲台2-303  
 TEL 052-739-3700(代) FAX 052-739-3706  
 支店・営業所 関西環境技術センター(神戸), 九州(福岡), 茨城(つくば), 岡山, 山口(周南), 北陸(金沢), 西東京(府中),  
 高砂, 鹿児島, 北海道, 山梨, 工業技術センター(市原), 東関東(市原)  
 関連会社 日本シーレーク(株), 日証興産(株)

業務内容 環境分析: 大気, 水質, 底質, 土壌, 産業廃棄物, ゴミ質, 焼却残渣, アスベスト, 悪臭,  
 騒音・振動, 農業, 環境ホルモン  
 ダイオキシン分析: 一般環境大気, 降下ばいじん, 公共用水域水質, 地下水質, 土壌, 底質, 水生生物,  
 排出ガス, 排水, ばいじん, 焼却灰その他の燃え殻, 血液, 食品試料,  
 水道原水及び浄水, 作業環境  
 環境アセスメント: 地象, 水象, 気象, 生物相, 大気質, 水質, 騒音, 振動, 悪臭, 地盤沈下, 土壌汚染, 日  
 照障害, 低周波, 交通等の現況調査, 予測・評価, 保全計画, 総合解析  
 計画・設計: 各種(環境・エネルギー)計画, 耐震診断, 省エネ診断, 省エネ設計等  
 廃棄物処理計画: 基本計画, 整備計画, 設計, 施工監理, 適地選定, 跡地利用計画  
 土壌汚染対策: 概況調査, 詳細調査, 浄化工事(物理化学的, 生物的等), 恒久対策  
 研究開発: 企画, FS, 計画, 実験法案, 装置設計製作, 実験, 解析評価, 特許・実案出願代行  
 (装置開発, 環境浄化, バイオテクノロジー等)  
 各種装置性能試験: 集塵機, 排煙脱硝装置, 排煙脱硫装置, 廃水処理装置, 他有害物除去装置  
 情報技術: 環境情報システム, ソリューションサービス, インターネットシステム,  
 ネットワークシステム, 教育研修サービス  
 工業分析: ダスト, 鋼鉄, 特殊鋼, 非鉄金属, 合金, 耐火物, 燃料, 肥料, 食品, 薬品  
 工業試験: 構造物調査, 劣化診断, 応力・物理計測, 材料試験, 技術計算, 非破壊検査  
 システム設計・製作: 電気, 計装, 品質管理, 製品開発  
 その他: バイオマス関連事業, 作業環境測定, 空気環境測定, 飲料水検査, 計測装置保守管理



許認可登録 建設コンサルタント 建19 第3852号  
計量証明事業 濃度 千葉第521号, 音圧 千葉第551号  
振動加速度 千葉第586号 特定濃度 広島第T-6号  
特定計量証明事業者 N-0038-02 (MLAP)  
ISO/IEC 17025 JCLA 52 (認定範囲限定)  
指定調査機関(土壌) 環2003-1-333  
臭気測定認定事業所 環239 (02)号  
作業環境測定 千葉労12-7 (①③④⑤) 名簿登録2-12-3  
水道水登録検査機関 厚生労働省 登録番号第89号  
建築物飲料水水質検査業 千葉県衛17水第1号  
建築物空気環境測定業 千葉県衛16空第3号  
測量業 第(3)-24337号  
一級建築士事務所 広島県08 (1) 第1451号号  
建設業 国土交通大臣許可 特-20第20294号  
国土交通大臣許可 般-20第20294号  
計量器修理事業 広島県第19号  
環境省 ダイオキシン類環境測定調査受注資格審査認定 等

資格者数	技 術 士	26名	一 級 建 築 士	4名	一級土木施工管理技士	32名
(全社)	測 量 士	14名	R C C M	13名	環境アセスメント士	6名
	環 境 計 量 士	61名	作 業 環 境 測 定 士	59名	公害防止管理者	114名
	空 気 環 境 測 定 実 施 者	2名	臭 気 判 定 士	24名	放射線取扱主任者	19名

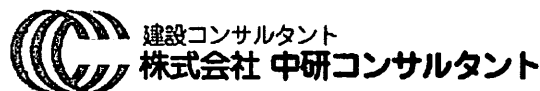
主要設備 大気環境測定車, NO<sub>x</sub>, SO<sub>2</sub>, SPM, CO, O<sub>x</sub>, 微風向風速計, 騒音計, 振動計, 周波数解析装置, 日射計, 放射収支量, H<sub>2</sub>S計, 原子吸光光度計, ガスクロマトグラフ, 分光光度計, CHNアナライザー, X線回折装置, 水銀濃度計, 発生源用NO<sub>x</sub>・SO<sub>2</sub>・CO・O<sub>2</sub>計, 光透過式粒度分布測定装置, 走査型電子顕微鏡, EPMA, ICP, IC, HPLC, HRGC/HRMS, GC/MS, ICP/MS, LC/MS, その他大気, 水質, 悪臭等分析器具一式

関東環境技術センター処理実績及び処理能力(平成20年度)

分 野	処理実績	月間処理能力
大 気	3, 160煙道	300煙道
水 質	6, 360検体	600検体
飲 料 水	428検体	60検体
底質, 土壌, 産廃	2, 070検体	250検体
ダイオキシン	全社4, 947検体	全社550検体
石綿(建材)	2, 422検体	150検体
石綿(空気)	1, 777検体	250検体
有 害 大 気	215検体	
騒 音	35件	
振 動	26件	
悪 臭	171件	
作 業 環 境	901作業場	
空 気 環 境	33件	
環境アセスメント	10件	

加入団体 (社)日本分析化学会 (社)日本環境測定分析協会 (社)大気環境学会 (社)日本音響学会  
(社)日本作業環境測定協会 (社)日本騒音制御工学会 (社)廃棄物資源循環学会  
(社)日本環境アセスメント協会 (社)におい・かおり環境協会 日本環境化学会

会員名 株式会社 中研コンサルタント 関東支店



---

[会社概要]

代表者 代表取締役社長 児玉 健郎  
所在地 本社 〒551-0021 大阪府大阪市大正区南恩加島 7-1-55  
TEL. 06(6556)2380 FAX. 06(6556)2389  
関東支店 営業部 〒102-8465 東京都千代田区六番町 6-28  
TEL. 03(5211)4852 FAX. 03(3221)4605  
○ 関東支店 技術部 〒274-0053 千葉県船橋市豊富町 585  
TEL. 047(457)3628 FAX. 047(457)6284

創業 昭和63年(1988年) 2月9日  
資本金 1,500万円  
従業員数 78名(含む役員、平成21年7月現在)  
ホームページ <http://www.chuken.co.jp/>  
連絡先 関東支店 技術部長 神田 彰久

---

[業務内容]

● 環境関係

土壌汚染対策法の指定調査機関として、また計量証明事業者として土壌汚染調査を実施するとともに汚染がある場合には対策を提案します。アスベストの分析ならびに一般粉じんを含む作業環境測定を実施します。

● コンクリートに関する各種試験・研究

コンクリート材料試験、配合設計、フレッシュコンクリートの特性試験ならびに硬化コンクリートの各種の物性・耐久性・熱特性試験を実施します。鉄筋コンクリートや各種の補強材を用いた部材の耐荷力試験を実施します。マスコンクリートの温度応力解析などを実施します。

● コンクリート構造物、鋼構造物の劣化調査・診断・補修設計

既存のコンクリート構造物や鋼構造物の健全度調査・診断を実施し、材料面および構造面での健全性を評価し、必要な場合には補修および設計を実施します。

● 土質・地盤および基礎の調査・設計・試験・研究

土の物理的・化学的特性、力学特性やその他の試験を実施し、土や地盤材料を評価します。また、各種地盤改良工法の配合選定のための計画ならびに試験を実施します。

- 材料試験・分析

建設材料、粉体類の物性調査ならびに建設材料、コンクリート、土壌、改良土、水などの化学分析により劣化原因調査、配合推定など現象の解明のための調査・試験業務を実施します。

- 建設現場でのレディーミクストコンクリートの品質管理

建設現場におけるコンクリートの受け入れ管理や検査を実施します。  
また、高強度コンクリートの大臣認定取得における技術支援を実施します。

- コンクリート関連測定機器の販売・ソフト販売

コンクリートに関連した試験機器の販売、生コンクリート工場、製品工場向け品質管理ソフトなどを販売します。その他、セメント・コンクリート、地盤および環境に関する受託研究、研修・講習、技術資料作成を実施します。

---

[許認可登録]

- 建設コンサルタント 国土交通大臣登録 建 19-第 4322 号  
鋼構造及びコンクリート部門、土質及び基礎部門
- 計量証明事業 千葉県登録 第 657 号、大阪府登録 第 10363 号
- ISO/IEC 17025 適合試験所 関東支店 技術部 (登録番号: 060225JP)  
(コンクリート試験・骨材試験他) 関西支店 (登録番号: 050203JP)  
栃木技術センター (登録番号: 050198JP)  
四国技術センター (登録番号: 060215JP)
- 作業環境測定機関 27-63
- 土壌汚染指定調査機関 環境大臣登録: 環 2003-2-277  
大阪府登録: 大阪府 H15-1-132
- 地質調査業登録 国土交通大臣登録 質 13-第 1979 号
- 栃木県指定機関 栃木県指令技管第 261 号(コンクリート製品試験等)  
栃木県指令技管第 260 号(アルカリ骨材反応試験)

---

[有資格技術者 (平成 21 年 7 月 1 日現在)]

博士(工学)3名、技術士(総合技術監理部門)4名、技術士(建設部門/鋼構造及びコンクリート)7名、  
技術士(建設部門/土質及び基礎)2名、一級建築士 1名、環境計量士 4名、  
一級土木施工管理技士 26名、一級建築施工管理技士 2名、コンクリート主任技士 29名、  
コンクリート技士 22名、コンクリート診断士 26名、地質調査技士 2名、公害防止管理者 20名、  
作業環境測定士 2名、X線作業主任者 3名、エネルギー管理士 2名、危険物取扱者 12名  
APEC Engineer(Structural Engineering)1名、APEC Engineer(Civil Engineering)1名

会員名 月島テクノソリューション株式会社  
(旧 月島機械株式会社 研究所)

---

創立年月日	昭和60年4月	
資本金	10,000千円	
従業員数	分析従事者11名	(全社員80名)
売上金額	130,000千円 (分析関係)	850,000千円

---

所在地	〒272-0127 千葉県市川市塩浜1丁目12番地 月島機械(株)市川事業所内	
TEL	047-359-1653	
FAX	047-359-1663	
代表者	社長	西田 克範
連絡先	技術検証部 分析グループ	河野 吏志
E-Mail :	<a href="mailto:s_kono@tsk-g.co.jp">s_kono@tsk-g.co.jp</a>	

---

業務内容	水質関係 :	排水、廃液、下水汚泥、浄水汚泥
	大気関係 :	排ガス、消化ガス、各種有機/無機ガス 各種スケール分析(形態/元素組成)、焼却灰分析
	廃棄物関係 :	各種含有量(有機/無機)分析、溶出試験、発熱量 示差熱分析、アスベスト、VOC、電気機器中の有害物量
	土壌/底質 :	含有量分析、溶出試験、TPH、油含有分析
	その他 :	各種粒度分布、パウダーテスト、X線分析

---

許認可登録	計量証明事業所	濃度(千葉県 第569号)
有資格者数	環境計量士	2名
	公害防止管理者	4名
	作業環境測定士	1名
	エックス線作業主任者	1名

---

主要設備      ガスクロマトグラフ、ガスクロマトグラフ質量分析装置、高速液体クロマトグラフ  
イオンクロマトグラフ、紫外/可視分光光度計、原子吸光分析装置、全有機炭素計  
誘導結合プラズマ発光分析装置、水銀分析装置、全窒素/全りん分析装置  
蛍光X線分析装置、粉末X線回折装置、微小領域X線回折装置、CHNS元素分析計  
煙道用排ガス自動分析計(CO/CO<sub>2</sub>/O<sub>2</sub>/SO<sub>2</sub>/NO<sub>x</sub>/N<sub>2</sub>O)、カールフィッシャー水分計  
粒度分布測定装置(レーザー回折散乱式、篩い式)、融点測定装置、パウダーテスタ  
走査型電子顕微鏡、光学顕微鏡、位相差顕微鏡、発熱量計、示差熱分析計

---

業務実績      分析検体数

・下水汚泥/上水汚泥関係	約100検体/月
・排水/廃棄物関係	約 30 検体/月
・排ガス関係(一式)	約 5 回/月
・粉体関係	約 30 検体/月
・アスベスト関係	約 10 検体/月

---

#### 月島テクノソリューション株式会社 会社案内

月島テクノソリューション株式会社は分析関連をはじめ、モノづくりのために培ってきた技術とノウハウを通じ、皆様のニーズにお応えするために最高の技術で最適ソリューションをご提供いたします。

#### 《分析グループ以外の業務内容》

##### ○実験グループ

実験・実証を通じ、目的(開発・アプリケーション・問題解決)に応じたソリューションをご提供いたします。

##### ○検査グループ

各種機器に対する機能・性能検査を実施し、結果を報告書としてご提出いたします。

##### ○技術コンサルグループ

過去の豊富なデータに基づき的確なデザインレビューを実施いたします。

##### ○解析グループ

3次元有限要素法構造解析あるいは数値流体解析ソフトを用いて最適な構造を見い出します。  
また、製品開発、製品品質の向上に反映させるための解析結果もご提供いたします。

会 員 名 株式会社 東京化学分析センター

---

#### 会 社 の 沿 革

昭和47年 4月 5日 広島県平塚町にて設立。資本金10,000千円  
昭和47年 4月15日 市原市五井南海岸45番地に、本店移転  
昭和51年 4月 5日 濃度計量証明事業所として、千葉県登録第510号  
昭和61年 4月 8日 濃度計量証明事業所として、千葉県登録第510号（更新）  
昭和62年 8月18日 市原市玉前西二丁目1番地52に、本店新築移転。  
平成 3年 4月25日 資本金を30,000千円に増資  
平成18年 6月 9日 資本金を45,000千円に増資

社員数 25名

---

所 在 地 千葉県市原市玉前西二丁目1番地52  
電 話 0436-21-1441(代)  
F A X 0436-21-5999  
U R L <http://www.tcac.co.jp>  
E-mail [suzuki123x@tcac.co.jp](mailto:suzuki123x@tcac.co.jp)  
連 絡 先 営業事務 鈴木 典子 、 代表取締役社長 森本 薫子

---

#### 業 務 内 容

- ◆ 大気関係の測定および分析（ダスト、SO<sub>x</sub>、NO<sub>x</sub>等）
  - ◆ 水質の分析（工場排水、河川水、海水等）
  - ◆ 産業廃棄物、底質、土壌等の分析
  - ◆ 油脂類の元素および性状分析（石油、石炭等）
  - ◆ 粉じんおよび有害ガス等の測定分析
  - ◆ 化学製品、工業製品の分析
  - ◆ ごみ質の分析
  - ◆ 臭気測定（臭気濃度、悪臭物質等）
  - ◆ 残留農薬の分析
  - ◆ 危険物確認試験（第2類、第4類）
  - ◆ 飲料水の分析
- 

#### 許 認 可 登 録

濃度計量証明事業  
建築物飲料水水質検査

千葉県登録 第510号  
千葉県市原保12水 第1号

## 国際規格

### 【品質マネジメントシステム】

ISO9001 : 2000 (JIS Q 9001 : 2000)

ISO14001 : 2004 (JIS Q 14001 : 2004)

品質目標 : 「常に信頼性の高い分析、測定業務を迅速に提供する」

資格者数	環境計量士 4名	放射線取扱主任者 1名
	公害防止管理者 4名	作業環境測定士 1名
	危険物取扱主任者 3名	臭気判定士 2名
	環境測定分析士 4名	

## 主要設備

原子吸光光度計	倒立型顕微鏡 (テレビモニター付)
GC-MS (PTI付帯)	密度比重計
ICP発光分析装置	電動ふるいわけ器
イオンクロマト分析計	ばい煙測定器具
高速液体クロマトグラフィ	煙道用自動計測器
ガスクロマトグラフィ (FTD, FID, FPD, ECD, TCD)	窒素酸化物 (ケミルミ)
	硫黄酸化物 (赤外)
TOC計	酸露点測定計
分光光度計	酸素濃度計
微量塩素及び硫黄分析計	煙道用粒度分布測定器
FTIR	全天候ハイボリウムエアサンプラー
X線硫黄分析計	ローボリウムエアサンプラー
硫黄分分析装置	引火点試験器 (タ <sup>g</sup> 開放式, タ <sup>g</sup> 密閉式/ タ <sup>g</sup> 密閉式/ク <sup>l</sup> ープラント <sup>g</sup> 開放式/P.M.)
元素分析装置 (C・H・N)	
熱量計	無臭室 (試料調整室付)
発火点試験器	流速計 (水流用)
底質用採泥器	破碎・粉碎機 各種

## 業務実績

(平成20年度)

大気	1212煙道	消防法による確認試験	301検体
水質	2501検体	化学・工業製品	1626検体
産廃・底質・土壌	1381検体	臭気	122検体
油脂類	122検体	ごみ質	41検体

会 員 名	TK 東京公害防止株式会社
創 立 年 月 日	昭和50年11月29日
千 葉 開 設	昭和50年11月29日
資 本 金	1,000万円
従 業 員 数	事業所 18名
本 店 住 所	千葉県柏市豊四季508-53 東京公害防止株式会社 電 話 04-7174-6446(代) 分析室 04-7176-8551 F A X 04-7174-4625 E-mail:tkkasiwa@m20.alpha-net
支 店 住 所	東京都千代田区神田和泉町1-8-12 東京公害防止株式会社 電 話 03-3851-1923 03-3851-2036 F A X 03-3851-1928 E-mail:tkbakiba@m20.alpha-net
業 務 内 容	(環境調査測定分析業務) 水質(飲料水、排水) 土壌、底質、原材料 焼却灰、アスベスト、悪臭 騒音、振動、大気(ばい塵、Nox、Sox等) 原材料の物性試験 作業環境測定(粉じん有機溶剤、鉛、特化物)



許 認 可 登 録

計量証明事業・濃度 (千葉 529)  
 作業環境測定 (第 13 - 89 号)  
 千葉県 柏保 17 空 第 1 号  
 千葉県 柏保 19 水 第 1 号  
 千葉県 柏保 17 貯 第 10 号  
 東京都 14 ね 第 477 号  
 土壤汚染対策法 指定調査機関 環2005-2-40  
 産業廃棄物収集運搬業 第 13-00-143231

資 格 者 数

環境計量士 1名  
 建築物管理技術者 6名  
 空気環境測定実施者 2名  
 放射線取扱主任者 1名  
 特毒物取扱研究者 4名  
 作業環境測定士 2名  
 公害防止管理者 3名  
 危険物取扱い主任者 1名  
 臭気判定技士 1名

主 要 設 備

原子吸光光度計、ガスクロマトグラフ (FID、ECD、TCD、GCMS、TOC)  
 イオンクロマ、オートクレーブ、位相差顕微鏡、ふらん器  
 乾燥滅菌器、PHメーター、恒温器、振動計、濁度計、色度計  
 光電分光光度計、クリーンベンチ、エアースンプラー  
 GC-MS、Nox連続計、携帯用Co、Co<sub>2</sub>計6台 TOC計  
 O<sub>2</sub>連続計、Co連続計、超純粋器、純粋製造装置、  
 高温電気炉、電気流速計、大気測定装置 8セット  
 ばい塵等速度測定装置、騒音計 (普通精密)、粘度計  
 ホルムアルデヒド検知器 6台

業 務 実 績

(平成20年度) 及び処理能力

分野	検体数	処理能力
大気	11,000	
水質	3,600	
底質・土壌	10	
産業廃棄物	10	
騒音・振動	8	
その他	5,000	
作業環測定	20	
計	19,648	

会 員 名 **東電環境エンジニアリング株式会社**  
**環境技術センター**

---

創立記念日 昭和30年11月 5日  
センター開設 平成 9年10月 1日  
資 本 金 3億円  
従 業 員 45名(環境技術センター) 1, 326名(全社) [平成21年4月現在]  
売 上 高 平成20年度: 27億円(環境技術センター) 361億円(全社)  
所 在 地 〒267-0056  
千葉県千葉市緑区大野台2-3-6  
電 話 番 号 043-391-5223  
F A X 番 号 043-295-8407  
連 絡 先 環境化学グループ 松本 崇

---

県外事業所 本社  
(環境部門) 環境事業部  
所 在 地 〒108-8537  
東京都港区芝浦4-6-14  
電 話 番 号 03-4511-7541  
F A X 番 号 03-4511-7299

---

## 業 務 内 容

豊富な経験と蓄積したノウハウを活かして、環境に関するあらゆる課題にお応えいたします。

### 1. 環境アセスメント

環境アセスメントは、事業開発を行う前に、その事業がどのように周辺環境に影響を与えるのかを予測し、評価するものです。大型の火力・原子力発電所における大気・水環境、自然環境など様々な環境を扱う環境アセスメントで培ったノウハウを生かして、廃棄物処理施設の建設に伴う生活環境アセスメントや風力発電の環境アセスメントなどを行っています。

### 2. 分析測定

蓄積されたノウハウをもとに、環境に係わるさまざまな物質の分析・測定業務を行っています。

- ・ ダイオキシシン類・PCB・農薬・環境ホルモン類等
- ・ 排ガス・排水・廃棄物・大気・土壌中の有害物質等
- ・ 騒音・振動測定、悪臭・臭気濃度測定
- ・ 事務所、作業現場の作業環境測定
- ・ 飲料水の水質検査
- ・ 各種燃料・潤滑油の分析・測定、イオン交換樹脂性能試験
- ・ 各種金属材料及びスケール類の性状・物性試験

- ・ 環境に関する調査研究

### 3. 環境緑化

生態系を存続させることや、失われた自然を再生して、四季を通じて様々な自然の移り変わりが楽しめ、訪れる人々に親しみを感じさせる空間を創出することを目標にしています。

- ・ 身近な自然環境の復元（ビオトープ）
- ・ 緑地造成の設計・施工・維持管理
- ・ エクステリア工事

#### 許認可登録

・ 計量証明事業	千葉県第611号（濃度） 千葉県第612号（音圧レベル） 千葉県第613号（振動加速度レベル） 千葉県特第008号（特定濃度）
・ 作業環境測定	千葉県第12-26号
・ 建築物空気環境測定	千葉県衛12空第1号
・ 建築物飲料水水質検査	千葉県衛12水第1号

#### 主な資格者数

・ 技術士	: 2名 (6名)	
・ 環境計量士	: 3名 (7名)	
・ 作業環境測定士	: 11名 (41名)	
・ 公害防止管理者	: 8名 (84名)	
・ 放射線取扱主任者	: 3名 (87名)	
・ 空気環境測定技術者	: 1名 (2名)	
・ 造園施工管理技士	: 7名 (22名)	
・ 土木施工管理技士	: 4名 (52名)	
・ ビオトープ施工管理士	: 2名 (2名)	※ ( ) は全社

#### 主要設備

- ・ 高分解能ガスクロマトグラフ質量分析装置（HRGC-HRMS）
- ・ 高周波誘導結合プラズマ質量分析装置（ICP-MS）
- ・ 蛍光X線装置 ・ X線回折装置 ・ X線マイクロアナライザー
- ・ 原子吸光度計 ・ ガスクロマトグラフ ・ イオンクロマトグラフ
- ・ 騒音計、振動レベル計 ・ カールフィッシャー水分計 ・ 熱量測定装置
- ・ 蛍光X線硫黄分析装置 ・ 炭素水素定量装置 ・ 全硫黄定量装置
- ・ イオン交換樹脂動的的性能試験装置 ・ 高速液体クロマトグラフ
- ・ 全有機炭素計 ・ 煙道用自動測定器 ・ ばい煙測定機器

会 員 名	東 洋 テ ク ノ 株 式 会 社
設 立 年 月 日	昭 和 6 3 年 4 月 6 日
資 本 金	10,000千円
所 在 地	<p>東 洋 テ ク ノ 株 式 会 社</p> <p>環 境 分 析 セ ン タ ー</p> <p>〒 289-1516</p> <p>千 葉 県 山 武 市 松 尾 町 田 越 3 2 8 番 1</p> <p>電 話      0 4 7 9 - 8 6 - 6 6 3 6</p> <p>F A X      0 4 7 9 - 8 6 - 6 6 2 4</p>
担 当 者	久 保 田 隆 ・ 古 川 和 世

<p>業 務 内 容</p>	<p>水 質 ・ 土 壤 等 調 査 測 定 分 析</p> <p>大 気 ( 環 境 ・ 発 生 源 等 ) 調 査 測 定 分 析</p> <p>飲 料 水 水 質 検 査</p> <p>浄 化 槽 保 守 点 検 業 務</p> <p>各 種 委 託 試 験 及 び 研 究 開 発</p> <p>水 処 理 装 置 ・ 薬 品 製 造 販 売</p> <p>ボ イ ラ ー 水 処 理 剤 製 造 販 売</p> <p>上 水 道 ・ 下 水 道 試 運 転 調 整 等 メ ン テ ナ ン ス</p>																				
<p>許 認 可 登 録</p>	<table border="0"> <tr> <td>計 量 証 明 事 業 ( 濃 度 )</td> <td>千 葉 県 第 5 9 0 号</td> </tr> <tr> <td>飲 料 水 水 質 検 査 業</td> <td>千 葉 県 山 保 18 水 第 1 号</td> </tr> <tr> <td>浄 化 槽 保 守 点 検 登 録</td> <td>千 葉 県 第 7 5 0 号</td> </tr> </table>	計 量 証 明 事 業 ( 濃 度 )	千 葉 県 第 5 9 0 号	飲 料 水 水 質 検 査 業	千 葉 県 山 保 18 水 第 1 号	浄 化 槽 保 守 点 検 登 録	千 葉 県 第 7 5 0 号														
計 量 証 明 事 業 ( 濃 度 )	千 葉 県 第 5 9 0 号																				
飲 料 水 水 質 検 査 業	千 葉 県 山 保 18 水 第 1 号																				
浄 化 槽 保 守 点 検 登 録	千 葉 県 第 7 5 0 号																				
<p>資 格 者 数</p>	<table border="0"> <tr> <td>環 境 計 量 士</td> <td>1 名</td> </tr> <tr> <td>公 害 防 止 管 理 者</td> <td>3 名</td> </tr> <tr> <td>環 境 測 定 分 析 士</td> <td>1 名</td> </tr> <tr> <td>作 業 環 境 測 定 士</td> <td>3 名</td> </tr> <tr> <td>放 射 線 取 扱 者</td> <td>2 名</td> </tr> <tr> <td>危 険 物 取 扱 者</td> <td>2 名</td> </tr> <tr> <td>2 級 ボ イ ラ ー 技 士</td> <td>1 名</td> </tr> <tr> <td>空 気 環 境 測 定 実 施 者</td> <td>1 名</td> </tr> <tr> <td>臭 気 判 定 士</td> <td>1 名</td> </tr> <tr> <td>浄 化 槽 管 理 士</td> <td>1 名</td> </tr> </table>	環 境 計 量 士	1 名	公 害 防 止 管 理 者	3 名	環 境 測 定 分 析 士	1 名	作 業 環 境 測 定 士	3 名	放 射 線 取 扱 者	2 名	危 険 物 取 扱 者	2 名	2 級 ボ イ ラ ー 技 士	1 名	空 気 環 境 測 定 実 施 者	1 名	臭 気 判 定 士	1 名	浄 化 槽 管 理 士	1 名
環 境 計 量 士	1 名																				
公 害 防 止 管 理 者	3 名																				
環 境 測 定 分 析 士	1 名																				
作 業 環 境 測 定 士	3 名																				
放 射 線 取 扱 者	2 名																				
危 険 物 取 扱 者	2 名																				
2 級 ボ イ ラ ー 技 士	1 名																				
空 気 環 境 測 定 実 施 者	1 名																				
臭 気 判 定 士	1 名																				
浄 化 槽 管 理 士	1 名																				
<p>主 要 設 備</p>	<p>原 子 吸 光 光 度 計</p> <p>ガ ス ク ロ マ ト グ ラ フ ィ ー</p> <p>イ オ ン ク ロ マ ト グ ラ フ ィ ー</p> <p>分 光 光 度 計</p> <p>ば い 煙 測 定 機 器</p>																				

会員名 株式会社 永山環境科学研究所

代表者 代表取締役 永山瑞男

会社設立 昭和 47 年 6 月 28 日

本社 千葉県鎌ヶ谷市南初富 1 丁目 8 番 36 号

電話番号：047-445-7277

白井研究所 千葉県白井市河原子字天神後 273 番 2、6（白井第二工業団地内）

電話番号：047-498-2080

ニュータウン研究所 千葉県柏市藤ヶ谷字矢ノ橋台 1210 番 1 号

電話番号：04-7190-0601

従業員数 19 名

年間売上 2 億円

資本金 3,500 万円

取引銀行 千葉銀行 鎌ヶ谷支店

千葉興業銀行 鎌ヶ谷支店

松戸支店 千葉県松戸市稔台 1 番地ジュネス稔台 101 号

電話番号：047-389-1377

千葉支店 千葉県千葉市中央区祐光 1 丁目 16 番 19 号

電話番号：043-201-2401

#### 加盟団体

- ・ (社) 日本分析化学会
- ・ (社) 日本環境測定分析協会
- ・ 千葉県環境計量協会

#### 計量証明事業所登録 許認可等

- ・ 千葉県第特第 007 号 {ダイオキシン類特定濃度} {ニュータウン研究所}
- ・ 千葉県第 501 号 {濃度}
- ・ 千葉県第 558 号 {音圧レベル}
- ・ 千葉県第 587 号 {振動加速度レベル}
- ・ 千葉県第 628 号 {濃度} {ニュータウン研究所}
- ・ 第 2 種臭気測定認定事業所 第 261 {03} 号
- ・ 建築物飲料水水質検査業 千葉県印保 17 水第 1 号

## 認定証

ダイオキシン類特定濃度：MLAP；N-0086-01；独立行政法人製品評価技術基盤機構

## 環境省認定事業

土壤汚染指定調査機関

ダイオキシン類受注資格請負者（一般環境大気・土壌）

## 国際規格・ISO 関係

ISO1401：認証・登録済；JICQA・No. E1013-ISO14001

(JAB Accreditation RE002)

登録事業所：本社、白井研究所、ニュータウン研究所

## 資格者数

・ 環境計量士	2名
・ ダイオキシン類公害防止管理者	3名
・ 水質第一種公害防止管理者	4名
・ 第一種作業環境測定士	3名
・ 臭気判定士	4名

## 会社特徴

- ・ 千葉県生まれ、千葉県育ち、千葉県第1号登録事業所です。
- ・ 環境計量士（計量法による国家資格）が経営する環境調査と環境計量証明事業専門の独立会社です。
- ・ 社長自ら環境計量士・計量管理者として、業務の監督指導と計量管理を実施し、信頼性と品質向上に努力しております。
- ・ 環境計量証明事業で30余年の実績（官庁、民間企業）があります。
- ・ MLAP認定・登録・特定計量証明事業所（ダイオキシン類測定）として、自社でダイオキシン類測定を実施しております。
- ・ 環境省指定土壤調査機関で、工場跡地の土壤汚染調査も実施しています。
- ・ ISO14001認証・登録事業所（本社、白井研究所、ニュータウン研究所）で、環境方針に従って環境保全に努力しています。

会員名



---

創立年月 昭和 63 年 6 月 28 日  
従業員数 22 名 (全社 101 名)

---

本部所在地 〒282-0004  
千葉県成田市古込字古込 1 番地 1  
成田国際空港内 第 2 駐車場ビル南棟

電話番号 0476-34-6343(代表)  
FAX 番号 0476-34-6342

代表者 会長 松井 和治

---

環境部 〒289-1601  
千葉県山武郡芝山町香山新田字雨堤 76 番地

電話番号 0479-78-2462(代表)  
FAX 番号 0479-78-2472

担当者 部長 篠原 直明

---

#### 業務内容

##### ○騒音・振動

- ・成田国際空港周辺における様々な航空機騒音の調査測定・検討業務
- ・航空機騒音監視システムの運用・保守管理
- ・航空機騒音に関する調査研究

##### ○大気質

- ・成田国際空港周辺における大気常時監視システムの維持管理

##### ○水質

- ・成田国際空港周辺における水質自動観測システムの維持管理
- ・成田国際空港周辺における水質調査

##### ○その他

- ・成田国際空港に関する環境問題についての調査



許認可登録	計量証明事業	
	音圧レベル	千葉県 第567号(昭和63年7月14日登録)
	振動加速度レベル	千葉県 第610号(平成9年6月26日登録)
	濃度(水及び土壌)	千葉県 第622号(平成11年10月4日登録)

資格者数	工学博士	1名
	環境計量士	7名
	第1種作業環境測定士	1名
	公害防止管理者(騒音)	6名
	公害防止管理者(振動)	2名
	公害防止管理者(水質)	3名
	公害防止管理者(大気)	2名
	公害防止管理者(ダイオキシン類)	3名
	危険物取扱者(甲種)	2名
	第2種放射線取扱主任者	1名

主要設備	積分型精密騒音計	電子天秤
	高速度レベルレコーダ	蒸留水製造装置
	音圧校正器	ドラフトチャンバー
	音響校正器	pH計
	1/1 オクターブ分析器	溶存酸素計
	1/3 オクターブ分析器	紫外・可視分光光度計
	1/3 オクターブ実時間分析器	ガスクロマトグラフ(FID)
	1/N オクターブ実時間分析器	オートクレーブ
	FFT アナライザー	乾熱滅菌器
	DAT データレコーダ	ウォーターバス
	低周波レベル計	マントルヒーター
	周波数可変フィルタ	ホットプレート
	微風速計(風速、気温、湿度)	定温恒温器
	風向風速計	低温恒温器
	振動レベル計	恒温水槽
		恒温培養器
		シェーカー
		流速計

その他

会員名

## ニッカウキスキー株式会社

環境分析センター

---

創立年月日	昭和9年7月
開設年月	平成4年6月
資本金	149億円
担当従業員	22名

---

所在地	〒277-0033 千葉県柏市増尾字松山967
電話	04-7172-5472
FAX	04-7175-0290
連絡先	本田 栄一 (環境分析センター所長)

---

### 業務内容

#### 飲料水検査

専用水道、建築物飲料水、地下水  
井戸水、食品製造用水、ミネラルウォーターなど

#### 環境測定

工業用水、工場排水、下水道水、河川水  
湖沼水、土壌、産業廃棄物、臭気濃度など

#### 食品分析

酒類（蒸留酒、リキュール、ワインなど）  
各種飲料、果汁、穀物、飼料、肥料など

許認可登録	計量証明事業登録	千葉県第577号
	建築物飲料水水質検査業	千葉県柏保10水第2号
	水道法20条登録水質検査機関	第197号

---

資格者数	環境計量士	3名
	臭気判定士	5名
	放射線取扱主任者	2名
	公害防止管理者	4名
	危険物取扱主任者	3名

---

主要設備	ICP質量分析計	ICP発光分光光度計
	高速液体クロマトグラフ	LC/MS/MS
	ガスクロマトグラフ (FID, ECD, NPD)	GC/MS
	GC/MS/MS	イオンクロマトグラフ
	紫外可視分光光度計	赤外分光光度計
	原子吸光分光光度計	水銀分析計
	pHメーター	溶存酸素計
	電気炉	廃水処理装置
	恒温水槽	蒸留装置
	遠心分離器	振とう機
	純水製造装置	

会 員 名 日鉄環境エンジニアリング株式会社 環境テクノ事業本部

---

設立年月日 平成18年10月1日

合併 { 環境エンジニアリング株式会社(昭和45年9月設立)  
株式会社 新日化環境エンジニアリング(昭和53年3月設立)

資 本 金 450百万円

従 業 員 数 297名(全社1147名)

売 上 額 23.56億(全社254.2億)

---

所 在 地 〒292-0825  
千葉県木更津市畑沢1丁目1番51号  
環境テクノ事業本部 君津センター

連 絡 先 君津センター 板倉 勝見  
電 話 TEL 0438-36-5911 FAX 0438-36-5914

---

県外事務所 東京営業所 〒101-0031 東京都千代田区東神田1丁目9番8号  
TEL 03-3862-1618 FAX 03-3862-1619

東北事務所 〒980-0011 宮城県仙台市青葉区木町通二丁目1番33号  
TEL 022-233-1115 FAX 022-233-1116

北九州センター 〒804-0002 福岡県北九州市戸畑区中原先の浜46番地の80  
TEL 093-884-1782 FAX 093-871-8728

---

業務内容 当社は「環境アセスメント」「環境分析」「環境保全・改善提案」「環境修復・創造」の4つの業務を機能的に結合し、総合的な環境事業に取り組んでいます。(ISO14001 認証取得)

#### 1. 環境アセスメント

開発事業に伴う周辺環境への影響を事前に調査・予測・評価し、自然・生活環境と事前の調和を図ります。

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1) 環境影響調査の計画・立案 | 4) 環境影響予測及び評価(大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・底質・植物・動物・景観等) |
| 2) 環境要素の設定と現況調査 |   |
| 3) 環境影響削減策の提案   |   |

#### 2. 環境分析

各種の環境関連項目を、最新の自動分析システムで効率的かつ迅速に調査・分析します。

- |                     |               |
|---------------------|---------------|
| 1) 水質分析(排水、プロセス水)   | 6) 悪臭分析       |
| 2) 河川、湖沼、海域、地下水の分析  | 7) 振動・騒音調査    |
| 3) 大気分析(各種ガス、煤塵、粉塵) | 8) 作業環境調査     |
| 4) 土壌・底質分析          | 9) 各種水処理試験・実験 |
| 5) 産業廃棄物、ごみ質分析      | 10) ダイオキシン類   |

### 3. 環境保全・改善提案

産業及び生活ニーズに対応する水処理技術をベースとして、ゼロエミッション(排出ゼロ)を目指したトータルエンジニアリングを実施します。

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 1) 排水処理技術          | 8) シールド・連壁工事泥水・泥土処理技術                    |
| 2) 高濃度廃液処理技術       | 9) ダム・トンネル工事濁水処理技術                       |
| 3) 無機・有機汚泥の減量化技術   | 10) 産業廃棄物焼却技術                            |
| 4) 廃棄物最終処分場浸出水処理技術 | 11) 純水・乾水製造技術                            |
| 5) 上水・工業用水製造技術     | 12) 水処理薬品技術                              |
| 6) 中水道処理技術         | 13) 水処理施設・廃棄物処理施設維持管理技術                  |
| 7) 浄化槽・下水道処理技術     | 14) 鉄鋼水処理技術の海外展開<br>(中国、韓国、タイ、台湾、マレーシア等) |

### 4. 環境修復・創造

産業の発展、都市化の進展に伴う大規模な環境問題から、身近な環境まで「豊かな環境を未来につなぐ」に取り組んでいます。

- |                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| 1) 土壌・底質・地下水汚染の調査 | 4) 微生物による河川、湖沼浄化技術      |
| 2) ジオクリーン技術(土壌浄化) | 5) ビオトープ技術(生物生態系の保護・再生) |
| 3) 絶滅危惧植物の保護・育成技術 |                         |

---

許認可登録(計量証明事業)

第505号及び第617号(濃度)

第578号(音圧レベル)

第593号(振動加速度レベル)

特第5号(特定濃度)

(作業環境測定事業)

第12-23号(第1、3、4、5号の作業場)

---

資格者数	技術士	12名	環境計量士	47名
	作業環境測定士	29名	臭気判定士	7名
	腐食防食専門士	1名	公害防止管理者	187名

---

主要設備 ICP、原子吸光光度計、分光光度計、分光蛍光光度計、TOC計、イオンクロマトグラフ、HPLC、GC/MS、二重収束GC-MS、ガスクロマトグラフ、キャピラリー電気泳動装置、ATP測定器、T-N・T-P自動分析計、自動比色計、pH計、導電率計、TVモニター付顕微鏡、蛍光顕微鏡、騒音計(普通・精密)、振動計、レベル処理器、周波数分析器、ハイボリュームエアサンプラー、ローボリュームエアサンプラー、O<sub>2</sub>分析計、SO<sub>2</sub>分析計、NO<sub>2</sub>分析計、煙道排ガス測定装置、濁度計、電磁流速計、流向流速計、超高純度純水製造装置、冷凍濃縮装置、フラクションコレクター、遠心分離器、恒温振とう培養器、溶出振とう器、生物処理試験装置、加圧浮上分離試験装置、クリーンルーム他

会員名

# 日本建鐵環境エンジニアリング株式会社 Nihonkentetsu Kankyo Engineering Co.,Ltd

会社概要

1. 商号 日本建鐵環境エンジニアリング株式会社  
Nihonkentetsu Kankyo Engineering Co.,Ltd
2. 本社 〒273-0045  
千葉県船橋市山手1丁目1番1号  
TEL 047-435-5244 FAX 047-435-5062  
大阪営業所 〒541-0054  
大阪市中央区南本町4丁目5番7号(東亜ビル6F)  
TEL 06-6281-8613 FAX 06-6281-8615
3. 代表者氏名 取締役社長 辻 達郎
4. 資本金 50 百万円
5. 設立 1975 年 6 月 19 日
6. 主要株主 日本建鐵株式会社
7. 従業員数 45 人(2009 年 4 月現在)
8. 沿革 1975 年 6 月 資本金 5 百万円で日建メンテナンス株式会社 設立  
1982 年 8 月 環境測定、計量証明事業開始  
1992 年 7 月 資本金 10 百万円に増資  
1995 年 7 月 日建環境テクノス株式会社に社名変更  
2004 年 7 月 資本金 20 百万円に変更  
2009 年 3 月 資本金 50 百万円に変更  
2009 年 4 月 日本建鐵環境エンジニアリング株式会社に社名変更
9. 連絡先 常務取締役 丸山 孝彦  
保守点検・水質分析課 今井 靖子

許認可登録

計量証明事業(濃度)	千葉県第546号
千葉県浄化槽保守点検業	千葉県知事(登5)葛南県セ第13号
毒物劇物一般販売業	船保第483号
管工事業・電気工事業	千葉県知事(特-18)第32636号
機械器具設置工事業	千葉県知事(般-18)第32636号
塗装工事業	千葉県知事(般-19)第32636号
土木工事業	千葉県知事(特-21)第32636号

## 事業内容

### 水処理施設

クリーニング廃水や食品加工廃水及び各種産業廃水の処理施設ならびに用水処理施設を取り扱っています。

### メンテナンス

各種廃水処理施設の安全性を保つための保守点検・施設管理や機器類の修理・各種改修改造工事を行います。

### 汚泥減量

各種廃水処理施設から発生した余剰汚泥を3R「リデュース、リユース、リサイクル」する最適な装置を提案します。

### 水質分析・研究開発

確かな技術で水質分析データを提供し、最新の技術開発でサポートします。

水処理装置の設計・施工をはじめ、メンテナンス及び水質分析まで、ニーズに合わせ、一貫した連携サービスでお応えします。

## 資格者数

環境計量士	3名	公害防止管理者（水質）	9名
浄化槽管理士	18名	公害防止管理者（大気）	3名
浄化槽設備士	9名	公害防止管理者（騒音）	3名
管工事施工管理技士	15名	公害防止管理者（振動）	2名
土木工事施工管理技士	6名	技術士補	3名
電気工事施工管理技士	4名	危険物取扱者	14名
建築施工管理技士	2名	電気工事士	3名
造園施工管理技士	3名	臭気判定士	1名

## 主要設備

分光光度計、電子天秤、遠心分離器、溶存酸素計、pH計、乾燥器、振とう器、ドラフトチャンバー、純水製造装置、電子顕微鏡、赤外分光光度計、イオンメーター、イオンクロマトグラフ、ICP発光分析装置、蛍光X線分析装置、微量窒素分析装置、ガスクロマトグラフ

会 員 名	日廣産業(株) 環境技術センター
創 立 年 月 日	平成 12 年 4 月 1 日
千 葉 開 設	平成 12 年 4 月 1 日
資 本 金	2,000 万円
従 業 員	センター : 8 名 (全社 53 名)
所 在 地	〒 260-0826 千葉市中央区新浜町 1 番地 JFE スチール(株)東日本製鉄所 千葉地区内
電 話	043-266-1221 (代) (FAX : 043-266-1220)
連 絡 先	環境技術センター 杉本 剛士
事 業 所 及 び 営 業 所	本 社 千葉市中央区新浜町 1 番地 JFE スチール(株)東日本製鉄所 千葉地区内 TEL 043-266-1221 (代)  千 葉 千葉市中央区新浜町 1 番地 事業所 JFE スチール(株)東日本製鉄所 千葉地区内 TEL 043-266-8055 (代)  印幡沼 佐倉市臼井田 2212 番地 事業所 TEL 043-489-7079 (代)
業 務 内 容	※ 水質分析 及び 環境計量業務  ※ 廃棄物再生設備、公害防止設備、化学工業設備の研究開発、 設計、施工、及びこれに伴うエンジニアリング業務  ※ 廃油処理業務 及び 廃水処理業務  ※ 油脂精製業務、脂肪酸製造業務 及び 販売業務



許 認 可	<p>※ 計量証明事業の登録（濃度） 登録番号：千葉県知事登録 第528号</p> <p>※ 特定建設業の許可 許可番号：千葉県知事（特-17）第38851号</p> <p>※ 一般建設業の許可 許可番号：千葉県知事（般-17）第38851号</p>																					
資 格 者 数	環境計量士 1名																					
主 要 設 備	<table border="0"> <tr> <td>原子吸光光度計</td> <td>光電分光光度計</td> <td>TOC計</td> </tr> <tr> <td>排水処理設備</td> <td>ドラフトチャンバー</td> <td>濁度計</td> </tr> <tr> <td>電気伝導度計</td> <td>pH計</td> <td>イオンクロマトグラフ</td> </tr> <tr> <td>遠心分離機</td> <td>純水製造装置</td> <td>電子天秤</td> </tr> <tr> <td>定温乾燥器</td> <td>自動蒸留器</td> <td>吸引装置</td> </tr> <tr> <td>ホットプレート</td> <td>ウォーターバス</td> <td>振とう機</td> </tr> <tr> <td>ジアテスター</td> <td>その他</td> <td></td> </tr> </table>	原子吸光光度計	光電分光光度計	TOC計	排水処理設備	ドラフトチャンバー	濁度計	電気伝導度計	pH計	イオンクロマトグラフ	遠心分離機	純水製造装置	電子天秤	定温乾燥器	自動蒸留器	吸引装置	ホットプレート	ウォーターバス	振とう機	ジアテスター	その他	
原子吸光光度計	光電分光光度計	TOC計																				
排水処理設備	ドラフトチャンバー	濁度計																				
電気伝導度計	pH計	イオンクロマトグラフ																				
遠心分離機	純水製造装置	電子天秤																				
定温乾燥器	自動蒸留器	吸引装置																				
ホットプレート	ウォーターバス	振とう機																				
ジアテスター	その他																					
会 社 の 特 徴	<p>当社は、昭和32年の創立時(旧日廣産業)より廃油の再生処理を通して、一貫して環境対策及び資源のリサイクルに取り組んでまいりました。この中で培いました技術力、ノウハウを環境関連のエンジニアリング分野に生かし、廃油処理設備、各種排水処理設備、下水道処理設備などの水処理設備や廃棄物焼却炉の設計、製作、施行から運転保全までを一貫して行う総合エンジニアリング企業として平成12年4月に再スタートしました。</p>																					

会員名 **株式会社 日曹分析センター 千葉事業所**

化学分析のパートナー **NCAS**  
Nisso Chemical Analysis Service Co., Ltd

---

設立年月日 1992年10月  
資本金 9000万円 (株主：日本曹達株式会社 <http://www.nippon-soda.co.jp>)  
従業員数 千葉事業所 9名 [全社 50名]  
売上額 6億2千万円 (2008年度)

---

所在地 〒290-0045 千葉県市原市五井南海岸12-54  
TEL/FAX 0436(23)2149 / 0436(23)4982  
連絡先 千葉事業所長 柳田光広

---

県外事業所 本社 (小田原事業所)  
〒250-0216 神奈川県小田原市高田345番地  
TEL/FAX 0465(42)3115 / 0465(42)3586  
E-mail [info@ncas.co.jp](mailto:info@ncas.co.jp)  
URL <http://www.ncas.co.jp/>

---

業務内容 [全社]

【環境測定試験】

大気、水質および土壌中の汚染物質の環境計量測定  
RoHS、ELVなどの有害規制対応の分析

【材料研究関連試験】

無機物質の定性定量分析、有機物質構造解析、表面解析、熱分析

【農薬関連試験】 GLP 認可

構造分析、純度分析(GLP)、物化性試験(GLP)、残留分析、  
水産動植物試験(GLP)

【化審法関連試験】 GLP 認可

分解性試験(GLP)、水・オクタノール分配係数(GLP)、魚体濃縮試験(GLP)、  
生態影響試験

【医薬関連試験】 GLP 認可

トキシコキネティクス試験(GLP)、血中体液中薬物分析、  
医薬成分分析・安定性試験

【有機・無機 定性・定量分析】

複雑な組織物中の(微量)有機・無機物質の定性・定量分析

【作業環境測定】

有機溶剤、特定化学物質

許認可登録	計量証明事業	濃度 千葉県第651号
		濃度 神奈川県第146号
	作業環境測定機関	千葉労第12-35
		神奈川労第14-78
	農薬 GLP	農水省 17消安第12979号
	化学物質 GLP	経産省 確認番号26
		環境省 環保企発第060921001号
	医薬 GLP	厚労省

有資格者数 (全社)	環境計量士	6名
	第一種作業環境測定士	2名
	薬剤師	1名
	公害防止管理者	3名
	第一種放射線取扱主任者	1名

### 主要設備

千葉事業所	電界放射型走査電子顕微鏡 (FE-SEM)、原子間力顕微鏡 (AFM)、NMR (液体 500MHz、400MHz、固体 500MHz)、GC/MS、X線光電子分析装置 (ESCA)、X線回折装置 (XRD、DSC-XRD)、ICP-AES、ICP-MS、紫外可視分光光度計 (UV/VIS)、熱分析装置 (温度変調 DSC、TG/DTA)、GC (FID、HS-ECD)、イオンクロマトグラフ、水銀分析装置
小田原事業所	NMR (液体 500MHz)、LC/MS/MS (5台)、LC/MS、LC (多数)、GC/MS/MS、HS-GC/MS、GC/MS、GC (多数、各種検出器)、光分解装置、赤外分光光度計 (FT-IR)、紫外可視分光光度計 (UV/VIS)、原子吸光光度計、魚体濃縮装置、藻類振とう培養器、クーロメーター

### 弊社の特徴

弊社は化学分析を通じて生活環境における安全性の確保に貢献することを方針として皆様のお役に立ちたいと考えております。

弊社はOECD GLPの許可を日本で初めて取得した受託分析会社であり、現在では農水省の農薬 GLP、経済産業省および環境省の化学物質 GLP、厚生労働省の医薬品 GLP の認可施設であります。

材料研究関連の表面・構造解析、農薬およびその関連物質の分析、化学物質の化審法関連試験、医薬品の登録関連分析、環境計量等多方面の分析を実施しております。

化学物質の安全性や環境対策の社会的要求がますます高まるなかで、皆様のご要望におこたえします。

会員名 株式会社 **日鐵テクノリサーチ**

かずさ事業所



NIPPON STEEL TECHNORESEARCH CORPORATION

---

設立・・・・・・・・・・・・・・・・ 昭和60（1985）年7月  
資本金・・・・・・・・・・・・・・ 100百万円（全額新日本製鐵株式会社出資）  
従業員数・・・・・・・・・・・・ 904名  
売上高・・・・・・・・・・・・・・ 88億円（2008年3月期）

---

所在地 〒293-0011 千葉県富津市新富 20-1 新日本製鐵(株)総合技術センター内  
TEL 0439-80-2691（代表） FAX 0439-80-2767  
連絡先 テクニカルサービス事業部 山本 満治  
TEL 0439-80-2654（直通） FAX 0439-80-2731  
E-mail mi-yamamoto@nstr.co.jp

---

#### 県外事業所

本社(神奈川事業所) 〒213-0012 川崎市高津区坂戸 3-2-1 KSP A101  
TEL 044-814-3460(代表) FAX 044-814-3461

君津事業所 〒299-1141 君津市君津1番地 新日本製鐵(株)君津製鐵所内  
TEL 0439-50-2196(代表) FAX 0439-52-0458

関西事業所 〒590-0901 堺市堺区築港八幡町1番地 新日本製鐵(株)堺製鐵所内  
TEL 072-233-1180(代表) FAX 072-233-1182

---

#### 事業内容

解析・分析（構造解析・表面解析・有機分析・成分分析・環境分析）、材料・マテリアル評価（疲労試験・機械試験・腐食・材料物性・破壊力学）、非破壊検査、研究開発受託、解析・評価技術のコンサルティング、環境計量・作業環境測定、鉱物資源の特性調査・評価、数値解析・設計、レーザ応用技術の開発・設備化、鉄鋼製造品質管理業務など

- 1.解析・分析 : 表面解析、構造解析、化学分析などあらゆる物質の解析・分析
- 2.材料・構造物評価: 材料の物性、機械特性、耐食性等の諸特性調査、構造物の腐食、損傷の調査等
- 3.検査・計測 : あらゆるものを対象とした NDI、教育・標準化、機器販売
- 4.環境・プロセス : 環境関連（廃棄物処理・再資源化含む）のプロセス開発・改良支援、鉱物資源の特性調査・評価
- 5.研究受託 : 材料やプロセスの改善・開発、評価解析手法の開発などの研究開発
- 6.環境分析 : 環境計量証明機関、作業環境測定機関として、お客様の環境創造のためのお手伝い
- 7.数値解析 : 構造（応力・変形）、伝熱、流動、さらには設計に関する解析等の数値解析
- 8.レーザー技術 : 溶接、切断、加工等レーザーに関する応用技術の開発と設備化に関わる業務
9. 設備振動・騒音 : あらゆる設備の振動・騒音の測定と原因調査
- 10.遺跡、出土品調査 : 遺物、文化財の調査・解析

- 11.金属材料 : 鉄鋼材料を初め、アルミニウム、チタン、マグネシウム等のあらゆる金属材料を取り扱います。
- 12.セラミックス材料 : レンガ等の耐火物を初めとした無機材料、さらに新素材としての各種セラミックスを取り扱います。
- 13.有機・高分子材料 : 各種樹脂、油脂、有機溶媒、塗料などあらゆる有機物、高分子材料を取り扱います。
- 14.複合・新素材 : カーボンファイバー、金属箔、アモルファス、金属間化合物など複合材料、新素材を取り扱います。
- 15.エレクトロニクス材料 : シリコンウエーハからLSIまで先進技術のエレクトロニクス材料を取り扱います。
- 16.半導体 : 半導体製品、部材の欠陥調査および製造プロセス関連を取り扱います。

許認可登録	計量証明事業	濃度	千葉県登録	第 630 号
		濃度	大阪府登録	第 10160 号
		音圧	大阪府登録	第 10161 号
		振動・加速度	大阪府登録	第 10269 号
	作業環境測定機関		大阪労働局	27-71 号①③④⑤
	建築物飲料水水質検査業登録証明		大阪府	12 水第 3-19 号
	建築物空気環境測定事業		大阪府	14 空第 1-7 号
	土壌汚染対策法指定調査機関		環第	2003-1-709 号
	試験所認定		日本適合性認定協会	RTL00170 (M26.3 製品別分析試験)
			日本適合性認定協会	RTL01250 (M26.3 製品別分析試験)
			日本適合性認定協会	RTL00550 (M25.2 金属材料検査・試験)

資格者	学位保有者	技術士	環境計量士
	作業環境測定士	臭気判定士	公害防止管理者
	エネルギー管理士	薬剤師	放射線取扱主任者
	日本非破壊検査協会総合管理技術者		化学分析技能士
	金属材料試験技能士		

主要設備	誘導結合プラズマ発光分光分析装置	X線回折装置	蛍光X線分析装置
	誘導結合プラズマ質量分析装置	ガスクロマトグラフ質量分析計	
	液体クロマトグラフ	イオンクロマトグラフ	フーリエ変換赤外分光計
	電子線マイクロアナライザー	集束イオンビーム加工観察装置	
	グロー放電発光分析装置	二次イオン質量分析計	オージェ電子分光分析装置
	X線光電子分光分析装置	X線トポグラフ解析装置	
	光学顕微鏡	透過型電子顕微鏡	走査型電子顕微鏡
	原子間力顕微鏡	Electron Back Scattering Pattern	
	核磁気共鳴分析装置(NMR)	熱分析装置(TGA, DSC, TMA)	
	ブローホール内微量ガス質量分析装置	疲労亀裂伝播試験機	
	高サイクル疲労試験機	低サイクル疲労試験機	

**あなたのプライベート・ラボ**

**設立年月日** 昭和49年12月  
**開設** 平成5年11月1日(県内事業所)  
**資本金** 411,605千円  
**従業員数** 千葉支店 10名(全社286名)  
**所在地** 千葉支店 〒272-0014 千葉県市川市田尻3丁目4番1号  
**連絡先** TEL 047-370-2561(代) FAX 047-370-3050  
 鈴木 広美  
 URL [www.n-kankyo.com](http://www.n-kankyo.com)  
 E-Mail [h-suzuki@n-kankyo.com](mailto:h-suzuki@n-kankyo.com)

**業 務 内 容**

- 環境調査
  - ・汚染土壌調査
  - 調査計画の立案、実施、浄化対策の検討及び実施、土壌試料採取、現地測定、分析
  - ・大気環境調査
  - 二酸化炭素・窒素酸化物・硫黄酸化物・塩化水素・重金属等測定・評価・予測
  - ・地下水関係
  - 採取・分析及び流向・流速・汚染状況等の調査
  - ・地下ガス関係
  - 湧出ガス・溶存ガス・被圧ガス等採取・分析
- ダイオキシン類測定
  - 一般環境大気、公共用水域水質、地下水質、土壌、底質、排出ガス、排水、ばいじん、焼却灰その他の燃え殻、食事試料、水道原水及び浄水、作業環境
  - ダイオキシン類簡易分析 P450HRGS™(アメリカ環境保護庁(EPA)認定 EPA4425法)
- 環境ホルモン測定
  - 海水、河川水、湖沼、底質、下水、工場排水、下水汚泥、土壌、焼却灰
- 化学分析
  - 水質分析、土壌分析、産業廃棄物分析、底質分析、組成分析、農薬、肥料等分析
- 環境測定
  - 煙道排ガス測定、作業環境測定、室内空気環境測定、クリーンルーム測定、騒音、振動、交通量測定
- 飲料水検査
  - 上水、井戸水検査(厚生省令による検査)、微生物検査(各種微生物、細菌類検査)
- 生態系調査
  - 水棲動植物調査、陸生動植物調査
- 環境アセスメント
  - 計画の立案、環境影響要因の把握、評価項目の決定、現況調査、評価書の作成等
- 材料分析
  - EU規制物質(RoHS/ELV)分析、JGPSSI/化学物質審査規制法関連分析
- 食品分析
  - 残留農薬分析(ポジティブリスト規制対応)、DNA解析による食品に品種判別分析

県外事業所 本社 〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央3-12-31  
 TEL 045-501-8651  
 東京事業所 〒134-0091 東京都江戸川区船堀6-4-8  
 TEL 03-5676-8711  
 埼玉支店 〒336-0963 埼玉県さいたま市緑区東大門2-2-14  
 TEL 048-812-6222  
 横浜事業所 〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦2-1-13  
 TEL 045-780-3848  
 東京試験所 〒134-0091 東京都江戸川区船堀5-11-19  
 TEL 03-5676-8713  
 中央研究所 〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦2-1-13  
 TEL 045-780-3831  
 大阪事業所 〒533-0014 大阪府大阪市東淀川区豊里1-7-23  
 TEL 06-6990-7571  
 調査本部 アセス部 〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央3-12-31  
 TEL 045-501-8929

登録・資格 建設コンサルタント 濃度計量証明事業 濃度計量証明事業 濃度計量証明事業 MLAP(特定計量証明事業) 音圧レベル計量証明事業 振動加速度レベル計量証明事業 作業環境測定事業 建築物飲料水水質検査業 建築物空気環境測定業 建築物空気環境測定業 土壤汚染対策法指定調査機関 環境省環境管理局登録(ダイオキシン類受注資格) 試験所認定 水道法第20条水質検査機関 大阪府生活環境の保全等に関する 条例に基づく指定調査機関	第5763号 千葉県第560号 東京都第497号 神奈川県第1号 N-0054-02(中央研究所) 神奈川県第7号 神奈川県第2号 第13-37号 第14-26号 東京都10水第399号 東京都56空第215号 神奈川県8空第3号 環2003-1-252 環水大総発第060308001 ISO/IEC 17025 RTL01650 第146号 大阪府H17-1-18(大阪事業所)
---	--

資格者数 技 術 士 6名 作業環境測定士(第1種 第2種) 39名 公害防止管理者 36名	環境計量士 60名 放射線取扱主任者 6名 臭気判定士 10名
---	---------------------------------------

主要設備 原子吸光光度計・ガスクロマトグラフ(FID・FPD・FTD・TCD・ECD)・  
 分光光度計・液体クロマトグラフ・イオンクロマトグラフ・GC/MS・ICP・  
 蛍光X線・X線回析装置・電子顕微鏡・高温電気炉・大気中NOx測定装置  
 ・大気中オキシダント測定装置・ばい煙採取装置・騒音計(普通・精密)・  
 振動計・オクターブ周波数分析計・粘度計・熱量計・自動粒度分布計・  
 FT-IR・大気中VOC捕集装置・高分解能ガスクロマトグラフ二重収束型質量  
 分析計・LC-MS/MS

会 員 名 日 本 軽 金 属 株 式 会 社  
船 橋 分 析 セ ン タ ー

.....  
創立年月日 昭和14年 3月30日  
千葉・開設 昭和54年11月 1日  
資 本 金 3, 908,500 万円  
従業員数 15 名 (全社) 1, 936 名  
売 上 額 (平成 18 年度) (全社) 241, 763 百万円  
184, 000千円

.....  
所 在 地 千葉県船橋市習志野4丁目12番2号  
電話・FAX TEL)047-477-7646・3443 fax)047-478-2437  
連 絡 先 船橋分析センター 石 澤 善 博

.....  
県外事業所 (本社) 東京都品川区東品川2丁目2番20号

日 本 軽 金 属 株 式 会 社

(電話) 03-5461-9482

(分析センター) 本 所 静岡県庵原郡蒲原町1丁目34番地1号

TEL) 0543-85-2121

.....  
資格者数 環 境 計 量 士 2名 作 業 環 境 測 定 士 2名  
放射線取扱主任者 3名 公 害 防 止 管 理 者 10名  
衛 生 管 理 者 5名 特 定 化 学 物 質 棟 作 業 主 任 者 3名  
有機溶剤作業主任者 3名 酸 素 欠 乏 危 険 作 業 主 任 者 2名  
危険物取扱主任者 7名 化 学 分 析 技 能 士 7名



事業内容

水質分析／プール、河川、湖沼、工業用水、工業排水、下水道水

飲料水分析／飲料水、地下水、湧水

産業廃棄物分析／汚泥、焼却灰、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍宰

土壌分析／成分含有試験、溶出試験

底質分析／成分含有試験、溶出試験

大気分析／排ガス、他

材料分析／金属類、その他元素

許認可

(登録)

計量証明事業 濃度 (千葉県第534号)

建築物飲料水水質検査業 (千葉県 衛 17 水第 2 号)

主要設備

原子吸光光度計、ガスクロマトグラフ (FID,ECD,FPD,FTD)、分光光度計、  
 発光分光分析装置、赤外分光光度計、イオンクロマトグラフ、電気伝導度計、  
 電位差滴定装置、プラズマリアクター、水素イオン濃度計、位相差顕微鏡、  
 元素分析装置 (C・H・N)、燃焼管式いおう分分析装置、液体クロマトグラフ  
 全自動全リン、全窒素測定装置、大気自動分析計 (NO<sub>x</sub>, SO<sub>x</sub>, O<sub>2</sub>)、  
 全自動固相抽出装置、大気測定装置、ICP発光分析装置、  
 溶存酸素計、GC/MS分析計、蛍光X線装置、TOC分析装置

業務実績  
 (平成 17 年度)

分野	検体数
水質	5,200
産業廃棄物	220
飲料水	2,700
その他	2,300
大気	20
計	10,440

会 員 名 **NKKC** 環境の総合エンジニアリング  
**株式会社 日本公害管理センター 千葉支店**

創 業 昭和46年 6月 1日  
 設 立 年 月 昭和48年 9月27日  
 資 本 金 2,400万円  
 従 業 員 数 千葉支店10名 (会社24名)

---

所 在 地 〒286-0134 千葉県成田市東和田348-1  
 連 絡 先 TEL 0476-24-3438(代) FAX 0476-24-2096 担当 松倉、角田  
 ホームページ <http://www14.ocn.ne.jp/~nkkc/> Eメール [nkkc-chiba@nctv.co.jp](mailto:nkkc-chiba@nctv.co.jp)  
 県 外 事 業 所 [本 社] 〒184-0003 東京都小金井市緑町4-6-32  
 TEL 042-384-6200(代) FAX 042-384-6204  
 [埼 玉 支 店] 〒350-0831 埼玉県川越市府川字高畑1281  
 TEL 0492-22-4545(代) FAX 0492-25-6231

事 業 内 容

1.計量証明事業

- 1)水質検査
  - ◇ 産業廃水、有害物質等の各種排水水質試験
  - ◇ 水道法に基づく飲料水試験
  - ◇ 公共下水道等水質調査
  - ◇ 養魚池、農業用水等各種用水水質調査
  - ◇ 河川、湖沼、地下水等の環境水調査
  - ◇ プールの水質検査
- 2)大気質臭気測定
  - ◇ ボイラー・焼却炉等の煤煙測定
  - ◇ 排出口、敷地境界等の臭気測定
  - ◇ ビル管理法に基づく室内空気環境測定
- 3)土壌分析
  - ◇ 土壌汚染対策法に基づく調査
  - ◇ 条例に基づく残土埋立地の試験
  - ◇ 工場敷地、底質、農地等の試験
- 4)廃棄物調査
  - ◇ 一般廃棄物・産業廃棄物の調査、分析
  - ◇ ごみ質等の分析
- 5)騒音・振動調査
  - ◇ 工場、建設作業等の騒音・振動測定
  - ◇ 住宅地、交差点等での環境騒音・振動測定
  - ◇ オクターブ解析
- 6)作業環境測定
  - ◇ 粉じん、有機溶剤、特化物、金属類他
  - ◇ 石綿(アスベスト)測定・調査
- 7)各種分析・試験
  - ◇ コンクリート・骨材試験
  - ◇ 土質・岩石試験
  - ◇ 微生物の調査分析
  - ◇ 排水プラント性能評価試験
  - ◇ 肥料分析 他

2.施設管理事業

排水処理施設の設計、施工、保守管理等

3.ビルメンテナンス事業

各種貯水槽の清掃、配管の高圧洗浄等

# 太陽と土と水と。

次世代に「健やかな環境を残すこと」、  
それが私たちの使命です!!

許認可登録	計量証明事業所 東京都登録(濃 度)	第630号		
	計量証明事業所 千葉県登録(音圧レベル)	第624号		
	計量証明事業所 千葉県登録(振動加速度レベル)	第625号		
	作業環境測定機関登録	第13-86号		
	土壌汚染対策法指定調査機関	環2009-3-4		
	建築物飲料水水質検査業登録	東京都57水 第337号		
	建築物飲料水貯水槽清掃業登録	東京都 8 貯 第41419号		
	建築物空気環境測定業登録	東京都15空 第336号		
	一般建設業許可管工事業 東京都 知事 許可(般-11)	第56428号		
	浄化槽保守点検業者登録、施工業者登録	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県		
有資格者	環境計量士	2名	浄化槽管理士	10名
	作業環境測定士	2名	浄化槽管理技術士	4名
	放射線取扱主任者	2名	浄化槽設備士	4名
	特定毒物研究者	2名	空気環境測定実施者	2名
	公害防止管理者	4名	貯水槽清掃作業監督者	2名
	臭気判定士	1名	建築物衛生管理技術者	1名
	酸素欠乏危険作業主任者	4名		
主要設備	●ガスクロマトグラフ(ECD、FPD、FID)		●積分球式濁度計	
	●ガスクロマトグラフ質量分析計		●電磁式流速計	
	●高速液体クロマトグラフ(EC、UV)		●分光光度計	
	●ダイオキシン採取装置		●熱量計	
	●臭気分析装置		●1/3オクターブバンド分析器	
	●NO <sub>x</sub> 、SO <sub>x</sub> 分析装置		●精密騒音計	
	●煤煙測定装置		●低周波騒音計	
	●作業環境測定装置		●普通騒音計	
	●粉じん計		●データレコーダ	
	●排水処理試験装置		●振動計	
	●電位差滴定装置		●ジャーテスター	
	●TOC測定装置		●ジョークラッシャー	
	●位相差顕微鏡		●X線回折装置	
	●原子吸光光度計(フレーム、フレームレス)			
	加盟団体	千葉県環境計量協会		千葉県環境保全協会
日本環境測定分析協会			日本作業環境測定協会	
東京都環境計量協議会			埼玉県生活環境保全協会	

# 日立プラント建設サービス株式会社 分析技術センタ

URL: <http://www.hitachi-hps.co.jp>

所在地: 千葉県松戸市上本郷537番地(〒271-0064)

TEL: 047(365)3840 FAX: 047(367)6921

お問合せ先: 堤 兼資郎(e-mail:k\_tutumi@hitachi-hps.co.jp)

分析技術センタ神奈川営業所

所在地: 神奈川県横浜市鶴見区江ヶ崎3-54

TEL: 045(572)6721 FAX: 045(572)6740

本社 : 東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号

(恵比寿ガーデンプレイスタワー33階)

## 許認可登録

計量証明事業所

千葉県登録 濃度第503号・騒音第635号、振動第636号

作業環境測定機関

千葉労働局 登録番号第12-34号

建築物飲料水水質検査

千葉県松保16水第1号

土壤汚染対策法に基づく指定調査機関

環2003-1-642

毒物劇物一般販売登録

千葉県松保 第531号

## 各種公的資格者

技 術 士 : 4名

環 境 計 量 士 : 5名

作業環境測定士 : 4名

臭 気 判 定 士 : 2名

放射線取扱主任者 : 1名

公害防止管理者 : 18名

# 業務概要

## I 環境計量証明業務

環境基本法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、土壌汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、農業用地の土壌汚染防止等に関する法律、各都道府県、市町村による条例、指導に係る「各種測定・証明」をいたします。

- ① 水質分析  
(1) 健康保護項目 (2) 生活環境項目 (3) 要監視項目 (4) その他
- ② 大気環境測定  
(1) 煙道排ガス分析 (2) 一般大気分析 (3) 悪臭分析 (4) 大気環境アセス調査
- ③ 土壌汚染調査(土壌分析、土壌ガス分析)
- ④ 騒音・振動測定
- ⑤ 地下水、公共用水域(河川、海水、湖沼)、底質の環境調査

## II 分析・測定業務

- ① 産業廃棄物分析
- ② 作業環境測定
- ③ ビル管理法に基づく飲料水の水質検査、空気環境の測定
- ④ 石綿(アスベスト)の含有調査
- ⑤ その他環境に係る受託業務
- ⑥ RoHS指令規制物質の調査、含有量測定

## III 材料分析業務

- ① 高分子材料の分析評価
- ② 表面分析
- ③ 無機材料分析
- ④ 金属材料試験
- ⑤ 粉粒体測定・分析

## IV クリーンルーム・空調設備関連測定業務

工業用クリーンルーム、バイオクリーンルーム等の環境測定、清掃、設備点検・評価を行い、クリーンルーム空調設備をケアする業務です。

- ① クリーンルーム環境測定
- ② バイオクリーンルーム環境測定・殺菌清掃
- ③ 騒音エンジニアリング
- ④ 気流エンジニアリング

会員名 **株式会社古河電エアドバンストエンジニアリング**

---

設立 1997年2月26日  
資本金 9,900万円  
従業員数 115名

所在地 〒290-8555 千葉県市原市八幡海岸通6番地  
TEL 0436-42-1608  
FAX 0436-42-1796  
ホームページ <http://www.feae.co.jp/index.htm>  
連絡先 環境技術部 課長 中嶋陽一

---

県外事業所 (平塚) 〒254-0016 神奈川県平塚市東八幡5-1-9  
TEL 0463-21-8278  
FAX 0463-21-8279  
  
(三重) 〒519-0292 三重県亀山市能褒野町20-16  
TEL 0595-85-1113  
FAX 0595-85-1116

---

業務内容 環境エンジニアリング

環境計量証明、作業環境測定、土壌調査、環境設備保守管理  
計測器校正サービス

光測定器、圧力計、引張試験機、長さ計、質量計、各種測定器  
工場ユーティリティ保守管理

空調設備、ボイラー、受変電所設備、高圧ガス設備、各種設備  
超電導マグネットサービス

極低音冷凍機保守、MRIシステム保守、X線医療機器保守  
ネットワークサービス

光電装システム、送電線監視システム、誘導無線システム

---

許認可登録	濃度計量証明事業	千葉県登録第650号
	土壌汚染対策法指定調査機関	環2008-3-8
	作業環境測定機関	千葉県労働局 第12-30号
	一般建設業許可	神奈川県(般-20)74124号
	ISO9001:2000 (JISQ9001:2000)	認証番号6872-1998-AQ-KOB-RvARev.1
	JCSS 認定事業所 電気(高周波)	登録番号0164

---

保有資格	環境計量士	2名
	作業環境測定士	5名
	公害防止管理者	5名

---

主要設備	ガスクロマトグラフ質量分析装置
	ガスクロマトグラフ(検出器 FID)
	フレイム原子吸光分析装置
	フレイムレス原子吸光分析装置
	イオンクロマトグラフ
	紫外・可視分光光度計
	全有機炭素分析装置

**mc nac** 株式会社 三井化学分析センター  
Mitsui Chemical Analysis & Consulting Service Inc.

設立 1999年10月 資本金 140百万円  
従業員数 約490名 (市原分析部約70名)  
URL <http://www.mcanac.co.jp>

<業務内容>

情報電子分野 半導体、ディスプレイ、記録メディアなどのマイクロデバイスや各種燃料電池などの急速な進歩に呼応した分析評価など  
工業材料分野 高分子等の構造解析・物性評価、基礎物性データの提供など  
環境科学分野 VOC(揮発性有機化合物)の測定など

<分析依頼>

◇ 営業

【情報電子・工業材料・環境科学グループ】

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-8-17 TEL. 03-6860-3161 FAX. 03-6860-3165

【本社駐在デスク】

〒299-0265 千葉県袖ヶ浦市長浦 580-32 TEL. 0438-64-2401 FAX. 0438-64-2402

【名古屋支店】

〒450-0003 愛知県名古屋市市中村区名駅南 1-24-30 TEL. 052-587-3617 FAX. 052-587-3618

【大阪支店】

〒592-0001 大阪府高石市高砂 1-6 TEL. 072-268-1513 FAX. 072-268-0439

【西日本支店】

〒740-0061 山口県玖珂郡和木町和木 6-1-2 TEL. 0827-53-9190 FAX. 0827-53-8894

【福岡事務所】

〒810-0001 福岡市中央区天神 2-14-13(天神三井ビル) TEL. 092-715-7003 FAX. 092-715-7034

<分析ラボ>

【千葉県】 袖ヶ浦市 市原市 茂原市  
【愛知県】 名古屋市  
【大阪府】 高石市  
【山口県】 玖珂郡  
【福岡県】 大牟田市



◇ 会員名 三井化学分析センター 市原分析部

◇ 所在地

〒299-0108 市原市千種海岸3番地

TEL. 0436-62-9490

FAX. 0436-62-8294

◇ 業務内容

測定、分析（環境計量証明）	工場用水、排水、その他水質試験
測定、分析（作業環境測定）	有機溶剤、特定化学物質、金属
測定、分析	化学品、ガス、樹脂

◇ 許認可登録

計量証明事業（濃度）

千葉県知事 第603号

作業環境測定機関

千葉労働基準局 第12-25号

◇ 主な資格者数

環境計量士	3名
作業環境測定士	6名
公害防止管理者	6名
放射線取扱主任者	4名

◇ 主要設備（市原分析部）

電気炉、高圧滅菌機、高純度純水製造装置、ICP発光分光分析装置  
ICP質量分析装置、紫外可視分光光度計、赤外分光光度計（FT-IR）  
原子吸光光度計（フレーム、フレームレス）、熱分析装置（DSC）  
イオンクロマトグラフ（電導度、UV-VIS）、イオンメーター（F、NH<sub>4</sub>）  
ガスクロマトグラフ（FID、FPD、ECD、MS）、高速液体クロマトグラフ  
COD自動分析計、TOC自動分析計、微量窒素分析計、粘度計  
密度比重計、引火点試験機、水銀分析計、全自動電位差滴定装置、pH計  
微量硫黄分析計、電気伝導度計、燃焼管式塩素計、蛍光X線装置  
自動式ポンベ型熱量計、レーザー散乱粒度分析計、カールフィッシャー水分計

# 株式会社 ユーベック

---

創立年月日 平成4年10月16日  
開設年月日 平成5年 4月 1日  
資本金 3000万円  
従業員数 44名

---

所在地 〒292-0004 千葉県木更津市久津間613番地  
電話 0438-41-7878  
連絡先 業務部 部長 川岸 決 男  
U R L <http://www.ubec.co.jp>

---

## 業 務 内 容

水	質	排水・地下水・河川・湖沼・海洋等の調査分析及び飲料水検査
大	気	ばい煙測定・悪臭物質・有害物質の測定分析
土 壤 ・ 底 質		含有・溶出試験
騒 音 ・ 振 動		音圧レベル・振動加速度レベルの調査測定
廃 棄 物		含有・溶出試験及びゴミ質等
農 薬		ゴルフ場農薬・食品残留農薬等
作業環境測定		粉じん・特定化学物質・鉛・有機溶剤及び騒音
燃 料 試 験		発熱量・塩素・硫黄・水分・灰分等
そ の 他		各種原材料分析・ろ材試験等

---

## 許 認 可 登 録

計 量 証 明 事 業	濃度	千葉県	第582号
計 量 証 明 事 業	音圧レベル	千葉県	第641号
計 量 証 明 事 業	振動加速度レベル	千葉県	642号
作 業 環 境 測 定		千葉労働基準局	第12-24
建築物飲料水水質検査業		千葉県 君保16水	第2号
建築物空気環境測定業		千葉県 君保16空	第2号
土壤汚染対策法調査指定機関		環2004-1-51	
第2種臭気測定認定事業所		第283(01)号	
水道法第20条水質検査機関		第211号	
ISO 9001 2000	認証取得		

---

### 資格者数

環境計量士 2名 作業環境測定士 5名 臭気判定士 4名  
公害防止管理者（大気1種 1名、水質1種 3名、振動関係 1名、  
騒音関係 1名、ダイオキシン類 1名）  
放射線取扱主任者 2名 毒物劇物取扱責任者 1名  
危険物取扱者（甲種） 1名 空気環境測定実施者 2名

---

### 主要分析装置

ガスクロマトグラフ（ECD・FID・FPD） 高速液体クロマトグラフ  
原子吸光光度計（フレイム・フレイムレス）  
ガスクロマトグラフ質量分析計（ヘッドスペース）  
ガスクロマトグラフ質量分析計（パーミアンドトラップ）  
ガスクロマトグラフ質量分析計（キャニスター）  
ICP質量分析計 ICP発光分光分析計 イオンクロマトグラフ  
シアン・臭素酸分析システム バイオキャビネット pH計 DO計  
TOC計 分光光度計 TVOC計 水銀分析計 NO<sub>x</sub>計  
元素分析計（C,H,N,S） 全自動熱量計 可搬ガスクロマトグラフ（PID）

---

### 環境計量機器

排ガス測定器材一式 ハイボリュームエアサンプラー  
ローボリュームエアサンプラー 環境大気採取器材一式 流量計  
騒音・振動測定機器一式

---

### 業務実績（平成20年度）

水質 10613検体	大気 489検体
土壌・底質・産廃 17934検体	飲料水 1380検体
騒音・振動 181検体	作業環境測定 283検体
その他 2394検体	

---

### 加盟団体

日本環境測定分析協会	日本作業環境測定協会	千葉県環境計量協会
日本分析化学会	におい・かおり環境協会	全国給水衛生検査協会

---



## 資格者数

環境計量士	1名
放射線取扱主任者	2種 1名
公害防止管理者	3名

---

## 主要設備

原子吸光光度計、分光光度計、高温電気炉（管状型、マッフル型）

ガスクロマトグラフ（ECD、FPD）

微量水銀検出器、微量ヒ素検出器、振盪機万能シェーカー

恒温恒湿槽、光学顕微鏡、振動試験機、金属研磨機

マイクロビッカース硬度計、粗度計、摩耗試験機

ばいじん捕集装置、NO<sub>x</sub>捕集装置、SO<sub>x</sub>捕集装置

---

## 業務実績（平成20年度）

分野	検体数	分野	検体数
大気	0	産業廃棄物	0
水質	86	金属関係	110
底質・土壌	0		



# ライト工業株式会社 技術研究所

【会員名】 ライト工業株式会社 技術研究所

---

【創業】 昭和18年7月1日

【技術研究所開設】 昭和48年6月

【資本金】 6,119,475千円

【株式市場】 東京証券取引所第1部（昭和49年上場）

【従業員】 技術研究所 12名（全社 1,034名）

【売上高】 （平成18年度）66,648百万円（全社）

---

【所在地】 〒274-0071 千葉県船橋市習志野4丁目15番6号

【連絡先】 TEL 047-464-3611 FAX 047-464-3613  
所長 飯尾 正俊

---

《本社》 〒102-8236 東京都千代田区九段北4-2-35 TEL 03-3265-2551（大代表）  
FAX 03-3264-5517

《支店》 札幌、盛岡、仙台、北関東（さいたま）、横浜、東京、北陸（新潟）、  
名古屋、大阪、四国（高松）、中国（広島）、九州（福岡）、

【業務内容】 環境分析（水質及び土壌中の物質）

【許可】 建設大臣許可 (特-6) 第3660号  
建設大臣許可 (般-6) 第3660号

【登録】 濃度計量証明事業 濃度 千葉県登録第620号  
建設コンサルタント業 登録番号 建9第612号  
地質調査業 登録番号 建9第224号  
測量業 登録番号 第(6)-7615号

---

【主要設備】・原子吸光光度計（フレームレスを含む）

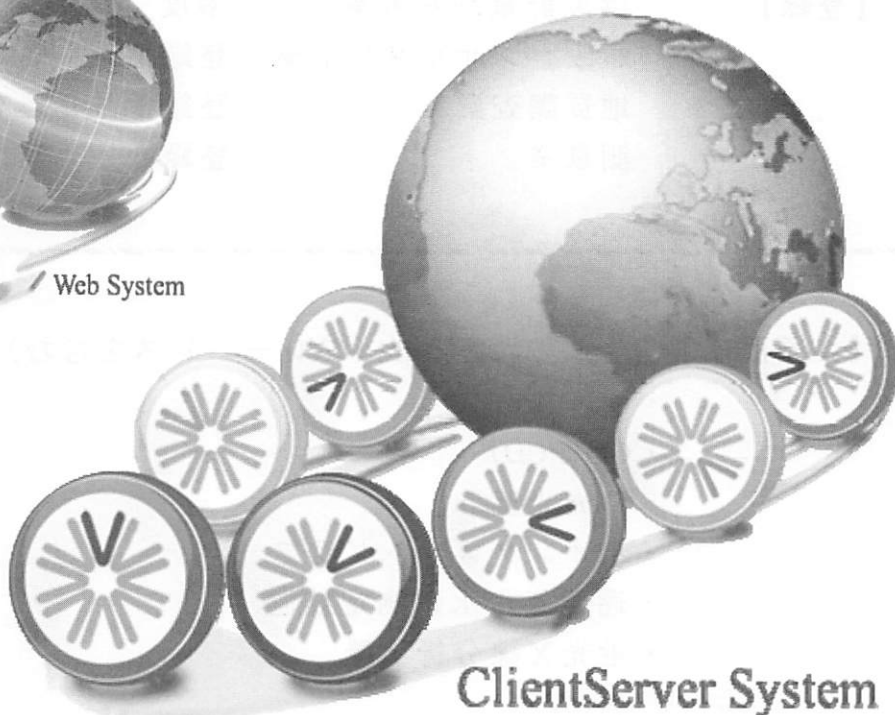
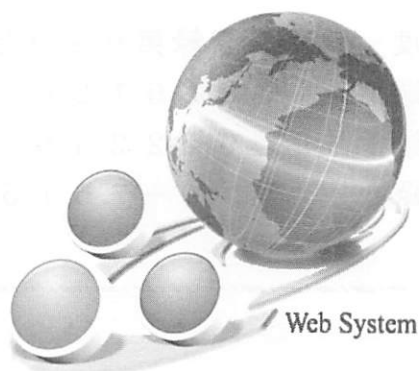
- ・ GC / MS
- ・ GC (ECD)
- ・ 分光光度計
- ・ イオンクロマトグラフ
- ・ 還元気化水銀測定装置
- ・ 蛍光 X 線分析装置



ライト工業(株)技術研究所 全景

お客様へ常に最適なソリューションを  
ご提供します。

**AIVS**  
Advanced Information Valuable Service



見積受注業務、分析業務、報告書作成業務、請求業務までを一括サポートします



#### 水質検査システム

計量、飲料水、産廃、土壌、衛生 etc に対応



#### 石綿分析システム

画像データの管理も簡単管理



#### 大気測定システム

JIS規格に準拠した自動計算機能を装備



#### 空気環境システム



#### 作業環境システム

平成21年3月30日 厚生労働省 基発第0331024号 モデル  
様式の改正に対応



#### 見積受注システム

見積作成から受注の管理、採水や収集計画の策定も可能、販  
売管理システムとの連携で売上予測や実施状況の把握も管  
理します。



#### 食品検査システム

わずらわしいマスタ登録やメンテナンスも充実サポート



#### 販売管理システム

検査業務にマッチした売上管理、入金消し込みが可能、さま  
ざまな状況を確認する管理帳票も充実  
経理システムなどへのデータ吐き出し機能を装備



#### 簡易専用水道システム

シンプル操作でしっかりデータ管理

各種システムに関する資料請求、お問い合わせは、  
弊社システム営業部までお気軽にお問い合わせください。

<http://www.aivs.co.jp/pages/software/software.html>



## 新しいかたちのサービス提供

### IPROS [検査結果照会システム]

インターネットを利用して自由な形のデータ活用サービスをご提供  
検査依頼者側の操作（データ検索・抽出）が可能です。



環境検査  
システム

### 付加価値の高いサービス提供と対応作業の効率化

IPROS [検査結果照会システム]は検査機関様に蓄積されている検査結果データをエイビスが保有するデータセンター内のイプロスサービスサーバに保存し、検査依頼者様にインターネットを利用してデータ検索・閲覧・抽出が可能なサービスです。イプロスサービスサーバへのデータアップロードは環境検査システムにデータを登録すれば、受付から報告書発行までの期間、定期的に自動でアップロードを行います。検査依頼者は検査の依頼を行ってから随時更新されるデータを参照することが可能であるため、電話やFAXで対応していた速報の対応作業が軽減されます。特定施設のデータ集計もイプロスサービス内で検査依頼者が操作できるため、集計の作業を行い提出していたサービス業務も軽減されます。（集計データは CSV ファイルにてダウンロード可能、その他項目別の推移グラフ表示可能）

付加価値の高いサービスと対応作業の効率化をご提供します



新たにデータアップロードツールをリリース、弊社  
環境検査システム以外で作成されたデータも登録  
可能になりました。

## AIVS 株式会社エイビス

環境事業ソフトのオーソリティを目指して…

東京 〒105-0014 東京都港区芝 3-3-14 ニットクビル5F  
TEL 03-5232-3678  
FAX 03-5232-3679

大分 〒870-0906 大分県大分市大州浜 1-4-32  
TEL 097-573-2244  
FAX 097-573-2220

e-mail info@aivs.co.jp  
URL http://www.aivs.co.jp

#### 業務内容

- ソフトウェア開発事業  
・環境検査関連パッケージソフト  
・web系、業務アプリケーションソフト  
・各種ソフトウェア受託開発
- ソリューション事業  
・システムインテグレーション  
・各種パッケージソフトウェア販売  
・各種ハードウェア販売
- 通信事業  
・ネットワーク環境の構築  
・セキュリティ対策
- web事業  
・ホームページ作成  
・イプロス（検査結果照会システム）

設立年月日 昭和47年5月  
開設 平成19年7月 (千葉営業所)  
資本金 3,000万円  
従業員数 千葉営業所 1名 (全社42名)  
所在地 本社 〒123-0872 東京都足立区江北二丁目11番17号  
TEL. 03-3898-6643  
FAX. 03-3890-3086  
千葉営業所 〒270-1132 千葉県我孫子市湖北台二丁目12番15号  
連絡先 TEL. 04-7110-0359  
FAX. 04-7110-0360  
所長 青柳幹夫  
売上高(20年度) 970百万(全社)  
URL <http://www.etlabo.co.jp>

---

## 業務内容

### 1. 環境調査

大気環境調査(広域、沿道等)、固定発生源調査(焼却施設、ボイラ等)、作業環境測定、土壌・地下水調査、騒音・振動調査、気象調査、交通量調査

### 2. 環境分析

河川、海域、湖沼、雨水、地下水、上・下水、埋立処分場排水、工場排水等の試料採取、現場測定、分析(健康項目、生還環境項目、要監視項目等)

土壌・残土分析、底質、産業廃棄物の調査分析(溶出試験、含有量試験、物理試験) 微量化学物質の分析(農薬、ダイオキシン類、シックハウス、環境ホルモン等)

### 3. 環境アセスメント

基本計画作成、基本調査、資料収集、環境項目の現況調査、予測・解析・評価・対策の検討、方法書・準備書から評価書までの作成、事後調査、生活環境影響調査など

### 4. 予測・解析・対策検討

大気質の拡散予測、浮遊粒子状物質の発生源寄与率の推定、騒音振動の伝播計算、データ解析、チャンバー実験、トレーサーガス拡散実験、各種予測手法の検討

### 5. 医薬品等の分析・試験

理化学試験(日本薬局方、化粧品原料基準等に基づく試験)、安定性試験(長期安定性試験、加速試験、苛酷試験)、その他医薬品承認申請関連の試験  
光触媒材料の空気浄化性能試験、RoHS指令に伴う試験

---

## 許認可登録

① 建設コンサルタント	建14第4985号
② 計量証明事業（濃度）	東京都第505号
"    （音圧レベル）	東京都第506号
③ 作業環境測定業	東京第13-22号
④ 薬事法指定検査機関	厚労省発医薬第1017033号
⑤ 建築物飲料水水質検査業	東京都5水第384号
⑥ 建築物空気環境測定業	東京都15空第335号
⑦ 第2種臭気測定認定事業所	第263(02)号
⑧ ダイオキシン類の請負機関	環管総第56号
⑨ 土壤汚染対策法指定調査機関	環2003-1-437
⑩ ISO/IEC17025 試験所認定登録	(光触媒材料の空気浄化性能試験)
⑪ "    "	(RoHS指令に基づく有害物質の分析)

---

## 資格者数（全社）

① 博士（工学）	1名	⑧ 公害防止管理者	4名
② 技術士	5名	⑨ R C C M	3名
③ 環境計量士	10名	⑩ 環境測定分析士（2級）	1名
④ 情報処理技術者	4名	⑪ 特定化学物質作業主任者	4名
⑤ 薬剤師	1名	⑫ 建築物空気環境測定実施者	1名
⑥ 作業環境測定士	5名	⑬ 放射線取扱主任者	1名
⑦ 臭気判定士	4名	⑭ 気象予報士	1名

---

## 主要設備

原子吸光光度計、ICP発光分析計、分光光度計、イオンクロマトグラフ、ガスクロマトグラフ（FID、FPD、FTD、ECD、TCD）、高速液体クロマトグラフ、ガスクロマトグラフ-質量分析装置、FT-IR、CHNコーダ、位相差顕微鏡、X線回折分析装置、大気自動測定装置、微小粒子モニタリング装置（PM2.5）、浴道用排ガス測定装置、騒音計、振動計、周波数分析装置、光触媒性能試験装置

---

## 加盟団体

日本環境測定分析協会、日本作業環境測定協会、大気環境協会、におい・かおり環境協会、日本道路協会、日本騒音制御工学会、日本音響学会、光触媒工業会、日本分析化学会、東京都環境計量協議会

会員名 株式会社コスモス テクノアソシエイト事業部



## 会社概要

設立年月 昭和60年11月

売上高 32億円

本社 〒160-0016

東京都新宿区信濃町33真生会館ビル5F

TEL 03(5368)8461 FAX 03(5368)8162

所在地 〒260-0028

千葉県千葉市中央区新町18-14千葉新町ビル7F

TEL 043(248)2391 FAX043(248)2071

<http://www.cosmos-flw.co.jp> E-mail:tech-a@cosmos-flw.co.jp

拠点 仙台・前橋・大宮・東京・千葉・横浜・大阪・広島

業務内容 一般労働者派遣事業

有料職業紹介事業

アウトソーシング

許認可登録 一般労働者派遣事業許可番号 般12-010032

有料職業紹介事業許可番号 12-ユ-010048

加入団体 (社)日本環境測定分析協会

(社)日本人材派遣協会

(社)全国民営職業紹介事業協会

TechnoAssociates 

営業案内

**化学・研究分野**

環境・食品・医薬品・生物

・サンプリング ・前処理 ・分析 ・解析 ・研究開発

**機械分野**

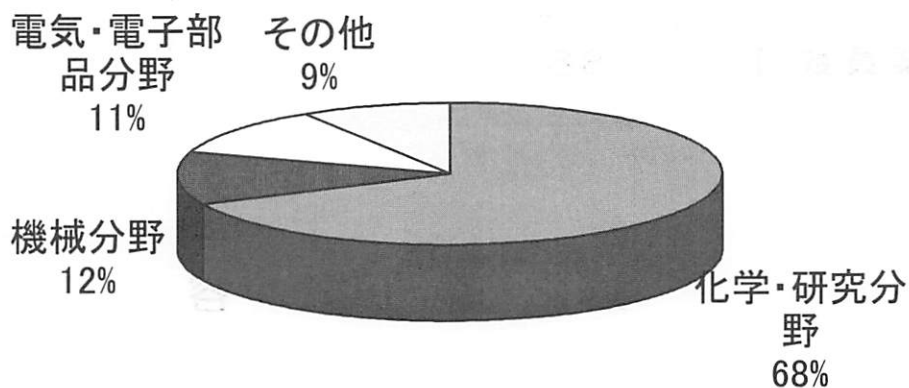
半導体製造装置・医療用機器・建築機器・金属加工機械

・開発設計 ・実験/解析 ・製品評価 ・生産技術

**電気・電子分野**

通信装置・コンピューター及び関連装置・電子部品・電子測定器・半導体

・研究開発 ・品質設計 ・試験/評価 ・生産技術



■ 化学・研究分野 ■ 機械分野 □ 電気・電子部品分野 □ その他

企業PR

企業様のパートナーとして人材を通し、あらゆる提案をさせて頂き

生産性の向上・労務管理を軽減いたします。

環境分析を始めとした技術者派遣に特化をしておりますが、技術者だけではなく技術系総合派遣事業部とし、化学知識を有する事務・営業職など幅広く人材をご紹介します。

これからも千環境会員の皆様にお力添えが出来るよう頑張ります。

【 会 社 名 】 かぶしきがいしゃとうかいちしつ  
株 式 会 社 東 海 地 質

【 代 表 者 氏 名 】 代 表 取 締 役 初 瀬 川 重 雄

【 創 業 】 昭 和 5 5 年 3 月 2 3 日

【 所 在 地 】 〒 2 8 6 - 0 1 3 5

【 本 社 】 千 葉 県 成 田 市 山 之 作 1 3 4 番 地  
TEL 0476-24-7120.  
FAX 0476-24-7121.

【 E - mail 】 green.leaf@io.ocn.ne.jp

【 資 本 金 】 一 金 10,000,000 円

【 従 業 員 数 】 8 名

## 業 務 内 容

- 地 盤 調 査 : ・ボーリング・各種原位置試験・室内土質試験  
・平板載荷試験・スウェーデン式サウンディング試験
- 環 境 調 査 : 土壌・水質に関する試料採取等、水位観測、観測井設置
- 解 析 業 務 : 軟弱地盤解析・液状化の検討・斜面の安定計算・掘削  
山留めの計画・沈下量及び支持力等の計算他

当社は、生きているすべての命の元であり最も重要な資源である土と水に携わる仕事として、見えない土（地盤）の中を調査し皆様に情報を提供させて頂いております。

主に建物とそれを支えている土（地盤）に対しての基礎構造物の設計・施工に必要な資料を得るために必要な深さまでボーリングなどで土を掘ります。地盤調査により土の硬軟・土の種類・締まり具合・地盤構成などがわかり、その土の試料を採取（サンプリング）したものをさらに詳しく室内土質試験を行うことで土の性質などを把握することが出来ます

しかし、最近は多種多様な環境問題が世間を騒がせており、土を掘ると廃棄物やごみ、油や薬品臭など汚染された土などで構造物の設計・施工上にも多くの問題を抱える事が多くなりました。

過去の経験を生かし、構造物の設計・施工の資料を得る地盤調査だけでなく、土壌調査・水質調査等に関する環境調査におけるお手伝いとして、目に見えない深い所を環境ボーリングなどの方法により、地下から分析に必要な水や土の情報や試料を採取（サンプリング）することで皆様のお役に立ちたいと考えております。

[ 会 員 名 ] 東京テクニカル・サービス株式会社

---

[ 設 立 ] 昭和46年2月16日

[ 資 本 金 ] 20,000千円

[ 従 業 員 数 ] 49名

---

[ 所 在 地 ] 〒279-0022 千葉県浦安市今川四丁目12番38-1号

TEL 047-354-5337

<http://www.tts-4u.co.jp>

	のうさく	せいじろう	いとう	あきひこ	ごとう	としお
営業担当	農 作	清 次 郎	伊 藤	彰 彦	後 藤	敏 郎

	ますこ	つとむ	ふじい	ゆうぞう	もりまつ	あきお
技術営業	増 子	勉	藤 井	雄 造	守 松	昭 男

---

[ 各 営 業 所 ]

東京本部

〒134-0088 東京都江戸川区西葛西 8-20-20

TEL 03-3688-3284

FAX 03-5667-1084

東京ラボ

〒134-0088 東京都江戸川区西葛西 7-29-17

TEL 03-5679-0123

FAX 03-3877-5745

茨城ラボ

〒300-0745 茨城県稲敷市橋向 1183-1

TEL 0299-79-3399

FAX 0299-79-3310

---

[ 業 務 内 容 ]

「環境調査分析」

水質、大気、産業廃棄物、一般廃棄物、土壌、底質、ごみ質、焼却残渣、騒音・振動  
農薬、有害大気汚染物質、ダイオキシン類、アスベスト、悪臭、内分泌攪乱化学物質  
環境アセスメント、レジオネラ菌検査

「その他」

作業環境測定、飲料水水質検査、建築物空気環境測定、水処理薬品等工業薬品の販売  
環境測定機器の販売、自動制御装置の設計・メンテナンス



[ 許認可登録 ]

「計量証明事業登録」	東京都 第546号 (濃度)
	茨城 第44号 (濃度)
	東京都 第856号 (音圧レベル)
	東京都 第949号 (振動加速度レベル)
「特定計量証明事業証明事業登録」	茨城 第1号 (特定濃度)
「ISO/IEC 17025 試験所登録」	JCLA 39 (大気、水質、土壌、残留物、その他)
「土壌汚染状況指定調査機関」	環2003-1-129
「作業環境測定機関」	第13-20号
「建築物空気環境測定業登録」	東京都空第2129号
「建築物飲料水水質検査業登録」	東京都水第327号
「水道法に基づく水質検査機関登録」	第183号
「ダイオキシン類技術研究会」	会員番号第28号
「毒劇物一般販売業登録」	第917-21号

[ 資格者 ]

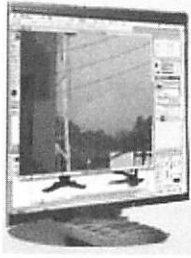
「環境計量士 (濃度)」	5名	「危険物取扱主任」	5名
「環境計量士 (騒音・振動)」	2名	「衛生管理者」	3名
「作業環境測定士 (1種)」	6名	「建築物環境衛生管理者」	1名
「        〃        (2種)」	4名	「空気環境測定実施者」	2名
「臭気判定士」	3名	「酸素欠乏作業主任者」	4名
「X線作業主任者」	1名	「建築整備士」	1名
「放射線取扱主任者」	2名	「建築整備検査資格者」	1名
「公害防止管理者 (主任)」	2名	「毒劇物取扱主任者」	2名
「        〃        (大気)」	4名	「第二級海上特殊無線技師」	1名
「        〃        (水質)」	6名	「小型船舶操縦士 (1級)」	3名
「        〃 (ダイオキシン類)」	12名		

[ 主要設備 ]

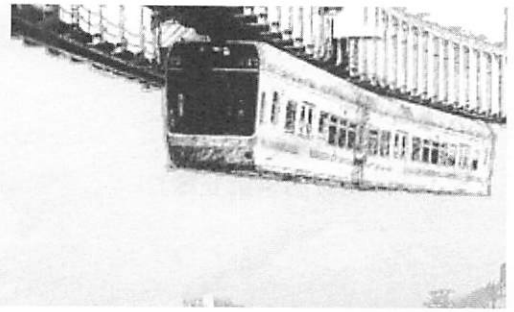
ガスクロマトグラフ (FID・EPD・ECD・FTD)、VOC分析装置、水銀分析計、イオンクロマトグラフ、高速液体クロマトグラフ、高分解能GC-MS、分光光度計、四重極GC-MS、パーティランドトラップ、原子吸光光度計、ハイ・ボリュームサンプラー、NO<sub>x</sub>モニター、CO・O<sub>2</sub>モニター、騒音・振動計、オクターブ解析器、ICP、ICP-MS、キャニスター、採水・採泥装置、位相差顕微鏡、X線回折装置、レベルレコーダー、ばい煙サンプリング装置、LC-MS、LC-MS-MS、その他

[ 加入団体 ]

日本環境測定分析協会	廃棄物処理に係るダイオキシン類測定分析協会
産業公害防止協会	千葉県環境計量会、
茨城県環境分析協議会	茨城県公害防止協会
日本作業環境測定協会	



# Kz office



## 会社案内

### 商号

有限会社 ケーズオフィス

### 本社

千葉県千葉市若葉区貝塚町 1210 番地 15

### 設立

1999 年 10 月 1 日

### 役員

代表取締役 川添公貴

取締役 川添たまき

### 資本金

300 万円

### 目的

広告・書籍の企画・編集・制作  
インターネットによる情報提供  
ホームページの企画・編集・制作  
パソコンソフトの制作・販売  
コンピュータシステムの構築・維持管理  
衣料用繊維製品の制作・販売  
日用品雑貨の販売  
文房具の制作・販売  
玩具の制作・販売

### 連絡先等

264-0023 千葉県千葉市若葉区貝塚町 1210-15

電話 : 043-233-8967 ファックス : 043-233-8960

WEB : <http://www.kz-office.co.jp/>

E-mail : [mail@kz-office.co.jp](mailto:mail@kz-office.co.jp)

## 主な機器

### パソコン本体 & OS

Mac PowerPC G5 1.8 GHz OS 10.4.8  
i-Mac OS 8.6  
i-Book OS 8.6  
e-machines J3016 OS Windows Xp pro & home  
Fujitsu FMV C-630 OS Windows Xp pro  
HP Windows Xp pro x2  
IBM DESKTOP OS Windows 98SE  
Gateway NotePC OS Windows 98SE

### 周辺機器

Montor EIZO FLEXSCAN L767  
MITSUBISHI RDT-201L  
Printer ALPS MD-5000i  
Printer Canon BJJF-9000  
Printer Canon ip-430  
Printer Epson PM-930C  
Scanner Canon canoscan9900F

### ソフト

Adobe Illustrator 10  
Adobe Photoshop 7  
Adobe InDesignII  
Adobe GoLive 5  
Macromedea Dreamweaver  
Macromedea FlashMX2004  
Life'05  
FileMaker  
IBM HomePageBiulder 9.10.11

### その他

Nikon CoolPix 5700  
Victor GR-X5

#### 4. 土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案の概要

環境省ホームページより引用

## 土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案の概要

※以下「法」とは、改正法による改正後の土壤汚染対策法をいい、「現行規則」とは、現行の土壤汚染対策法施行規則をいう。

※以下において使用する用語は、土壤汚染対策法において使用する用語の例による。

※内容の変更を伴う改正を行わない項目については、記載していない（法改正に伴う用語の整理や、条ずれ対応等技術的修正は、別途行うものとする。）。

### 1. 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査（法第3条関係）

#### (1) 報告期限（法第3条第1項関係）

法第3条第5項の規定により法第3条第1項ただし書の確認を取り消された場合に係る土壤汚染状況調査の結果の報告期限は、(6)の通知を受けた日から120日以内とする。

#### (2) 土壤汚染状況調査の結果の報告（法第3条第1項本文関係）

法第3条第1項本文の報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行うものとする。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ②工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であった土地の所在地
- ③使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類、設置場所及び廃止年月日
- ④使用が廃止された有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質その他土壤汚染状況調査の対象となる土地（以下「調査対象地」という。）において土壤の汚染状態が法第6条第1項第1号の環境省令で定める基準（以下「濃度基準」という。）に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
- ⑤土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者（以下「計量証明事業者」という。）の氏名又は名称その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項
- ⑥土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
- ⑦土壤汚染状況調査に従事した者の監督をした技術管理者の氏名及び技術管理者証番号

#### (3) 土壤汚染状況調査の方法（法第3条第1項本文関係）

法第3条第1項本文の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。

##### ①調査対象地の土壤汚染のおそれの把握（現行規則第3条関係）

以下のとおり改正する。

土壤汚染状況調査を行う者<sup>\*1</sup>（以下「調査実施者」という。）は、調査対象地及びその周辺について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壤又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の調査対象地における土壤

\*1 土地の所有者等ではなく、土地の所有者等から調査を委託された指定調査機関（法第14条の調査の場合は、土地の所有者等から調査を委託された者）を指す。

の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するものとする。

## ② 試料採取等の対象とする特定有害物質の種類

調査実施者は、①により把握した情報により、当該調査対象地において土壌の汚染状態が濃度基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類について、試料採取等の対象とするものとする。ただし、次のイ、ロ又はハの場合には、当該イ、ロ又はハに定める特定有害物質の種類以外の特定有害物質について、試料採取等の対象としないことができる。<sup>\*2</sup>

イ ③の規定により都道府県知事から通知を受けた場合 当該通知に係る特定有害物質の種類

ロ 法第4条第2項又は法第5条第1項の命令を受けて土壌汚染状況調査を行う場合 これらの命令に係る書面に記載された特定有害物質の種類

ハ 申請に係る調査（法第14条第2項の申請に係る調査をいう。以下同じ。）を行う場合 法第14条第1項の申請をしようとする土地の所有者等が当該申請に係る調査の対象とした特定有害物質の種類

## ③ 調査対象地において土壌汚染のおそれがある特定有害物質の種類

都道府県知事は、調査実施者が法第3条第1項に基づき土壌汚染状況調査を行う場合において、当該調査対象地において土壌の汚染状態が濃度基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類があると認めるときは、当該調査実施者の申請<sup>\*3</sup>に基づき、当該申請を受けた日から起算して30日以内に、当該特定有害物質の種類を当該調査実施者に通知するものとする。

## ④ 試料採取等を行う区域の分類（現行規則第3条第2項関係）

調査実施者は、①により把握した情報により、調査対象地を特定有害物質の種類ごとに、i) 汚染が存在するおそれがないと認められる土地、ii) 汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地、又はiii) それ以外の土地に分類するものとする。

## ⑤ 試料採取等の実施（現行規則第5条関係）

土壌ガス調査に係る測定の対象とする特定有害物質の種類は、当該調査対象地において土壌の汚染状態が濃度基準に適合していないおそれがある第一種特定有害物質の種類及びその分解生成物とする。

土壌ガス調査を省略してボーリング調査を実施することができるものとする。

土壌溶出量調査及び土壌含有量調査に係る試料採取深度及び混合方法（現行規則第5条第3項第1号及び第2号）を、次のとおり改正する。

イ 試料採取地点の表層の土壌（地表から深さ5センチメートルまでの土壌をいう。以下同じ。）及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌を採取すること。ただし、汚染のおそれが生じた際の地表が、試料採取等を行う際の地

---

\*2 当該イ、ロ又はハに定める特定有害物質の種類以外の特定有害物質について試料採取等の対象とすることを妨げるものではない。

\*3 申請は、調査実施者（指定調査機関）が、調査実施者に当該調査を委託した土地所有者等の氏名、調査を行う土地の所在地等を記載した申請書により行うものとする。この際、調査実施者が調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を有している場合にあっては、当該情報を添付するものとする。

表の下にあることが明らかである場合<sup>\*4</sup>には、汚染のおそれが生じた際の地表を基準とした深さ50センチメートルまでの土壌を採取すること。また、配管が地下にある場合等汚染の発生源が地下にある場合は、当該汚染の発生源がある深度を基準とした深さ50センチメートルまでの土壌を採取すること。

ロ イにより採取された表層の土壌と、深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌とを、同じ重量混合すること。ただし、イただし書の規定により土壌を採取した場合にあっては、当該採取した土壌を混合すること。

⑥土壌ガス調査により調査対象物質が検出された場合等における土壌の採取及び測定（現行規則第7条関係）

ボーリング調査に係る試料採取等の方法を、次のとおり改正する。

当該地点において、表層の土壌、深さ50センチメートルの土壌及び深さ1メートルから10メートルまでの1メートルごとの土壌（深さ10メートル以内に帯水層の底面がある場合にあつては、当該底面より深い位置にあるものを除く。）の採取を行うこと。

⑦試料採取等の省略（現行規則第10条関係）

調査実施者は、土壌汚染のおそれの把握、試料採取等の対象とする特定有害物質の種類確定、試料採取等を行う区域の分類及び試料採取等を行わないことができるものとし、この場合においては、調査対象地の区域を、全特定有害物質の種類について土壌含有量及び第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなすものとする。

また、調査実施者は、②の規定により試料採取等の対象とする特定有害物質の種類確定を行った結果、ある特定有害物質の種類について調査対象地の土壌の汚染状態が濃度基準に適合していないおそれがあると認めるときは、その後の区域の分類及び試料採取等を行わないことができるものとし、この場合においては、調査対象地の区域を、当該特定有害物質の種類について土壌含有量基準及び第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなすものとする。

さらに、調査実施者は、④の規定による区域の分類を行った結果、ある特定有害物質の種類について調査対象地の全部又は一部が④ ii 又は iii の土地に分類されると認めるときは、その後の試料採取等を行わないことができるものとし<sup>\*5</sup>、この場合においては、調査対象地の区域（すべての区域が④ i の土地に分類される単位区画の区域を除く。）を、当該特定有害物質の種類について土壌含有量基準及び第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなすものとする。

また、現行規則第10条の規定に基づき試料採取等を省略した場合においても、調査対象地の区域（現行規則第10条第2項に規定する単位区画の区域を除く。）を、当該特定有害物質の種類について土壌含有量基準及び第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなすものとする。

(4) 都道府県知事の確認（法第3条第1項ただし書関係）

①確認の要件（現行規則第12条第2項関係）

鉱山に係る要件については、下記のとおり改正する。

\*4 盛土等の記録が残されている場合等。

\*5 現行規則附則第2条についても、本規定に統合して整理するものとする。

鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項本文に規定する鉱山若しくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後5年以内の鉱山の敷地であった土地若しくは同法第39条第1項の命令に基づき土壤汚染による鉱害を防止するために必要な設備がされている鉱山の敷地であった土地であること。

## ②確認証の交付

都道府県知事は、法第3条第1項ただし書の確認をしたときは、当該確認を受けた土地の所有者等に対し確認証を交付するものとする。

確認証の交付を受けた土地の所有者等は、当該確認証の記載事項に変更を生じたときは、都道府県知事に届け出て、確認証に変更に係る事項の記載を受けなければならないものとする。また、当該確認証を滅失し、汚損し、又は破損したときは、都道府県知事に確認証の再交付を申請することができるものとする。

## (5) 法第3条第1項ただし書の確認を受けた者が土地の利用の方法を変更しようとするときの届出（法第3条第4項関係）

法第3条第4項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

①氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

②法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の所在地及び当該確認を受けた年月日

③利用の方法を変更しようとする土地の範囲

④当該変更後の土地の利用の方法

## (6) 確認の取消しの通知（法第3条第5項関係）

都道府県知事は、法第3条第5項の規定により法第3条第1項ただし書の確認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該土地の所有者等に通知するものとする。

## 2. 土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査（法第4条関係）

### (1) 届出義務の対象となる形質変更の規模（法第4条第1項関係）

法第4条第1項の環境省令で定める規模は、3,000平方メートルとする。

### (2) 大規模な土地の形質の変更の届出（法第4条第1項関係）

法第4条第1項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

①氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

②土地の形質の変更の場所

③土地の形質の変更の着手予定日

④土地の形質の変更を行おうとする範囲

⑤土地の形質の変更の対象となる土地の面積

届出を行う者が形質の変更を行う土地の所有者等でない場合には、工事請負契約書その他当該土地の所有者等が当該形質の変更を行うことに同意していることを証する書面を、当該届出書に添付するものとする。

### (3) 届出事項（法第4条第1項関係）

法第4条第1項の環境省令で定める事項は、氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、土地の形質の変更を行おうとする範囲及び土地の形質の変更の対象となる土地の面積とする。

### (4) 届出の例外となる行為（法第4条第1項第1号関係）

法第4条第1項第1号の環境省令で定めるものは、次のいずれかに該当する行為と



する。

①次のいずれにも該当しない行為

- イ 土壌の敷地外への搬出を伴うこと。
- ロ 土地の形質の変更に伴い敷地外への土壌の流出が生ずること。
- ハ 土地の形質の変更を行う部分の深さが50センチメートル以上であること。

②次に掲げる行為であって土壌の敷地外への搬出を伴わないもの

- イ 農業を営むために通常行われる行為
- ロ 林業の用に供する作業路網の整備

③鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山若しくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後5年以内の鉱山の敷地であった土地において行われる形質の変更

(5) 調査命令の対象となる土地の基準（法第4条第2項関係）

法第4条第2項の環境省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- ①特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、漏洩し、又は地下に浸透した土地であること。
- ②特定有害物質を製造し、使用し、又は処理する施設の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- ③特定有害物質が保管され、若しくは貯蔵されており、又はされていた土地（特定有害物質を含む液体が地下に浸透することを防止するための措置であって環境大臣が定める基準に適合するものが講じられていたと認められる土地を除く。）であること。
- ④土壌の特定有害物質による汚染状態が濃度基準に適合しないことが明らかである土地であること。
- ⑤その他①から③までと同等程度に特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認める土地であること。

(6) 調査命令の手続（法第4条第2項関係）

法第4条第2項に規定する命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- ①調査の対象となる土地の範囲及び特定有害物質の種類
- ②報告を行うべき期限

**3. 土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査（法第5条関係）**

調査命令の対象となる土地の基準（法第5条第1項、現行規則第17条関係）

都道府県又は政令市が行う飲用井戸の調査（既存資料による飲用井戸の有無の確認や、回覧板等による飲用井戸の存在の申告依頼）の結果飲用井戸の存在が確認されず、かつ、上水道の飲用が可能である区域については、地下水の利用状況に係る環境省令で定める要件（現行規則第17条第1号から第3号まで）に該当しないものとみなす。現行規則第17条第4号については、現行どおりとする。

**4. 要措置区域の指定等（法第6条関係）**

(1) 指定の要件（法第6条第1項、現行規則第17条及び第18条関係）

- ①法第6条第1項第1号の濃度基準については、現行規則第18条のとおりとする。

②都道府県又は政令市が行う飲用井戸の調査（既存資料による飲用井戸の有無の確認や、回覧板等による飲用井戸の存在の申告依頼）の結果飲用井戸の存在が確認されず、かつ、上水道の飲用が可能である区域については、地下水の利用状況に係る環境省令で定める要件（現行規則第17条第1号から第3号まで）に該当しないものとみなす。現行規則第17条第4号については、現行どおりとする。

(2) 指定の公示（法第6条第2項、現行規則第19条関係）

要措置区域の指定の公示の際の公示事項として、当該要措置区域において講ずべき指示措置を追加するものとする。

(3) 解除の公示（法第6条第5項関係）

要措置区域の解除の公示の際の公示事項として、当該要措置区域において講じられた指示措置等を追加するものとする。

## 5. 汚染の除去等の措置等（法第7条関係）

(1) 土地の所有者等への指示（法第7条第1項本文関係）

法第7条第1項本文の指示は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

①汚染の除去等の措置を講ずべき土地の範囲

②当該要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由

③汚染の除去等の措置を講ずべき期限

(2) 汚染原因者への指示（法第7条第1項ただし書関係）

①汚染原因者

法第7条第1項ただし書に規定する指示は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させる行為をした者に対して行うものとする。ただし、当該行為が次に掲げる行為に該当する場合は、この限りでない。（現行規則第21条を踏襲）

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準に従ってする同法第2条第2項に規定する一般廃棄物の埋立処分

ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に従ってする同法第2条第4項に規定する産業廃棄物の埋立処分

ハ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条第2項第4号に規定する基準に従ってする同法第3条第6号に規定する廃棄物の排出

②2以上の汚染原因者に指示する場合

法第7条第1項ただし書に規定する指示は、2以上の者に対して行う場合には、当該2以上の者が当該土地の土壌の特定有害物質による汚染を生じさせたと認められる程度<sup>\*6</sup>に応じて講ずべき汚染の除去等の措置の内容を定めて行うものとする。

(3) 指示措置の種類

(1) ②の当該要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置は、表1の左欄に掲げる土地の汚染の状況に応じ、それぞれ中欄に掲げる汚染の除去等の措置とする。

【表1】

\*6 現行法施行通知第5の2(3)②と同様の考え方により寄与度を算定する。

土地の汚染の状況	講ずべき汚染の除去等の措置	指示措置と同等の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置
① 土壌溶出量基準に適合しない土地であって、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じていない土地	当該土地における地下水の水質の測定	特定有害物質の種類及び汚染状態に応じ、それぞれ②から⑦までに定める指示措置又はそれと同等の効果を有する措置
② 第一種特定有害物質に係る第二溶出量基準に適合しない土地であって、当該土壌の第一種特定有害物質による汚染により地下水汚染が生じている土地	遮水工封じ込め（原位置封じ込めが適用可能な土地にあつては、原位置封じ込め） *8	遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去*7
③ 第一種特定有害物質に係る土壌溶出量基準に適合しない土地であって、当該土壌の第一種特定有害物質による汚染により地下水汚染が生じている土地（②の土地を除く。）	遮水工封じ込め（原位置封じ込めが適用可能な土地にあつては、原位置封じ込め）	遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去
④ 第二種特定有害物質に係る第二溶出量基準に適合しない土地であって、当該土壌の第二種特定有害物質による汚染により地下水汚染が生じている土地	遮水工封じ込め（原位置封じ込めが適用可能な土地にあつては、原位置封じ込め）	遮水工封じ込め、遮断工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去
⑤ 第二種特定有害物質に係る土壌溶出量基準に適合しない土地であって、当該土壌の第二種特定有害物質による汚染により地下水汚染が生じている土地（④	遮水工封じ込め（原位置封じ込めが適用可能な土地にあつては、	不溶化、遮水工封じ込め、遮断工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去

\*7 掘削除去及び原位置浄化を指す。表1において同じ。

\*8 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地について原位置封じ込め又は遮水工封じ込めを行う場合には、不溶化又は原位置浄化を行い、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とした上で封じ込めを行うことが必要となる。④において同じ。

の土地を除く。)	原位置封じ込め)	
⑥第三種特定有害物質に係る第二溶出量基準に適合しない土地であって、当該土壌の第三種特定有害物質による汚染により地下水汚染が生じている土地	遮断工封じ込め	地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去
⑦第三種特定有害物質に係る土壌溶出量基準に適合しない土地であって、当該土壌の第三種特定有害物質による汚染により地下水汚染が生じている土地(⑥の土地を除く。)	遮水工封じ込め (原位置封じ込めが適用可能な土地にあっては、原位置封じ込め)	遮水工封じ込め、遮断工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去
⑧第二種特定有害物質に係る土壌含有量基準に適合しない土地であって、乳幼児の砂遊び若しくは土遊びに日常的に利用されている砂場若しくは園庭の敷地等	土壌汚染の除去	舗装、立入禁止
⑨第二種特定有害物質に係る土壌含有量基準に適合しない土地であって、現に主として居住の用に供されている建築物のうち地表から高さ50センチメートルまでの部分に専ら居住の用に供されている部分があるものが建築されており、地表面を50センチメートル高くすることにより当該建築物に居住する者の日常生活に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの(⑧の土地を除く。)	土壌入換え <sup>*9</sup>	舗装、立入禁止、土壌汚染の除去
⑩第二種特定有害物質に係る土壌含有量基準に適合しない土地(⑧及び⑨の土地を除く。)	盛土	舗装、立入禁止、土壌入換え、土壌汚染の除去 <sup>*10</sup>

(4) 都道府県知事の指示の際に示さなければならない事項(法第7条第2項関係)  
法第7条第2項の環境省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

①汚染の除去等の措置を講ずべき土地の範囲

\*9 天地返し等をいう(掘削除去のことではない。)

\*10 ある一定の濃度までは、土壌汚染の除去を行うことが望ましいことではない旨を、通知等により明確化する(政省令事項外)。

②汚染の除去等の措置を講ずべき期限

(5) 指示措置と同等の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置（法第7条第3項関係）

法第7条第3項の環境省令で定める汚染の除去等の措置は、表1の左欄に掲げる土地の汚染の状況に応じ、それぞれ右欄に掲げる汚染の除去等の措置とする。

(6) 命令手続（法第7条第4項関係）

法第7条第4項の命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

(7) 指示措置等に関する技術的基準（法第7条第6項関係）

地下水の水質の測定、土壌汚染の除去、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、原位置不溶化、不溶化埋め戻し、遮断工封じ込め、土壌入換え、盛土、舗装及び立入禁止の実施の方法について、【表2】のとおり改正する。また、地下水汚染の拡大の防止の実施の方法について、⑧のとおり規定する。

【表2】

汚染の除去等の措置の種類	汚染の除去等の措置の実施の方法
①地下水の水質の測定	<p>イ 当該要措置区域において土壌汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、当初1年は4回以上、2年目から10年目までは1年に1回以上、11年目以降は2年に1回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第5条第2項第2号の環境大臣が定める方法により測定すること。（現行規則どおり）</p> <p>ロ イにより測定した結果を都道府県知事に報告すること。</p>
②土壌汚染の除去	<p>1 汚染土壌の掘削による除去 （ニを削除）</p> <p>2 原位置での浄化による除去 現行規則どおりとする。<sup>*11</sup></p>
③原位置封じ込め	<p>ロ 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、汚染土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更するか、又は土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により汚染土壌から特定有害物質を除去して第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とすること。</p> <p>チ ハの構造物により囲まれた範囲に一以上の観測井を</p>

\*11 土壌汚染の除去として原位置浄化を行う場合には、濃度基準以下まで浄化することが必要となる。

	<p>設け、トの確認がなされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。</p>
④遮水工封じ込め	<p>ロ 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、汚染土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更するか、又は土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により汚染土壌から特定有害物質を除去して第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とすること。</p> <p>チ ハにより埋め戻された場所の内部に一以上の観測井を設け、トの確認がなされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。</p>
⑤原位置不溶化	<p>現行規則どおりとする。</p>
⑥不溶化埋め戻し	<p>現行規則どおりとする。</p>
⑦遮断工封じ込め	<p>リ ニにより埋め戻された場所の内部に一以上の観測井を設け、チの確認がなされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。</p>
⑧地下水汚染の拡大の防止	<p>1 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止</p> <p>イ 当該要措置区域がある土地内の、地下水汚染の拡大を的確に防止することができると思はれる地点に揚水施設を設置し、地下水を揚水すること。</p> <p>ロ イにより揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、当該地下水に含まれる特定有害物質を水質汚濁防止法又は下水道法の排水基準に適合させて、公共用水域又は下水道に排水すること。</p> <p>ハ 当該要措置区域がある土地であつて、地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲に、当該要措置区域を取り囲むように観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を測定し、地下水汚染が当該要措置区域がある土地外に拡大していないことを確認すること。ただし、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを超えてはならない。</p> <p>ニ ハにより測定した結果を都道府県知事に報告すること。</p> <p>2 透過性地下水反応壁による地下水汚染の拡大の防止</p> <p>イ 当該要措置区域がある土地内の、地下水汚染の拡大を的確に防止することができると思はれる地点</p>

	<p>に透過性地下水反応壁を設置すること。</p> <p>ロ 当該要措置区域がある土地であって、地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲に、当該要措置区域を取り囲むように観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を測定し、地下水汚染が当該要措置区域がある土地外に拡大していないことを確認すること。ただし、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを超えてはならない。</p> <p>ハ ロにより測定した結果を都道府県知事に報告すること。</p>
土壌入換え	<p>1 要措置区域外土壌入換え (ニを削除。)</p> <p>2 要措置区域内土壌入換え 現行規則どおりとする。</p>
⑩盛土	現行規則どおりとする。
⑪舗装	現行規則どおりとする。
⑫立入禁止	現行規則どおりとする。

## 6. 要措置区域内における土地の形質の変更の禁止（法第9条関係）

(1) 要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為（法第9条第2号関係）

法第9条第2号の環境省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する行為とする。

① 次のいずれにも該当しない行為

イ 指示措置等を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。

ロ 土地の形質の変更を行う部分の面積の合計が10平方メートル以上であり、かつ当該部分の深さが50センチメートル以上（一定の深さまで帯水層（その中にある地下水が飲用に適さないものとして環境大臣が定める要件<sup>\*12</sup>に該当するものを除く。ハ並びに7（1）②及び③において同じ。）が存在しないこと<sup>\*13</sup>について、都

\*12 塩分濃度が一定以上であること。

\*13 地下水の流動の状況等からみて当該土地のうち最も地下水が浅い位置にあると考えられる地点において、一定の深度まで観測用井戸を掘り、当該深度に一年間継続して地下水が存在しないことを確認する。この観測用井戸の設置のためのボーリングについては、形質の変更にあたらぬ（すなわち、禁止行為に該当しない）ことを通知で明確化する。

道府県知事が確認を行った場合にあっては、当該深さより1メートル浅い深さ以上)であること。

ハ 土地の形質の変更を行う部分の深さが3メートル以上(一定の深さまで帯水層が存在しないことについて、都道府県知事が確認を行った場合にあっては、当該深さより1メートル浅い深さ以上)であること。

②指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更であって、汚染の拡散を生じさせないものとして環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの

③地下水モニタリング(指示措置等の一工程としての地下水モニタリングを含む。)又は地下水汚染の拡大の防止が実施されている要措置区域内で行われる土地の形質の変更であって、汚染の拡散を生じさせないものとして環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの

## (2) 帯水層の深度に係る都道府県知事の確認

### ①確認の手続

(1) ①ロ及びハの確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならないものとする。

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

ロ 要措置区域のある土地の所在地

ハ 土地のうち最も地下水が浅い位置にあると考えられる地点及びその根拠

ニ 観測用井戸の深度

ホ 地下水の測定結果

### ②確認証の交付

都道府県知事は、(1) ①ロ及びハの確認をしたときは、当該確認を受けた土地の所有者等に対し確認証を交付するものとする。

確認証の交付を受けた土地の所有者等は、当該確認証の記載事項に変更を生じたときは、都道府県知事に届け出て、確認証に変更に係る事項の記載を受けなければならないものとする。また、当該確認証を滅失し、汚損し、又は破損したときは、都道府県知事に確認証の再交付を申請することができるものとする。

### ③確認の取消し

都道府県知事は、(1) ①ロ及びハの確認を受けた土地が、当該確認に係る深さまで帯水層が存在しない状態であると認められないときは、当該確認を取り消すものとする。

## (3) 指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更等に係る都道府県知事の確認

### ①確認の手続

(1) ②又は③の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならないものとする。

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

ロ 要措置区域のある土地の所在地

ハ 確認を受けようとする行為に係る設計図書、工事計画書及び工事工程表

### ②確認証の交付

都道府県知事は、(1) ②又は③の確認をしたときは、当該確認を受けた土地の所有者等に対し確認証を交付するものとする。

確認証の交付を受けた土地の所有者等は、当該確認証の記載事項に変更を生じた



ときは、都道府県知事に届け出て、確認証に変更に係る事項の記載を受けなければならないものとする。また、当該確認証を滅失し、汚損し、又は破損したときは、都道府県知事に確認証の再交付を申請することができるものとする。

## 7. 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令（法第12条関係）

### (1) 届出の適用除外となる行為（法第12条第1項第1号関係）

法第12条第1項第1号の環境省令で定めるものは、次のいずれにも該当しない行為とする。

- ①指示措置等を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。
- ②土地の形質の変更を行う部分の面積の合計が10平方メートル以上であり、かつ当該部分の深さが50センチメートル以上（一定の深さまで帯水層が存在しないことについて、都道府県知事が確認を行った場合にあっては、当該深さより1メートル浅い深さ以上）であること。
- ③土地の形質の変更を行う部分の深さが3メートル以上（一定の深さまで帯水層が存在しないことについて、都道府県知事が確認を行った場合にあっては、当該深さより1メートル浅い深さ以上）であること。

### (2) 帯水層の深度に係る都道府県知事の確認

（6（2）と同様。）

### (3) 計画変更命令の要件（法第12条第4項関係）

法第12条第4項の環境省令で定める基準については、現行規則第36条第1号から第3号までの要件は現行どおりとし、同条第4号の要件は削除する。

## 8. 指定の申請（法第14条関係）

### (1) 申請手続

- ①法第14条第1項の申請は、所定の様式により行うものとする。
- ②法第14条第2項の環境省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
  - イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
  - ロ 申請に係る土地の所在地及び申請に係る土地の範囲
  - ハ 申請に係る調査において調査の対象とした特定有害物質の種類
  - ニ 申請に係る調査において土壌その他の試料の採取を行った地点及び年月日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量証明事業者の氏名又は名称その他の申請に係る調査の結果に関する事項
  - ホ 申請に係る調査を行った者の氏名又は名称
- ③法第14条第2項の環境省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。
  - イ 申請に係る土地の周辺の地図
  - ロ 申請に係る土地の範囲を表した図面
  - ハ 申請に係る調査の結果報告書
  - ニ 申請に係る土地の登記簿の謄本
  - ホ 申請に係る土地に申請に係る所有者等以外の所有者等がいる場合にあっては、当該所有者等全員の合意書
  - ヘ 申請者が申請に係る土地の管理者又は占有者である場合にあっては、その旨を証する書類

(2) 身分証等

法第14条第4項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

**9. 台帳（法第15条関係）**

(1) 帳簿及び図面の区別

要措置区域に係る帳簿及び図面と、形質変更時要届出区域に係る帳簿及び図面は、区別して保管しなければならない。

(2) 台帳の記載事項の追加

台帳の記載事項として、次の事項を追加するものとする。

- ①地歴調査又は試料採取調査を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された要措置区域又は形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び省略の理由
- ②地下水汚染の有無
- ③既に汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨

(3) 消除

台帳の消除に係る規定（現行規則第20条第7項）を、下記のとおり改正する。

要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定が解除された場合には、都道府県知事は、当該区域に係る帳簿及び図面を台帳から消除しなければならない。<sup>\*14</sup>

**10. 汚染土壤の搬出時の届出等（法第16条関係）**

(1) 搬出汚染土壤の調査方法（法第16条第1項関係）

法第16条第1項の環境省令で定める方法は、次のいずれかのおりとする。

①要措置区域等外へ搬出する土壤を掘削する前に調査する方法

イ 土壤を掘削する土地の範囲を、起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線及びこれらと平行して10メートル間隔で引いた線により区画する<sup>\*15</sup>。

ロ イにより区画された土地全てについて、当該区画の中心におけるボーリングにより深さ1メートルから土壤を掘削する深さまでの1メートルごとの土壤を採取する。

ハ ロにより採取された土壤について、全ての特定有害物質に係る土壤溶出量及び第二種特定有害物質に係る土壤含有量を測定する。

②要措置区域等外へ搬出する土壤を掘削した後に調査する方法

イ 掘削した土壤を、100立方メートル以下ごとに区分する。

ロ イにより区分された土壤それぞれについて、当該土壤の任意の5地点から土壤を採取する。

ハ ロにより採取された5つの土壤のうち任意の1つについて、第一種特定有害物質に係る土壤溶出量を測定する。

ニ ロにより採取された5つの土壤を、同じ重量混合する。

ホ ニにより混合された土壤について、第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質に係る土壤溶出量及び第二種特定有害物質に係る土壤含有量を測定する。

\*14 消除した情報は、第61条第1項の規定に基づき収集される。

\*15 現行規則第4条第1項ただし書及び同条第2項と同様、区分線の回転等は認める。

(2) 都道府県知事の認定手続（法第16条第1項関係）

法第16条第1項の都道府県知事の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ②当該要措置区域等の所在地
- ③土壤の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量証明事業者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- ④調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
- ⑤調査に従事した者の監督をした技術管理者の氏名及び技術管理者証番号

(3) 汚染土壤の搬出時の届出の手続（法第16条第1項関係）

法第16条第1項の届出は、同項第1号から第6号までに規定された事項及び（4）を記載することとした様式の届出書に必要な事項を記載し、これに、次の書類及び図面を添付して届け出なければならないこととする。

- ①搬出しようとする汚染土壤の場所を明らかにした要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「要措置区域等」という。）の図面
- ②汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託したことを証する書類（汚染土壤を当該要措置区域等外へ搬出する者が汚染土壤処理業者であって当該汚染土壤を自ら処理する場合にあっては、当該汚染土壤の処理に関する計画）
- ③汚染土壤の処理を行う汚染土壤処理施設に係る汚染土壤処理業の許可証の写し
- ④汚染土壤の運搬の用に供する自動車その他の車両若しくは船舶（以下「自動車等」という。）及び保管設備の構造を記した書類
- ⑤当該搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票
- ⑥届出を行う都道府県知事の管轄する区域以外に所在する汚染土壤処理施設で処理又は積替えのために一時的に保管施設を使用する場合には、当該汚染土壤処理施設又は保管施設の所在地を管轄する都道府県知事が交付した確認証

(4) 汚染土壤の搬出時の届出書の記載事項（法第16条第1項第7号関係）

法第16条第1項第7号の届出書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ②汚染土壤の搬出を行う要措置区域等の所在地
- ③汚染土壤の搬出、運搬及び処理の完了予定日
- ④汚染土壤の運搬の用に供する自動車等及び保管設備の所有者の氏名又は名称及び連絡先
- ⑤搬出の際、当該運搬を容易にするため、当該汚染土壤がある要措置区域等と一筆の土地であって、当該要措置区域等と隣接する土地に設置された機器（汚染土壤及び汚染土壤に含有される特定有害物質又は水が漏洩又は飛散することが防止できる機器に限る。）の中で汚染土壤の含水比の調整を行う場合には、当該行為を行う旨並びに当該行為を行う機器の構造及び設置場所

(5) 変更の届出（法第16条第2項関係）

(3)の届出に係る事項の変更の届出は、変更事項を記載した届出書の様式に必要な事項を記載し、これに、(3)に掲げる書類を添付して行わなければならないこととする。

(6) 非常災害のために必要な応急措置として汚染土壤の搬出をした者の届出（法第16条第3項）

法第16条第3項の届出は、①に掲げる事項を記載した届出書の様式に必要事項を記載し、これに、②に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならないこととする。

①記載事項

- イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- ロ 汚染土壤の搬出を行った要措置区域等の所在地
- ハ 搬出した汚染土壤の体積
- ニ 汚染土壤の搬出先
- ホ 汚染土壤の搬出の着手日
- ヘ 汚染土壤の搬出の完了日
- ト 搬出した汚染土壤の処理及び処理するための運搬に関する計画

②添付書類

- イ 搬出された汚染土壤の現状及び搬出した場所の状況を示す図面及び写真
- ロ 汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託したことを証する書類（汚染土壤を当該要措置区域等外へ搬出した者が汚染土壤処理業者であつて当該汚染土壤を自ら処理する場合にあつては、当該汚染土壤の処理に関する計画）
- ハ 汚染土壤の処理を行う汚染土壤処理施設に係る汚染土壤処理業の許可証の写し
- ニ 汚染土壤の運搬の用に供する自動車等及び保管設備の構造を記した書類
- ホ 当該搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票
- ヘ 届出を行う都道府県知事の管轄する区域以外に所在する汚染土壤処理施設で処理又は積替えのために一時的に保管施設を使用する場合には、当該汚染土壤処理施設又は保管施設の所在地を管轄する都道府県知事が交付した確認証

## 11. 運搬に関する基準（法第17条関係）

汚染土壤の運搬に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 法第16条第1項又は第2項の規定により届け出た内容に従って運搬すること。

- ①法第16条第1項又は第2項の規定により提出した届出書に記載された場所（試験研究のために運搬する場合には、当該試験研究を行う施設であつて、当該汚染土壤又は特定有害物質の拡散防止措置が講じられている施設又は汚染土壤処理施設）以外の場所で汚染土壤を卸してはならないこと（積替えのために卸すことも禁止）。
- ②法第16条第1項又は第2項の規定により提出した届出書に記載された者（試験研究のために運搬する場合には、当該試験研究を行う者又は汚染土壤処理業者）以外に汚染土壤を引き渡してはならないこと。

(2) 管理票に関する遵守事項

- ①管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、当該管理票に運搬の用に供した自動車等の識別番号及びその運転者の氏名を記載しなければならない。
- ②管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壤を引き渡すときは、交付又は回付を受けた管理票に汚染土壤を引き渡した日時を記載し、汚染土壤を引き渡した相手に対して汚染土壤を引き渡すとともに、管理票を回付しなければならない。
- ③管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壤を運搬するときは、当該運搬を行う自動車等に管理票を搭載しなければならない。
- ④管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票の提示を求められた場合には、正当な理由がない限りこれに応じなければならない。

### (3) 運搬に伴う汚染の拡散防止措置等

- ①汚染土壌の転落、飛散、及び流失並びに特定有害物質の揮散、流出、及び地下浸透を防ぐため必要な措置を講ずること。
- ②運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ③運搬車及び運搬容器は、汚染土壌の転落、飛散、及び流失並びに特定有害物質の揮散及び流出のおそれのないものであること。
- ④運搬する汚染土壌が転落し、飛散し、若しくは流失し、又は当該運搬の際に生じた汚水若しくはガスが飛散し、流出し、地下に浸透し、又は揮散したときは、直ちに、当該運搬を中止し、自動車等又は保管設備の点検を行うとともに、転落した汚染土壌の回収その他環境の保全に必要な措置を講じなければならない。

### (4) 表示義務

汚染土壌を運搬するときは、当該運搬の用に供する自動車等の両側面に汚染土壌を運搬している旨を見やすいように表示すること。

### (5) 混載等の禁止

- ①運搬中、汚染土壌とその他の物を混合してはならない。
- ②汚染土壌と他の要措置区域等から搬出された土壌が混合するおそれのないように、仕切りを設けて、搬出された要措置区域等の区域ごとに区分する等必要な措置を講ずること。ただし、当該汚染土壌が同一の汚染土壌処理施設で処理される場合（混載された汚染土壌が当該処理を行う汚染土壌処理施設の事業計画に適合する場合に限る。）は、この限りでない。
- ③汚染土壌から岩又はコンクリートくずその他の物を分離してはならない。

### (6) 汚染土壌の積替え及び保管

- ①汚染土壌の積替えを行う場合を除き、汚染土壌を保管してはならない。
- ②汚染土壌の積替えのため、一時的に汚染土壌を保管する場合には、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
  - イ 保管する汚染土壌、特定有害物質、又は保管の際に生じた汚水（雨水によるものを含む。）の流失を防止するため、周囲に囲い（積替え及び保管する汚染土壌の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
  - ロ 見やすい箇所に次に掲げるところによる掲示板が設けられていること。
    - （イ）掲示板の大きさが、縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること。
    - （ロ）汚染土壌の保管のための場所である旨及び保管の場所の管理者の氏名又は名称並びに連絡先が表示されていること。
  - ハ 汚染土壌を保管する施設の壁面及び床面は、特定有害物質及び特定有害物質を含有する液体が浸透しない構造を有していること。
  - ニ 汚染土壌の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共用水域の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、当該汚水を水質汚濁防止法第3条に規定する排水基準に適合するように処理してから排水すること。
- ③汚染土壌及び特定有害物質の飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
- ④屋内において汚染土壌を保管し、かつ、排気を行う場合にあつては、当該排出されるガスによる人の健康被害を防止するために必要な設備を設けるとともに、人の健

康被害を生じさせないように処理してから排気すること。

- (7) 汚染土壌の飛散を防止するため、汚染土壌の荷卸しその他移動を行うときは、次の各号のいずれかに該当すること。
- ①粉じんが飛散しにくい構造の設備内において行うこと。
  - ②散水施設によって散水が行われていること。((6) ②イ、ハ及びニの措置が講じられている場所に限る。)
  - ③防じんカバーで覆われていること。
  - ④薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。
  - ⑤フード及び集じん機が設置されていること。
  - ⑥前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (8) 汚染土壌を搬出する者から汚染土壌の運搬を受託した者は、当該汚染土壌の運搬を他人に委託してはならない。
- (9) 汚染土壌を搬出する者から汚染土壌の運搬を受託した者は、当該汚染土壌の運搬を委託した者に対して、他人の自動車等又は保管設備を当該汚染土壌の運搬の用に供する場合は、当該運搬の用に供する自動車等又は保管設備の管理者の氏名又は名称を明らかにしなければならない。
- (10) 汚染土壌の当該汚染土壌の処理が行われる施設への運搬は、措置実施区域等から搬出された日から90日以内に行われなければならない。

## 12. 管理票（法第20条関係）

- (1) 法第20条第1項の管理票を交付するときは、下記の方法により行わなければならないこととする。
- ①管理票は、所定の様式とする。
  - ②法第20条第1項の管理票を交付するときは、法第16条第1項の届出のときに都道府県知事に提出した管理票を交付しなければならない。
  - ③複数の者に運搬を委託する場合には、運搬の委託を行う者に対して汚染土壌の引渡しとともに、管理票を回付することを委託しなければならない。
  - ④管理票は、運搬の用に供する自動車等ごとに交付しなければならない。
- (2) 法第20条第1項の管理票に記載すべき事項は、次の事項とする。
- ①搬出者の氏名（法人の場合には、担当者の氏名を並記）、住所及び連絡先
  - ②搬出する土壌の重量
  - ③管理票の交付年月日及び交付番号
  - ④要措置区域等の所在地
  - ⑤積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の名称及び所在地
  - ⑥処理の委託を行った場合には、当該処理を行う汚染土壌処理施設の名称及び所在地
- (3) 法第20条第3項の汚染土壌の運搬を受託した者が管理票に記載すべき事項は、受託した汚染土壌の運搬の用に供した自動車等の番号、当該自動車等の運転手の氏名及び汚染土壌を引き渡した日時とする。
- (4) 法第20条第3項の汚染土壌の運搬を受託した者が当該管理票を交付した者に対して当該管理票の写しを送付すべき期間は、当該管理票に係る汚染土壌を受領した日から30日以内とする。
- (5) 法第20条第4項の汚染土壌の処理を受託した者が管理票に記載すべき事項は、受託した汚染土壌を受領した者の氏名並びに処理方法及び処理年月日とする。

- (6) 法第20条第4項の汚染土壌の処理を受託した者が当該管理票を交付した者に対して当該管理票の写しを送付すべき期間は、当該管理票に係る汚染土壌を受領した日から30日以内(汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設が休止していた期間を除く。)とする。
- (7) 法第20条第5項の管理票交付者が送付を受けた管理票の写しを保存する期間は、5年間とする。
- (8) 法第20条第6項の管理票交付者が交付した管理票の写しの送付を受けない期間は、90日間とする。
- (9) 法第20条第7項の運搬受託者が管理票の写しを保存する期間は、5年間とする。
- (10) 法第20条第8項の処理受託者が管理票の写しを保存する期間は、5年間とする。

### 13. 汚染土壌処理業の許可の申請に関する規定の新設(法第22条関係)

#### (1) 汚染土壌処理業の許可の申請書の記載事項(法第22条第2項関係)

法第22条第2項第5号の許可の申請書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

#### ①法第22条第2項第3号の汚染土壌処理施設の種類については、次のいずれかを記載すること。

##### イ 浄化処理施設

加熱、洗浄、化学処理、生物処理、特定有害物質の抽出その他の方法により汚染土壌に含まれる特定有害物質を除去又は汚染土壌を溶融し固形化若しくは汚染土壌に薬剤を注入することにより特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する処理(以下「不溶化処理」)を行う施設

##### ロ セメント等製造施設

汚染土壌をセメント等製品の原材料として利用し、セメント等を製造する施設

##### ハ 埋立処理施設

汚染土壌を埋立処分する施設

##### ニ 分別等処理施設

イからハマまでの処理を行うために、汚染土壌に混入しているコンクリートくず、岩等の除去、汚染土壌の含水比の調整を行う施設

#### ②汚染土壌処理施設を設置する敷地の面積

#### ③廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく産業廃棄物処分業若しくは特別管理産業廃棄物処分業、又は産業廃棄物処理施設の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る許可番号(許可を申請している場合にあつては、申請年月日)

#### ④汚染土壌を保管する設備を設ける場合には、保管設備の容量

#### ⑤当該汚染土壌処理施設で処理した土壌を搬出する場合の搬出先となる汚染土壌処理施設

#### (2) 汚染土壌処理業の許可の申請手続(法第22条第1項関係)

法第22条第1項の許可の申請は、同条第2項に規定された事項及び(1)の事項を記載できる様式の申請書に必要事項を記載し、これに、次の書類及び図面を添付して行わなければならないこととする。

#### ①事業計画等について

イ 事業計画(施設の保守管理を含む。)の概要を記載した書類

ロ 汚染土壌の処理工程図

- ハ 浄化処理施設又はセメント等製造施設において発生するガスを大気中に排出する場合には、14（4）②に規定する排出されるガスの測定方法を記した書類
- ニ 汚染土壌処理施設の周辺の地下水の水質の汚濁の状況の把握方法を記した書類
- ホ セメント等製造施設を使用して汚染土壌を処理する場合には、製造されるセメント等の品質の管理の方法を記載した書類
- ヘ 汚染土壌の飛散及び粉じんの管理方法を記載した書類
- ト 排出水の汚染状態の測定方法を記載した書類
- チ 分別等処理施設又は浄化処理施設については、当該施設における処理後の土壌の処理方法を記載した書類及び再処理を行う汚染土壌処理施設の設置者の引受承諾書

## ②人的能力に関するもの

- イ 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
- ロ 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- ハ 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ニ 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ホ 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- ヘ 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- ト 申請者が法第22条第3項第2号イ又はロに該当しない者であることを誓約する書面
- チ 申請者が法人である場合には、法第22条第3項第2号ハに規定する役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- リ 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
- ヌ 法第27条に規定する許可の取消し等の場合の措置に要する費用の見積額を記した書面及び当該見積額の支払いが可能であることを示す書面

## ③施設の構造等に関するもの

- イ 汚染土壌処理施設（汚染土壌を保管する設備を含む。以下同じ。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図
- ロ 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類
- ハ 申請者がイに掲げる施設を設置する土地の所有者でない場合には、法第27条に規定する許可の取消し等の場合の措置として行う土壌汚染の調査の結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しない場合には、法第14条に基づく申請を行うことについての当該土地の所有者全員の合意書
- ニ 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認を受けて埋立てをする場合には、当該免許又は承認を受けたことを証



する書類の写し

ホ 汚水等の処理の方法及び排出水に係る用水及び排出される水の系統を示した書類

へ 浄化処理施設又はセメント等製造施設において発生するガスの排出方法及び処理方法、並びに当該処理に係る操業の系統概要を示した書類

ト 排出ガスの導管に排出ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所を示した図面

### (3) 汚染土壌処理施設の能力（法第22条第3項第1号関係）

汚染土壌の処理を適確に、かつ、継続して行うに足りる汚染土壌処理施設の能力の基準は、次のとおりとする。

- ①汚染土壌処理施設から排出される水を公共用水域又は下水道に排出する場合には、排出される水の汚染状態が当該汚染土壌処理施設の排水口において、水質汚濁防止法第3条に規定する排水基準に適合する排出水を排出するために必要な排水処理施設及び当該排出水の汚染状態を測定する施設が設けられていること。
- ②浄化処理施設又はセメント等製造施設において発生するガスを大気中に排出する場合には、当該ガスが当該施設の排出口において、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の規定及び14（4）①に適合するガスを排出するために必要な構造並びに大気汚染防止法において測定が義務付けられているガス及び14（4）②に規定する排出されるガスを測定することができる構造を有していること。
- ③浄化処理施設、セメント等製造施設、分別等処理施設又は埋立処理施設（保管設備を含む。）が設置される床又は地盤面は、特定有害物質及び特定有害物質が溶出又は混入した液体が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。
- ④汚染土壌の埋立の用に供する設備の壁面及び床面は、特定有害物質及び特定有害物質が溶出又は混入した液体が浸透しない構造を有していること。
- ⑤受け入れた汚染土壌並びに特定有害物質及び特定有害物質が溶出又は混入した液体が当該施設外への流出を防止するための堰堤その他の設備を有していること。
- ⑥地下水の水質の汚濁の状況を監視できる施設を有すること。ただし、地下浸透の防止措置として環境大臣が定める措置を講じていると都道府県知事が確認した場合を除く。
- ⑦著しい騒音、振動又は悪臭を発生し、周辺の環境を損なわないものであること。
- ⑧浄化処理施設を用いて行う場合には、当該施設において受け入れた汚染土壌の処理を行ったとき、法第16条第1項に規定する方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が法第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合することができる施設を有すること。

### (4) 汚染土壌処理業の申請者の能力（法第22条第3項第1号関係）

汚染土壌の処理を適確に、かつ、継続して行うに足りる汚染土壌処理業の申請者の能力の基準は、次のとおりとする。（※未成年者、成年被後見人及び被保佐人は、下記の能力を有しないと解する。）

- ①汚染土壌の処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。（※事業計画に管理者がいない場合、施設の定期点検がない場合には、能力がないものと解する。）
- ②汚染土壌の処理を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- ③法第27条に規定する許可の取消し等の場合の措置義務を行うに足りる経理的基礎を有すること。（※保管設備の容量に相当する汚染土壌を処理する場合に必要となる

費用及び当該施設の敷地について土壤汚染状況調査を実施する場合に必要な費用、2年間以上の地下水モニタリングを行うために必要な費用の合計額以上の財産を有していること。）

#### 14. 汚染土壤処理業による汚染土壤の処理の基準（法第22条第6項関係）

汚染土壤処理業者が行う汚染土壤の処理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 提出した事業計画に従った汚染土壤の処理を行わなければならない。
  - (2) 汚染土壤の処理に関し、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法（昭和33年法律第79号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）その他生活環境の保全に関する法令及び条例を遵守しなければならない。
  - (3) 汚染土壤の処理に伴って発生する汚水の適正な処理及び地下浸透防止
    - ①汚染土壤処理施設から排出される水を公共用水域又は下水道に排出する場合には、排出水の汚染状態が当該汚染土壤処理施設の排水口において、水質汚濁防止法第3条に規定する排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。
    - ②汚染土壤処理施設から排出される水を公共用水域又は下水道に排出する場合には、水質汚濁防止法第3条に規定する排水基準に定められた事項について、同法に基づき環境大臣が定める方法により、毎月、当該排出水の汚染状態を測定しなければならない。
    - ③汚染土壤処理施設から排出される汚水又は廃液を地下に浸透させてはならない。
    - ④汚染土壤処理施設の地下水の下流域の地下水の水質を3月ごとに測定しなければならない。ただし、測定した地下水の汚染状態が、地下水の水質汚濁に係る環境基準に適合していることが1年間確認された場合にあつては1年ごとに測定すれば足りることとする。
    - ⑤④の規定にかかわらず、埋立処理施設以外の汚染土壤処理施設であつて、地下浸透の防止措置として環境大臣が定める措置を講じていると都道府県知事が確認した場合は、測定することを要しない。
  - (4) 汚染土壤及び汚染土壤の処理に伴って発生するガスの適正な処理
    - ①浄化処理施設又はセメント等製造施設において発生するガスを大気中に排出する場合には、当該ガスが当該施設の排出口において、大気汚染防止法第2条第1項第3号に規定する有害物質について、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、次の各号に掲げる有害物質の種類ごとにそれぞれ当該各号に掲げる基準に適合しないガスを排出してはならない。
      - イ カドミウム及びその化合物 1.0ミリグラム
      - ロ 塩素 30ミリグラム
      - ハ 塩化水素 700ミリグラム
      - ニ 弗素、弗化水素及び弗化珪素 10ミリグラム
      - ホ 鉛及びその化合物 20ミリグラム
      - ヘ 窒素酸化物 250立方センチメートル（ただし、排出ガス量が1日当たり10万立方メートル未満の場合には、350立方センチメートル）
- ※大気汚染防止法の附則において経過措置がおかれている場合は、その例による。

②浄化処理施設又はセメント等製造施設において発生する気体を大気中に排出する場合には、排出口から大気中に排出される①に掲げる有害物質の濃度を3月ごと（①に規定する基準に適合していることが確認された場合には、1年ごと）に、次に掲げる物質の濃度を1年ごとに、それぞれ測定しなければならない。

- イ 1,2-ジクロロエタン
- ロ ジクロロメタン
- ハ テトラクロロエチレン
- ニ トリクロロエチレン
- ホ ベンゼン
- ヘ 水銀
- ト ポリ塩化ビフェニル
- チ ダイオキシン類

③法第6条第1項第1号に規定する環境省令で定める基準のうち第一種特定有害物質の基準に適合しない土壌を処理する場合は、当該汚染土壌に含まれる第一種特定有害物質の大気への揮発を防止するために必要な措置を講じなければならない。

④汚染土壌の保管、処理、又は荷卸しその他土壌の移動を行うときは、汚染土壌の飛散を防止するため、次の各号のいずれかに該当すること。

- イ 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において行うこと。
- ロ 散水施設によって散水が行われていること（11（6）②イ、ハ及びニの措置が講じられている場所に限る。）。
- ハ 防じんカバーで覆われていること。
- ニ 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。
- ホ フード及び集じん機が設置されていること。
- ヘ 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

#### (5) 搬入された汚染土壌等の管理

①汚染土壌処理施設に搬入された土壌を当該施設外に搬出してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

イ 浄化処理施設において浄化処理した土壌（異なった区域から搬出された土壌と混合したもの又は不溶化処理を行ったものを除く。）について、法第16条第1項の環境省令で定める方法による調査（全特定有害物質検査）をした結果、特定有害物質による汚染状態が法第6条第1号の環境省令で定める基準に適合したものを搬出する場合

ロ あらかじめ搬出先として届け出た汚染土壌処理施設に搬出する場合（ただし、第二溶出量基準に適合しない土壌を埋立処理施設に搬出する場合を除く。）

②処理した土壌を他の汚染土壌処理施設において再処理するため、その土壌の運搬を他人に委託する場合には、当該委託に係る土壌の引渡しと同時に当該土壌の運搬を受託した者に対し、12に準じて管理票を交付しなければならない。

③分別等処理施設又は浄化処理施設から搬出された土壌の引渡しを受けた汚染土壌処理業者は、当該汚染土壌とともに12に準じて管理票を受領し、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、その写しを搬出した施設の汚染土壌処理業者に対して送付しなければならない。

④③の管理票の写しを受領した汚染土壌処理業者は、その写しを当該汚染土壌の搬出を行った者に送付しなければならない。

- ⑤汚染土壌処理施設に搬入された土壌から分離した物は、廃棄物処理法その他の法令に従い処理（廃棄物は、廃棄物処理法に基づいた処理）しなければならない。
  - ⑥セメント等製造施設を使用して汚染土壌を処理する場合には、13（2）①に記載された方法により、セメント等の品質の管理をしなければならない。
  - ⑦セメント等製造施設で製造された製品は、当該製品としての品質基準を遵守しなければならない。
  - ⑧引渡しを受けた汚染土壌を13（2）③の規定に基づき提出した書類に記載された保管設備以外で保管してはならない。
  - ⑨第二溶出量基準（海面埋立地にあつては、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第6号）第1条第2項及び第3項の基準を超過した土壌を埋立処理施設に搬入してはならない。
  - ⑩分別等処理施設において、第二溶出量基準を超過する汚染土壌を処理する場合には、他の区域から搬出された土壌と混合してはならない。
- (6) 汚染土壌処理業者は、汚染土壌処理施設の見やすい場所に許可番号、許可を受けた者の氏名又は名称、汚染土壌処理施設の設置場所、汚染土壌処理施設の種類及び処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態（種類及び含有量基準超過、溶出量基準超過又は第二溶出量基準超過の別）を表示しなければならない。
- (7) 当該汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌又は当該処理に伴って生じた汚水若しくはガスが飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したときは、直ちに、当該施設の操業を停止し、施設の点検を行うとともに、飛散等した汚染土壌等の回収その他環境の保全に必要な措置を講じなければならない。

#### 15. 汚染土壌処理業による汚染土壌の処理に関する記録及び閲覧（法第22条第8項関係）

- (1) 法第22条第8項に規定する汚染土壌処理業者が汚染土壌の処理に関する記録の方法は、(2)の事項を記載することのできる様式に記録し、その記録を5年間保存することとする。
- (2) 法第22条第8項に規定する汚染土壌処理業者が汚染土壌の処理に関し記録すべき事項は、次の事項とする。
- ①受け入れた土壌の量及び汚染の状況、受入年月日、処理を委託した者の氏名、処分した日（※管理票により保存することも可。）
  - ②公共用水域又は下水道に排出した排水の汚染状況を測定した日時及びその結果
  - ③汚染土壌処理施設の地下水の水質の汚濁の状況を測定した日時及びその結果
  - ④大気汚染防止法において測定が義務付けられているガス及び14（4）②に規定する排出されるガスを測定した日時及びその結果
  - ⑤14（5）①イの規定に基づき、法第16条第1項の環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が法第6条第1号の環境省令で定める基準に適合した土壌を搬出する場合には、当該土壌が要措置区域等から搬出され、処理が行われるまでの経緯、14（5）①イの規定に基づき実施した調査の実施日時、実施者、実施方法及び調査の結果並びに搬出日時、搬出先及び搬出量
  - ⑥汚染土壌処理施設から搬出した物（⑤の土壌を除く。）の搬出日時、搬出先及び搬出量（土壌を搬出した場合には、当該土壌を搬出する際に交付した管理票及び搬出先となった汚染土壌処理施設から送付された管理票）

## 16. 汚染土壌処理業による変更の許可等（法第23条関係）

### （1）汚染土壌処理業の変更の許可の申請手続（法第23条第1項）

法第23条第1項の変更の許可の申請は、申請者の氏名及び住所、汚染土壌処理業の許可を受けた者の氏名（法人の場合は、法人名）及び許可番号、変更すべき事項を記載した申請書に、変更事項に係る法第22条第2項の規定に基づき都道府県知事に提出した書類又は図面を添付して行わなければならないこととする。

### （2）許可を要しない汚染土壌処理施設の軽微な変更（法第23条第1項）

法第22条第2項の申請書に記載した処理能力（当該処理能力について法第23条第1項の許可を受けたときは、変更後のもの。）に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力が10パーセント未満減少されるに至るもの

### （3）届出を要する汚染土壌処理業の変更の手続（法第23条第3項）

法第23条第3項の変更の届出は、申請者の氏名又は名称及び住所、汚染土壌処理業の許可を受けた者の氏名又は名称及び許可番号、変更すべき事項を記載した届出書に、変更事項に係る法第22条第2項の規定に基づき都道府県知事に提出した書類又は図面を添付して行わなければならないこととする。

### （4）変更の届出を要する事項

法第22条第2項第5号に規定する事項又は法第27条に規定する許可の取消し等の場合の措置義務を行うに足りる経理的基礎に変更があったときは、都道府県知事に届け出なければならないこととする。

### （5）汚染土壌処理業の休止等の手続（法第23条第4項）

法第23条第4項の休止等の届出は、申請者の氏名又は名称及び住所、汚染土壌処理業の許可を受けた者の氏名又は名称及び許可番号、変更すべき事項、休止又は廃止の理由、休止、廃止又は再開の予定日、保管中の汚染土壌がある場合には、その処理方法を記載した届出書を提出しなければならないこととする。

## 17. 許可の取消し等の場合の措置義務（法第27条第1項関係）

法第27条第1項に規定する汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は許可を取り消された汚染土壌処理業者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- （1）処理の事業を廃止し、又は許可を取り消されたとき、現に汚染土壌が汚染土壌処理施設内に残存している場合は、他の汚染土壌処理業者に処理を委託すること。
- （2）地下水の汚染状況を測定し、地下水汚染が生じていない状況が2年間継続することを確認すること。ただし、要措置区域等に指定された場合又は地下水の汚染状況を測定した結果、地下水の汚染が無いことが確認され、かつ、（4）の調査の結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合していることが判明した場合は、地下水の汚染状況の測定を中止することができる。
- （3）埋立処理施設については、汚染土壌を埋め立てた場所を遮水シート及び厚さ50センチメートル以上の土（廃棄物処理施設の許可を得て、廃棄物処理を行っている施設において、排水処理施設が稼働している場合には、厚さ50センチメートル以上の土）、厚さ10センチメートル以上のコンクリート又は厚さが3センチメートル以上のアスファルトその他当該汚染土壌を埋め立てた場所への水の浸透を防止することができるものにより覆い、この覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。
- （4）土壌汚染の調査を実施し、その結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染

状態が環境省令で定める基準に適合しないと認める場合には、法第14条の申請を行うために必要な措置及び当該申請を行うこと。

- (5) 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は許可を取り消された日から30日以内に前各号の措置を行い、その結果を都道府県知事に報告すること。

#### **18. 許可証の交付等（法第28条関係）**

都道府県知事は、汚染土壌処理業の許可をしたときは、汚染土壌処理業者に対し、許可番号、許可を受けた者の氏名又は名称、汚染土壌処理施設の設置場所、汚染土壌処理施設の種類及び処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態を記載した許可証を交付することとし、許可を受けた者の申請に基づき、その記載事項に変更が生じた場合には、その書換えを、許可を受けた者が許可証を毀損又は忘失した場合には、再交付をそれぞれ行うこととする。



## 千 環 協 案 内

平成21年10月

発行 千葉県環境計量協会

〒264-0023 千葉市若葉区貝塚町1210-15

(有)ケースオフィス内

☎ 043-233-8967

編集 千環協経營業務委員会

委員長 綾田隆史 (株)太平洋コンサルタント)

委員 斉藤 健 (中外テクノス(株))

風間 智 (株)日本公害管理センター)

印刷 ワタナベメディアプロダクツ株式会社

〒260-0834 千葉市中央区今井3-21-14

☎ 043-268-2511